

令和5年12月5日から
令和5年12月6日まで

標 茶 町 議 会
第 4 回 定 例 会 議 録

於 標茶町役場議場

令和5年標茶町議会第4回定例会会議録目次

第 1 号（12月5日）

開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定	3
行政報告及び諸般報告	3
認定第 1 号 令和4年度標茶町一般会計決算認定について	8
認定第 2 号 令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について	8
認定第 3 号 令和4年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について	8
認定第 4 号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について	8
認定第 5 号 令和4年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について	8
認定第 6 号 令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について	8
認定第 7 号 令和4年度標茶町病院事業会計決算認定について	8
認定第 8 号 令和4年度標茶町上水道事業会計決算認定について	8

（令和4年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告）

議案第72号 標茶町立こども園条例の制定について（厚生文教委員会報告）	9
一般質問	9
櫻井一隆君	10
深見迪君	17
松下哲也君	29
本多耕平君	35
鴻池智子君	47
鈴木裕美君	51
渡邊定之君	59
齊藤昇一君	66
延会の宣告	69

第 2 号（12月6日）

開議の宣告	73
一般質問	73
類瀬光信君	73
議案第81号 工事請負契約の締結について	90

議案第 8 2 号	標茶町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について …	92
議案第 8 3 号	標茶町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について ……………	99
議案第 8 4 号	標茶町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について ……	99
議案第 8 5 号	標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について …	105
議案第 8 6 号	標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について ……………	109
議案第 8 7 号	標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について ……………	110
議案第 8 8 号	令和 5 年度標茶町一般会計補正予算 ……………	113
議案第 8 9 号	令和 5 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算 ……	113
議案第 9 0 号	令和 5 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算 ……………	113
議案第 9 1 号	令和 5 年度標茶町病院事業会計補正予算 ……………	113
議案第 9 2 号	令和 5 年度標茶町一般会計補正予算 ……………	113
意見書案第 1 5 号	パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める意見書 ……………	119
意見書案第 1 6 号	食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書 …	120
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）	……………	120
閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）	……………	120
閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）	……………	120
閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）	……………	120
日程の追加	……………	121
議案第 8 8 号	令和 5 年度標茶町一般会計補正予算 ……………	121
議案第 8 9 号	令和 5 年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算 ……	121
議案第 9 0 号	令和 5 年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算 ……………	121
議案第 9 1 号	令和 5 年度標茶町病院事業会計補正予算 ……………	121
議案第 9 2 号	令和 5 年度標茶町一般会計補正予算 ……………	121
閉議の宣告	……………	122
閉会の宣告	……………	122

令和5年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第1号）

令和5年12月5日（火曜日） 午前10時00分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期決定

第 3 行政報告及び諸般報告

第 4 認定第 1号 令和4年度標茶町一般会計決算認定について

認定第 2号 令和4年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計決算認定について

認定第 3号 令和4年度標茶町下水道事業特別会計決算認定について

認定第 4号 令和4年度標茶町介護保険事業特別会計決算認定について

認定第 5号 令和4年度標茶町後期高齢者医療特別会計決算認定について

認定第 6号 令和4年度標茶町簡易水道事業特別会計決算認定について

認定第 7号 令和4年度標茶町病院事業会計決算認定について

認定第 8号 令和4年度標茶町上水道事業会計決算認定について

（令和4年度標茶町各会計決算審査特別委員会報告）

第 5 議案第72号 標茶町立こども園条例の制定について（厚生文教委員会報告）

第 6 一般質問

○出席議員（12名）

1番 深見 迪 君	2番 櫻井 一 隆 君
3番 本多 耕 平 君	4番 鈴木 裕 美 君
5番 鴻池 智 子 君	6番 齊藤 昇 一 君
7番 黒沼 俊 幸 君	8番 長尾 式 宮 君
9番 松下 哲 也 君	10番 渡邊 定 之 君
11番 類瀬 光 信 君	12番 菊地 誠 道 君

○欠席議員（0名）

な し

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企 画 財 政 課 長	長 野 大 介 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君
農 林 課 長 兼	村 山 尚 君
農 委 事 務 局 長	
住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
や す ら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	富 樫 慎 也 君
社 会 教 育 課 長 兼	服 部 重 典 君
中 央 公 民 館 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
議 事 係 長	平 間 佳 奈 江 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開会の宣告

○議長(菊地誠道君) ただいまから、令和5年標茶町議会第4回定例会を開会します。
ただいまの出席議員12名であります。

(午前10時00分開会)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○議長(菊地誠道君) 日程第1。会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、

5番・鴻池君、 6番・齊藤君、 7番・黒沼君
を指名いたします。

◎会期決定

○議長(菊地誠道君) 日程第2。会期決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月7日までの3日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日から12月7日までの3日間と決定をいたしました。

◎行政報告及び諸般報告

○議長(菊地誠道君) 日程第3。行政報告及び諸般報告を行います。

町長から、行政報告を求めます。

町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) さきの臨時会から昨日までの一般事務及び行政執行上の経過につきましては、印刷配付のとおりでありますので、それによりご理解いただきたいと存じます。

なお、次の1点について補足いたします。

陸上自衛隊と在沖縄米軍による矢臼別演習場における実動訓練の実施につきまして、北海道防衛局から通知がありましたので、その訓練規模並びに対応を含めましてご報告いたします。

本年度につきましては、陸上自衛隊と米陸軍、陸上自衛隊と米海兵隊と合わせて2回の

共同訓練実施がありました。

米陸軍との訓練については、8月4日に北海道防衛局から訓練実施の通知を受け、その規模などは、9月14日から9月23日までの期間、人員は陸上自衛隊及び米陸軍合わせて約495名で、陸自多連装ロケットシステム、米陸軍高機動ロケット砲システム・ハイマース等による実射訓練を含む対艦戦闘訓練を行うという内容でありました。

米海兵隊との訓練については、8月29日に北海道防衛局から訓練実施の通知を受け、その規模などは、10月14日から10月31日までの期間、人員は陸上自衛隊及び米海兵隊合わせて約160名で、陸自多連装ロケットシステム、米海兵隊のハイマース等による実射訓練を行うという内容でありました。

また、航空自衛隊計根別着陸場においては、ハイマースを積載したC-130の離着陸訓練を実施するという内容でありました。

今回の訓練については、オスプレイの参加を予定していないことから本訓練に対する要請はしませんでした。が、大規模な訓練並びに在日米軍との実動訓練等が矢臼別演習場を使用して頻繁に実施していること、また、他方で防衛施設の設置・運用に伴い発生する各種障害の解消や緩和に対する対策の要望としまして、11月15日に関係4町による矢臼別演習場周辺自治体協議会として、安全対策はもちろんのこと、住民生活等に支障をきたすことのないよう防衛省に対し要請を行ったところであります。

日米共同訓練等、様々な訓練が日夜実施されており、これら防衛施設の設置・運用に伴い発生する各種障害は、防衛施設周辺住民の生活環境に多大な影響を及ぼしている状況にあります。

町としましては、4町の中でも着弾地が一番近いという事とそれに対する音の影響を受けており、障害を直接受ける周辺住民の生活の安定や酪農経営に対する障害を解消するためにも継続して要望してまいります。

以上で、今定例会にあたっての行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） 続いて、教育長から行政報告を求めます。

教育長・青木君。

○教育長（青木悟君） 令和5年第4回定例町議会にあたり、教育委員会が所管する業務につきましては、別紙印刷物をもちまして詳細にご報告しておりますが、8点について補足し、ご報告申し上げます。

はじめに「児童・生徒のいじめの問題に関する状況調査」についてであります。本町は、「いじめはどの地域、どの学校でも起こり得る」という認識のもと、年2回の調査により、きめ細かく実態を把握し、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に役立てております。

11月に実施しました、今年度第2回目の結果についてご報告いたします。

「4月から調査日までに、いやな思いをしたことがある」と回答した児童生徒は、小学生で約18%（56名）、中学生では約6%（11名）でした。

また、「どんなことをされたか」の問いに対しては、「冷やかしかからかい、悪口」

が小・中学校ともに最も多い状況です。

そして、「いやな思いをしたとき誰にも相談しない」と回答した小学生が約9%（27名）、中学生が約13%（25名）となっており、6月の第1回調査と比較すると小学校で若干減少し、中学校は同程度でした。引き続き、家族や教師、友人、相談窓口等、自分に合った相談方法で困ったらいつでも相談できることを繰り返し周知して参ります。

「いじめはどんなことがあっても許されないことだと思いますか」の問いに対して、小・中学校ともに90%以上の児童生徒が「そう思う」と回答しており、児童生徒のいじめ問題に対する正しい理解や意識が醸成されているととらえています。

この調査では、本人が「いやな思いをした」と感じたものは全て取り上げ、指導や相談の対象としており、調査結果については、全家庭に配布し、家庭と情報を共有して参ります。

今年度も町内の各小中学校では「児童生徒によるいじめ根絶1学校1運動」に取り組むとともに、「標茶町いじめ根絶子ども会議」を各学校の交流の機会として位置付け、児童生徒による主体的な活動を育てる取り組みを行い、いじめの未然防止・早期発見、早期対応に努めてまいります。

2点目は、「令和5年度全国学力・学習状況調査」についてであります。全国の小学校6年生、中学校3年生を対象に、小学校においては国語、算数、質問紙調査、中学校においては国語、数学、英語、質問紙調査が実施されております。英語は令和元年度以来の実施でした。

本町の調査結果の概要について申し上げます。

国語は全国正答率に対して小学校で上回り、中学校でわずかに下回りました。算数・数学は小学校、中学校ともに全国正答率を下回る結果となりました。英語は全国正答率に対して同程度の結果となりました。

学校質問紙調査では、町内のどの学校においても「子ども達の良い点や可能性を見つけ、褒めるなどの評価する取組」や「学級やグループでの話し合いなどの活動で、自分の考えを深めたり、広げたりする取組」の数値が高い結果となりました。

児童生徒質問紙調査では、「先生は、授業やテストで間違えたところや、理解していないところについて、分かるまで教えてくれると思いますか」の問いに対して、小学校で96%、中学校で100%となっております。

さらに、「学習の中でタブレットなどのICT機器を使うのは勉強の役に立つと思いますか」の回答が、小学生・中学生ともに90%以上となっており、一人一台端末が日常的に授業に取り入れられ、児童生徒の学力向上のために効果的に活用されていることが明らかとなりました。

以上、結果概要についてご報告いたしました。この調査において測定できるのは学力の特定の一部であり、学校における教育活動の一側面であることを踏まえつつ、課題について真摯に向き合い児童生徒の学力向上に向けて改善を図ることが肝要と考えております。

なお、今後実施予定の町独自の学力調査を含め、調査結果で明らかになった本町の傾向や課題をもとに、学力向上プランを作成し、「確かな学力」を育むための取組を推進して参ります。

3点目は、第51回標茶町駅伝競走大会の開催についてであります。

9月23日、好天にも恵まれ、第51回標茶町駅伝競走大会が開催されました。今大会から新たにハーフマラソンの部を追加して実施し、駅伝の部は23チーム、選手161名、ハーフマラソンの部は30名、合計で191名の選手が、標茶、磯分内間を力走いたしました。

今大会には、明治安田生命保険相互会社釧路支社、標茶町スポーツ協会、セイコーマート磯分内店のご協賛をいただくとともに、釧路開発建設部さんには、コース除草作業や国道の電光掲示板による大会の周知にご協力を頂いたところであり、あらためて感謝を申し上げます。

また、釧路キッチンカー協会のご協力により、閉会式会場にキッチンカーを出店してもらい、ゴール後の選手や多くの観戦者にご利用いただくことで、大会を盛り上げる一助となったところであります。

4点目は、「標茶町スポーツ・文化表彰」についてであります。

令和5年度標茶町スポーツ・文化表彰を、11月3日、「令和5年度標茶町総合表彰式」で行いました。

この表彰は、令和4年度にスポーツ大会や、文化活動等で優秀な成績を収めた方を表彰するものですが、文化部門については今回新たに創設されたことから、表彰対象期間を5年程度遡及して表彰を行うものであります。

本年度の被表彰者は、スポーツ部門1団体3個人、文化部門2個人であります。

「全国、全道大会等において優秀な成績を収めたもの」に対する被表彰者として、第50回北海道中学校柔道大会、女子70kg級において優勝されました、標茶中学校3年、矢島優芽さん。

第50回北海道中学校柔道大会、女子63kg級において準優勝となりました、標茶中学校3年、浦川雪菜さん。

第50回北海道中学校柔道大会、男子50kg級において第3位となりました、標茶中学校2年、吉田新さん。

第50回北海道中学校柔道大会、女子団体において準優勝となりました、標茶町立標茶中学校3年、柳田真緒さん、3年、浦川雪菜さん、3年、矢島優芽さん。

第11回グレンツェンピアノコンクール全国大会、幼児の部において銀賞となりました、塘路小学校4年、佐瀬優斗さん。

第36回北海道新聞短歌賞において佳作となりました、高取剛さん。

今回、受賞された皆さんが、今後も更に精進されて活躍されることを期待するものです。

5点目は、「第42回標茶町少年の主張大会」についてであります。

11月11日、標茶町コンベンションホールういずにおいて、保護者、教職員、応援の児童生徒ら約100名の来場をいただき開催いたしました。

今年度の大会については、4年ぶりに「小学生の部」も開催するとともに、小学生の部は、発表する内容も国語の意見文のみならず、総合的な学習の時間や特別活動等、教育課程内で学習した内容とし、複数名によるチームでの発表も可能として実施いたしました。

また、今回も大会運営の一部を標茶高校生徒会の皆さんに委ね、好評をいただいたところです。

発表者については、小学生の部、6校2個人、5グループ、中学生の部、3校4名により行われ、中学生の部の最優秀賞には、標茶中学校2年の高田美優さん、論題は「障がいについての一つの意見」が選ばれました。

最優秀賞の高田さんには、来年行われる釧路総合振興局地区大会に標茶町代表として出場していただくことになります。今回出場された皆さんの今後の健闘を期待するところです。

6点目は、令和5年度「標茶町文化講演会」についてであります。

この事業は、町内の有志による実行委員会の主催で、12月3日に、標茶町コンベンションホールういずにおいて開催されました。

講師にはスポーツキャスターで、元卓球選手で、2012年ロンドン五輪卓球女子団体銀メダリストの平野早矢香氏を招き、「昨日の自分より一歩前へ 卓球から学んだ挑戦することの大切さ」と題して、自分の目標をしっかりと持ち、口に出して他人に話すことが実現につながる。周りの選手ではなく、昨日の自分に勝つことを意識したことにより、自分が成長したことなど、貴重な講演をいただき、会場に訪れた皆さんの心に響く講演会となりました。

また、講演終了後には、標茶町酪農振興会による牛乳消費拡大運動として、しべちゃ牛乳1リットルの無料配布が行われ、来場者に喜ばれたところであります。

7点目は、児童生徒が全道・全国大会において、好成績を収めましたので、ご報告いたします。

令和5年度「どさん子元気アップチャレンジ」シングルロープ、全道大会「なわとびチャレンジ」学校部門の前期において、標茶小学校4年、高祖里桜さんが第3位入賞を果たしました。学校として運動、体力づくりに励んだ結果であります。

今後も進んで運動に取り組み、体力づくりに励むことを期待するところであります。

8点目は、標茶町図書館への図書寄贈であります。

標茶町古本市の会から児童図書8万9,630円相当の寄贈をいただきました。

この会は昭和59年より「古本市」を開催して、その益金で図書館に図書の寄贈をしていただいております。子どもたちの読書推進を願っての寄付であります。今年で累計総額275万円相当の寄贈となりました。

心より感謝の意を表するものであります。

以上で、今定例会にあたっての教育行政報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） ただいまの口頭による行政報告に対して、簡易な質疑を認めます。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議長から諸般報告を行います。

諸般の報告は、印刷配付のとおりであります。

以上で、行政報告及び諸般報告を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時20分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎認定第1号ないし認定第8号

○議長（菊地誠道君） 日程第4。認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、認定第7号、認定第8号を一括議題といたします。

お諮りいたします。

認定8案に関し、付託いたしました、令和4年度標茶町各会計決算審査特別委員会委員長から会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により委員長の報告を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は省略することに決定いたしました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより認定8案を採決いたします。

認定8案に対する委員長報告は、いずれも認定すべきものであります。

認定8案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号、

認定第7号、認定第8号は、委員長報告のとおりいずれも認定されました。

◎議案第72号

○議長（菊地誠道君） 日程第5。議案第72号を議題といたします。

本件に関し、付託いたしました厚生文教委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されておりますので、会議規則第39条第1項の規定により、委員長の報告を求めます。

厚生文教委員会委員長・櫻井君。

○厚生文教委員会委員長（櫻井一隆君）（登壇） 厚生文教委員会の報告をいたします。
委員会審査報告書。

令和5年第8回臨時会において、本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第75条の規定により報告します。

1. 事件番号、議案第72号。

2. 事件名、標茶町立認定こども園条例の制定について。

審査経過、審査日は令和5年11月17日、委員会を開催いたしました。説明員はお手元に配付の書類のとおりであります。お目通し願いたいと思います。

審査結果、原案可決すべきものとなっております。

以上で、報告を終わります。

○議長（菊地誠道君） これより委員長報告に対する質疑を行います。
ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。
質疑は終結いたしました。
これより討論を行います。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。
これより本件を採決いたします。

議案第72号に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。本件を委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、議案第72号は原案可決と決定いたしました。

◎一般質問

○議長（菊地誠道君） 日程第6。一般質問を行います。
質問の通告がありますので、順次発言を許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君）（発言席） 一般質問をいたします。

議席番号2番、櫻井一隆、答弁を求める方は町長としました。

質問の件名でございます。特別養護老人ホームやすらぎ園の早期建て替えをすべきと、こういう題名でございます。

質問の趣旨。特別養護老人ホームやすらぎ園は、本町老人福祉の拠点であり、利用者やその家族にはなくてはならない施設であります。同時に待機者もあり、施設の都合により待機を余儀なくされているか、あるいは他の町村にやむなく入所せざるを得ない状況も続いております。このような特別養護老人ホームやすらぎ園に対する町民の希望と期待について、町長のお考えを聞くものであります。

2点目は、特別養護老人ホームやすらぎ園の建設時期は昭和49年で、建設から既に49年経過しております。早期の建て替えが急務と思われますが、どのようなお考えでございましょうか。

3点目は、本町は防衛省の防音対策地域となっているが、やすらぎ園も対象と考えております。早期に建設計画を策定して、速やかに申請をすべきと思うが、お考えはどのようなでしょうか。

以上、3点お伺いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、櫻井議員の特別養護老人ホームやすらぎ園の早期建て替えをするべきとのお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、やすらぎ園につきましては、施設の老朽化や介護職員の不足などが喫緊の課題となっており、将来的な施設整備方針及び運営方針を早急に確立しなければならないと認識しております。

1点目のやすらぎ園に対する町民の希望と期待について町長の所見を聞くとお尋ねですが、ご指摘のとおり、12月1日現在の待機者は49名おり、町外の施設に入所されている方がいることも承知しております。多くの町民が、将来的にも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることを望んでいるということは言うまでもありません。それだけに、やすらぎ園に対する期待は大きいと理解しております。施設整備に当たっては、今後の将来人口や高齢者人口の推移を見極め、施設整備計画を含め、施設の在り方を総合的に検討していかなければならないと考えております。

2点目のやすらぎ園の建設時期は昭和49年で、建設から49年経過している。早期の建て替えが急務と思われるがどうかとお尋ねですが、前段申し上げたとおり、施設の老朽化は喫緊の課題となっておりますし、1点目でお答えしたとおり、やすらぎ園に対する町民の期待は大きいと理解しておりますので、早期の施設整備実現に向けて検討を進めてまいります。

3点目の本町は防衛省の防音対策地域となっているが、やすらぎ園も対象となると考える。早期に建設計画を策定し、速やかに申請すべきと思うが、考えを聞くとお尋ねです。

が、議員ご指摘のとおり、本町では、これまでも学校施設を中心に、補助率の有利な防衛省の防音対策事業により、施設整備を行ってきておりました。やすらぎ園の施設整備につきましても、防音対策事業の採択に向けて北海道防衛局との事前協議を進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 今、町長から早期の建て替えを考えるというお話がございました。やすらぎ園は、初めは100人規模ということだったのですが、令和元年の12月から80人定員ということになりましたが、現在は62名で3名が入所希望して調整中というふうに聞いております。これで、70人程度が今の限界かということなのですが、町長は、この70人程度ということ、どうなのでしょうね。このぐらいで今後も推移していくというふうにお考えでしょうか。まず、そこら、人数から確認していきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

入所の定員の関係でございますけれども、まず、介護職員の状況で入園者がどのような形になっていくかということが言えるかなというふうに思っております。

現状、介護職員につきましては、正職が20名、会計年度任用職員のフルタイムが8名、パートが3名ということで、今、運営を行っております。これは以前にも議会の場でもお話しさせていただいておりますけれども、国の基準が入所の場合は3対1、それにショートもございますので100名でカウントしていくと、入園の部分では33名、34名、それにショートが入りますから、基準でいくと、ショートが12名ということでいくと38名という形になっていきますけれども、うちとしては以前から100名のときには、いろいろ介護員の身体的負担、事故防止、あと研修、いろいろ勘案しまして42名でやってきております。先ほど言いました現状の介護員の人数でいきますと、70名弱というのが現状ではいっぱいかなと、そのように考えておりますし、今後も人口減少、高齢者人口も減少していくというところが見えておりますので、施設整備、これからありますけれども、100名の定員を維持していくというところはなかなか難しいかなと、そんなふうに担当としては考えております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 私も何度かやすらぎのほうを訪問いたしました。中で本当に感心したというか、ありがたいなと思いました。それは、デイサービスや何かの方々も受け入れたり、それからちょうど11月はお相撲があったので、そういう相撲の番付表を見ながら、誰が優勝するだろうとか、誰が今日は勝つだろうとかという投票もやっている。それはなぜやっているのだと聞いたのですよ。そうしたら、お年寄り、やっぱりそういう娯楽、相撲なんか特に好きだから、そういうものを皆さんにいろんな情報提供しながら生活の話題として楽しく興味のある生活を送ってもらいたいのだということで、その一つの方策として大相撲なんかの番付表を取って優勝者を当てるといふ、そういうことも継続的に

やっていると。こういうことで、いかに気持ちよく園内の生活を送ってもらえるようにするかということに努力しているわけですね。それに本当に私は敬服してきたわけです。僕もやがてそこにお世話になるかと思うのですが、そんなときに、こういう温かい形で介護していただければ本当にいいなと、こういうふうに思いました。

それで、町長、ちょっと急ぐのですが、この施設がもう今年で50年ですね。49年と書きましたが、50年になるわけですよ。もう傷んできました。北棟は昭和49年の6月、南棟においては昭和52年の4月というような開設時期になっておりますが、これをそういう今の人たちが元気なうちに新しいところに入れてあげたいと私は感じておるわけですよ。どうですか。町長、これ、いつ頃までに建て替えということをスタートさせていただけますか。お聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今、櫻井議員から、やすらぎ園の取扱い、中の対応について本当心温まるものがあるということをご紹介いただきまして、本当にありがとうございます。本当に少ない職員の中で本当に一生懸命頑張っていることをまずご理解いただいたことに感謝申し上げたいと思いますが、ただ、今、施設については、今、議員からあったように、昭和49年に50床が最初開設して、非常に人気があるということでさらに、昭和52年だと思うのですが、50床がまたオープンして、100床でということになってきています。老朽化をしていることは十分承知ですが、大規模改修を行いながら、現在も施設を最大限延命させるための作業をしながら、議員から風呂の改修とかいろんなこと、それから入浴機器とか、そういったものについても常に更新しながら、利用者が安心して暮らせる部分についてはやれることを今やってきております。

では、いつから新しい施設という部分につきましては、今一番私どもで考えているのは、いかにして有利な財源を確保しながら、標茶町の全体的な財政運営も考えながらやっていくということを一番に考えていまして、議員からもご質問がありましたように、やはり防衛省の補助事業が一番だろうと、そんなふうに思っています。厚労省の補助金事業もあるのですが、やはりユニット型といって個別の部屋をたくさん造らなければならない。それを造ることによって、また利用者の負担も増える。そういったことも含めて考えると、防衛省の補助事業を有効活用するのが一番だろうかと考えています。

ただ、防衛省の補助事業についても、これまで防衛省とのやり取りの中では、今、学校関係、ご存じのように標茶中学校が一定程度終わりました、次、残っていましたみどり保育園に、今、着手しているということを最優先でやっています。もちろん高齢者も大事なのですが、ゼロ歳児を預かる保育園の改修も喫緊の課題だというふうにやっていますので、そのめどをつけて、次、やすらぎ園という形で考えていますし、最終的にはそれが終われば、役場庁舎についても防衛省の補助事業の対象になるということで、これについては北海道防衛局の幹部に会うたびに私のほうから、次はみどり保育園、次、やすらぎ園、次、役場庁舎ありますのでということで、常に話をしています。ただ、これは相手のある話ではございますので、それと環境整備含めて、それに補助事業に応えるた

めの条件、いろんな整備、どういう規模のどういうものを造るかということをしつかり組み立てながらやっていかなければなりませんので、今すぐいつできるのだということについてはちょっとこの場では私どものほうから明言することできませんけれども、最大限努力しているということだけご報告させていただきたい、そんなふうに思いますので、今後とも応援していただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 今、この建設問題について、みどり保育園が来年度から設計に入るのか、完成は2年ぐらい後ですか、3年、令和8年ぐらいになりますか。となりますと、防衛予算を求めるのであれば、早めに申請するというか、頭出しをさせると。

それはどういうことかといいますと、町長もご承知のとおり、防衛省の予算を取るということは、現地の確認が必要になるわけですね。そうしたら、その確認は何だといったら、音を取るといことなわけですね。今回、りゅう弾砲のほかにハイマースなんかも実射されたようです。非常に大きな音、そして皆さんも見たかと思うのですが、そのミサイルを空輸するために飛行機も飛んだと。非常に低い高度で飛んで写真も撮られた方もいるようですが、ないほうが本当はいいのですけれども、そういう有事があるということで、いろいろ組んで、もうだんだん段階的にエスカレートしていると。そうしたら、町長おっしゃったように、皆さんがご承知のとおり、標茶は着弾地なわけですね。着弾地に向かって近いのです。ですから、音が物すごく大きくなる。こうすると、早めに申請して、そして音を取ってもらう。1回、2回とやっても駄目なときは3回と、こういうふうになるわけですが、いつでもかつでも取れるわけではないですから、そうすると2年、3年かかると思うのですよ、うまく取れるまでには。そうしたら、今みどり保育園がこれから建設に向かっていくのですが、それと並行しながら、そういう申請手順を踏みながら、早めに着手される、申請の準備をされる、こういうことが急ぐのではないかと思うのです。

今、待機されている方も既に29名、急を要するという人も29名いるわけです。そういう人もフォーカスするためにも、間髪を入れず、併走しながらでもいいですから、調査、設計のほうに入っていただきたいと、こういうふうに思います。急いでいただきたいなと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

まず、議員からご指摘いただきました頭出しということでございますけれども、本町はこれまでも防衛事業で施設整備をやってきた際には、まずはその頭出しをしながら計画的に準備を進めてきたという経過がございます。

やすらぎ園、特養につきましても、今年度に入って、防衛局のほうには、まずはこの防音事業で対象となる施設かどうかということを確認したところ、対象の施設にはなっておりますと。ただ、補助の採択を受けるに当たりましては、採択基準、一定の要件を満たさなければならない。そこには、今、議員ご指摘ありました音量測定、それと防音事業の基本は、現有施設の改造でございます。改造で防音仕様にならないとみなされたときに関し

て改築ということで進んでいきます。まずは耐力度調査、既存の施設の構造がどうか耐力度調査を行いまして、そこで出た基準でもって、改築であれば改築の音響の測定、改造であれば改造の音響の測定のレベルをクリアしていかなければなりません。そこで、あと今度は工事の種別が決まってきます。その工事の種別によって、補助の割合も変わってくる。その一連の流れがありまして、そこで最終的な実施計画を提出して、補助の採択という形になりますので、かなり事務的には若干年数が必要になりますけれども、いずれにしても頭出しというところは並行して進めていかなければならないかなというふうに考えておりますので、その辺は計画的に迅速に進めていきたいなと、そのように考えております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 今、頭出しという説明もありました。本当にその頭出しをして、認定になるまで何回も何年かかるということは、今までみどり保育園とか学校とか、そういうことで標茶はもう既に何か所もやっておりますので経験済みですから、その経験を生かして、いつ頃までに建てたいからその前、何年かかるのであろうという予測もつくはずです。したがって、その計画を何年に建てたいということを大まかな目標を持って早く始めていただきたい、こう思います。町長、どうでしょうか。やってくれますか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 今、担当からスケジュールについては詳しく説明したのでお分かりだと思いますが、それについてあと最終的にどの辺を目指すかについては、町全体の財政運営、これからどういったものが必要になるのか、例えば今、緊急的な対応としてエアコンの設置が必要だとか、そういったものも含めてどういう影響があるかによってそういったものの着地点も変わってくるのかな、そんなふうにも考えていますので、慎重に時期については検討してまいります。

ただ、時期についてはできるだけ早くというふうには、優先度は高いというふうに理解はしていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 今、町長は優先度も高いということで、大体これで私の思いも町長の思いも同じ方向にあるなというふうに確認いたしました。あとは、運営者である町がどのようなスタンスで、どのような規模でもって臨もうとするのか、また、そういう詳細が出たら議会にもお話があると思うので、そのときにまた詳しい話は聞いていきたいと、こう思います。

それでは、2点目についてお伺いすることになります。

2点目も大体同じようなことなのですが、ただ、これで違うのは、設置条例、目的が違うということで、2つの案件に分けさせていただいたという次第でございます。

同じに、答弁を求める者は町長といたしました。

質問の件名は、標茶町軽費老人ホーム「駒ヶ丘荘」の早期建て替えを求めるというものでございます。

質問の趣旨。標茶町軽費老人ホーム「駒ヶ丘荘」は、「家庭環境、住宅事情等の理由に

より居宅において生活することが困難な60才以上の者であること」と設置条例の第5条、入居資格について書いてございます。この「駒ヶ丘荘」は、入居者の苦情、要望などはどのようなものがあるのか、また、どのような形で受付をし、そしてこれをどのような形で解決して入居させているのか、そこについてまずお聞きをしたい。

2点目は、この「駒ヶ丘荘」は、平成30年9月にレジオネラ菌対策を含め490万円をかけて修理してございます。建物の建設は昭和56年2月でございまして、築42年経過しております。大変劣化が進んでいるわけです。これも早期の建て替えが必要と思われるので、どのように町長はお考えなのか、併せてお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 2番、櫻井議員の標茶町軽費老人ホーム「駒ヶ丘荘」の早期建て替えとのお尋ねにお答えいたします。

軽費老人ホーム「駒ヶ丘荘」につきましては、在宅での生活に不安がある高齢者の方が24時間安心して暮らせる住まいとして、生活用の様々な支援を行いながら運営しており、12月1日現在、20戸、21名の方が入居しております。

本来は「独自で自炊等、日常生活を営むことができる」ことが入居要件となっておりますが、入居者の一部には、高齢等により食事や通院等の支援が必要となり、訪問介護、通所介護、給食宅配、移送サービス等の居宅サービスを利用しながら自立した生活を送っております。

1点目の入居者の苦情、要望等はどうのようなものがあり、また、どのように受け付け、解決しているかとお尋ねですが、入居者の苦情や相談の受付につきましては施設長が担当しており、苦情相談の利用時間や利用方法など、入居者に通知しております。なお、入居者からの苦情については、近年寄せられたことはありませんが、生活上の相談事や施設運営及び施設設備等に関わる相談事、お願いにつきましては、その都度、施設長及び事務員が対応し、解決を図っております。

2点目の建物の建設は昭和56年2月で築42年となっており、劣化が進んでいる。早期の建て替えが必要と思われるが、どのように考えているのかのお尋ねですが、議員ご指摘のとおり、駒ヶ丘荘につきましても、やすらぎ園と同様に施設の老朽化は喫緊の課題と認識しております。現在、駒ヶ丘荘は軽費老人ホームB型として運営していますが、現存しているB型の軽費老人ホームは経過的措置の施設となっており、今後、施設の老朽化等で建て替えをする場合は、C型のケアハウスに転換していくことになります。ケアハウスにつきましては、やすらぎ園に入園するまでの中間施設として、食事の提供や掃除、洗濯などの生活サポート、緊急時の対応など、将来的にも町民ニーズは高いと考えております。第9期の介護保険事業計画のアンケート調査においても、6割以上の方がケアハウスは必要だと回答していることから、今後の施設整備に当たりましては、やすらぎ園の施設整備に合わせて合築も視野に入れながら検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 今、町長からる説明がございました。

僕も何回かこの施設にお邪魔して、直接入っておられる入居者の方とお話もさせていただきました。そこで共通して聞かれるのが、いや、本当にいい施設だし、お風呂もありますし、みんな和気あいあいと、公営住宅とは違う生活環境だと。やっぱり一度公営住宅に出入りした方もいるようで、どうしても公営住宅だとドアをぱんと閉めてしまうと、隣は何をやっているのだろうということで、音も聞かなければ誰も何も分からないと、2階に誰が住んでいるのか、3階は誰なのかということも分からないのだと。だけれども、この老人ホームにおける駒ヶ丘荘は、よく時代劇に出てくる長屋的な、そういう住民生活というかな、みんなが助け合いながら和気あいあいと暮らしていると。そういうふうに公営住宅とは違う温かみがある、そういう施設だなと、私はこう感じてきたのです。本当に皆さん仲よくお互いの体をいたわりながら生活をしているのだなと、そんなふうに考えて、ますますこの施設が、60歳以上が入れるということでございますが、本町において駒ヶ丘荘というものは、みんなの生活に根づいている、希望者が絶えないのではないかと、こう思います。重要なものだと思うのですが、そこらは町長も共通認識と思うのですが、さらに進めたいのですが、これも古くなっておりまして、結構空き部屋が目立っております。どうしても2階等の空き部屋に行きますと寒いと。ですから、空き部屋が両方にあって真ん中の部屋に住んでいる人は寒いのだよと。夏は涼しくていいみたいですけれども、冬は寒いと。どうしても、昔の断熱構造でございましょうから、断熱材も落ちている可能性もあるし、やっぱりそこらが難を言えば新しくしてほしいということだったのです。

どうでしょう。これも老人ホームと同じように、時期も大体似通ってございます。ですから、できることならば、この新型ケアハウスということでいきたいと。老人ホームとの中間施設ということでしょうけれども、これも防衛予算の中でやれるものだったらやっていただきたいな。これ、併せることというのはできないものですかね、やすらぎ園と。どうでしょう。目的が違うから無理ですかね。

○議長（菊地誠道君） やすらぎ園長・穂刈君。

○やすらぎ園長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

軽費老人ホームの場合はちょっと特養とは違うのですけれども、特養は防音事業の一般防音というメニューでして、軽費老人ホームは防音助成というメニューで、一応施設的には防音事業の対象施設ではありますということは防衛局のほうには確認をしております。ただ、特養と同じで、やはり採択の基準、要件がありますので、それらをまずはクリアしていかなければならないというところは、これは軽費老人ホームも特養と同じでございます。

あと、合築ですか、併設の部分については、これはまた防衛局といろいろ協議を進めていかなければならない話になってくると思うのですけれども、一応今年度に入りまして、うちの考え方ということは防衛局のほうには、基本的な考え方ですけれども、特養と既存のデイサービス、そして軽費老人ホーム、この3つを併設、合築するような形でというお

話はさせてはいただいていますけれども、あと具体的な協議については可能かどうかというところは、これからのお話になってくるかなと、そんなふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 櫻井君。

○2番（櫻井一隆君） 私が思っていた以上の回答を得られました。

今後、やっぱりこの2つの施設を併せたような形で、併走して建てていけるのかどうか、これは町側の努力によるものだと、こう思っております。町民もこの両施設はどうしても必要であるというふうに思っておりますし、早めに皆さんの期待に応えるような結果を出していただきたいと、このように私も思います。

できることならば、いついつまでという回答をいただきたいのですが、それは欲というものでしょう。あとは行政の、町長のかじ取りにお任せいたしますので、どうぞ早く頭出しをし、申請していただきたいと、こういうふうに思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（菊地誠道君） 以上で2番、櫻井君の一般質問を終了いたします。

深見君。

○1番（深見 迪君）（発言席） 質問の前に議長にちょっとお願いがあるのですが、それは欲というものでしょう。あとは行政の、町長のかじ取りにお任せいたしますので、どうぞ早く頭出しをし、申請していただきたいと、こういうふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 皆さん、了解しているみたいなので。

○1番（深見 迪君） よろしく願いいたします。

それでは、質問に入ります。

初めは、小中学校のトイレ個室に生理用品を直ちに置くべきだという趣旨で質問をしたのですが、3回目の質問になります。

令和4年第2回定例会と令和5年第3回定例会で同じ質問をしましたが、その後の経過をまず伺いたいというふうに思います。

2回の答弁を聞くと、「学校トイレに限定した対応ではなく、他のトイレへの設置を含めた社会全体の取組が重要であると考えている」という非常に前向きなご答弁もいただきましたし、昨年は「学校トイレの個室に生理用品を置いてあることが望ましい方向性だと私は理解しております」というふうに答弁されています。また、「生理用品はトイレトペーパーと同じようにというのは、この先そのように世の中変わっていくのだろうと私は理解している」というご答弁もいただきました。その上で、「子供たちや保護者の意見を反映させて、学校として判断していきたい」との答弁もされていました。当面は保健室対応で十分と思っているとしながらも、いずれもその必要性、トイレ個室に生理用品を置くことを認めた上で検討するとの答弁でありました。

その後、それがどのような取組、検討をし、どのような結論を出したのか伺いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 1 番、深見議員の小中学校トイレ個室に生理用品を直ちに置くべきだとのお尋ねにお答えいたします。

1 点目のその後の経過を聞くに関するお尋ねですが、令和 4 年第 2 回定例会、令和 5 年第 3 回定例会においても同様の質問をいただいておりますが、その後については、去る第 3 回定例会終了後に各学校に対し、各学校の設置の状況や道教委による道立学校での取組状況と併せ、今後の配置検討について通知をさせていただいております。各学校においては、養護教諭の意見も踏まえた上で、現状について改めて検討いただいております。

次に、その後どのような取組、検討をし、どのように結論を出したのかとお尋ねですが、取組については、1 点目でお答えしたとおり、各学校での設置の必要性などを検討いただいたところであります。改めて各学校において学校の実態を確認したところ、児童生徒、保護者、PTA 役員等も含め、要望や意見、相談などはどの学校からも出ておりません。学校で生理用品が必要となる場合として、初めて使う場合、緊急的に必要となる場合が想定されますが、生理に関する指導は適切な時期に丁寧に行っていること、利用の仕方を含め、自分に合った生理用品を携帯するなどの指導を徹底していること、また、生理に不安を抱えている児童生徒とは保護者と頻繁に連絡を取り、本人とも直接指導ができるよう、小規模校のよさを生かし、日常的に相談する体制づくりができていることなど、その指導のきめ細かさについて改めて認識したところであります。

また、校舎が古く、トイレ個室の湿度等を含め、衛生面などに不安があり、保健室に常備したほうが安心して使用できるという回答もありました。健康安全指導の目的は、児童生徒自身が自らの健康管理について考えられるようにすることであり、必要なときに適切な行動ができるように親の役割も含めて指導するのが生理に限らず学校の責任というのが、町内学校の共通認識でもあります。

現状において、1 校を除いた学校については保健室への設置で対応可能と考えており、トイレ個室の設置に向けて、この段階で具体化や必要性には至っておりません。以前も答弁したとおり、生理用品を携帯するのを忘れるかもしれない、さらに保健室に生理用品をもらいに行けない子がいるかもしれないという仮定で、学校の全ての女子トイレ個室に生理用品を具備することは、児童生徒にとってはより便利で手厚い環境であるとは考えますが、イコール全ての学校で実施すべきというものではないとも考えております。また、生理が突然起きるかもしれないという仮定で設置を考えるのであれば、トイレトペーパーと同じように全ての女子トイレの個室に設置されるべきであり、学校に限った議論であるべきではないと考えているところでもあります。

以上のことから、教育委員会としては、現状で町内全ての学校の女子トイレ個室に生理用品を設置する考えはございませんが、今後も現状や課題を踏まえ、各学校において判断し、対応することとしておりますので、ご理解賜ります。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1 番（深見 迪君） 前回の答弁とほぼ同じで、今回はかなりはっきり、検討というこ

とではなくて、そういう考えはないということでしたので、前回より全然学習も進歩もしていないなど、失礼な言い方かもしれませんが。

私、グラフを持っているのですけれども、ここにずらっと、全都道府県のグラフですよ。進んでいるのですよ。50%以上が、相当出てきているのですね。これ今でも進んでいるのですよ。北海道は11%ですよ。これは国の政府の方針でもあるジェンダー平等、この方針に照らし合わせても、こうすべきだという考えを私たちが改めていかなければならない、そういう内容なのです。

もうかなり全国の実践の例を、私、前回も前々回も示しましたので、今、時間もないですから改めて言う必要はないと思うのですが、一言二言言えば、昨年12月に沖縄で行ったアンケート、これを見ると、これは県内の小学校4年生から高校3年生までの女子生徒を対象とした生理用品に関する実態アンケートの最終結果がまとめられて、これを見ましたら、生理用品があると助かる場所、これについて尋ねたところ、「女子トイレの個室の中」というのが90.4%もあった。「保健室」が30.2%。「女子トイレの手を洗うところ」、トイレの中ですね、これが17.6%。それから、先ほど教育長おっしゃった保健室に生理用品をもらいに行くことを子供たちがどう感じるか。「助かっている」というのが40.3%いました。しかし、「行きづらい」というのも37.5%もいるのですよ。この一人一人の子供のそういう考え方、これについてやっぱり寄り添うことがジェンダー平等ではないですか。

この点での私たちの、私も男ですからそういうのは恥ずかしいけれども、いろんなところへ行って聞いてきました。薬局へ行って薬局の女性の、それは前回も話しましたがけれども、販売されている方にいろいろ聞いてきたりもしました。そういう私たちの、ここ、議場を見ても分かるように男社会ですよ。そういう人たちが本当に、子供たちの心の奥底にあるそういう、生理用品が女子トイレの個室に置いてあればすごくいいのだけれどもなどという、心の奥底まできちっとつかんでいるのかという疑問を抱かざるを得ないのですよ。

それは教育長、どうですか。いろいろ調査もされたようだけれども、大人の感覚や男の感覚で答える人が多かったり、あるいは保健室でも全く違う考えを持っている保健の先生、養護の先生がいらっしゃると思うのですけれども、例えば養護室に行ったときに、うちは小さな学校が多いですから養護室に行くこと自体が恥ずかしいというようなこともあったりするのですけれども、そういう子供の内面に寄り添った、現実に寄り添った調査は行われましたか。どうですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えをいたします。

そういった現実的な生理用品に関する具体的な調査というのは、子供たちには行っておりません。ただ、やはり日常の学校教育の中で様々な形で今の時代は、子供との面談であるとか、保護者との懇談会、PTAの役員会、学校の教育調査、学校評価、様々な場面では保護者あるいは児童生徒から聞く機会というのは十分あるというふうに考えております。

あわせて、今回も校長会を通して様々な形で、我々ももう3回目でありましてけれども、本当に大丈夫ですかという、そういった調査も行っている中で、やはり各学校からは、そ

ういった養護教諭とのコミュニケーションをしっかりとって、子供たちに安全指導できていると、そういう自信を改めて確認したところでもあります。これがうそだと、全然見えていないと、そういうふうな疑いを持たれてしまえば、それを確証する方法はないのかもしれませんが、学校としては、改めまして標茶町の学校の先生方は非常に子供たちとコミュニケーションを取れて、そういった保健、生理指導も含めて安全指導はできているというふうに確認をしたところでもあります。

また、やはり前回の議会でもかみ合っていないというお話をされていたところですけども、校長からはこういう指摘もありました。やはり誰のために何のためにやるのかによって方法や対応は違ってくるのではないかと、そういったところがずれているのではないかとという指摘もありました。私、これは非常にそのとおりだなというふうに感じています。やはり議員おっしゃるように、忘れてくるかもしれない。そして、養護教諭に言えないかもしれない。突然生理が来るかもしれない。もし、そういった子がいて、それがかわいそうではないのかと言われたら、それはかわいそうであります。それはもう全く意見一致するところでもあります。

ただ、同時に学校は、やっぱり様々な環境の子がおります。虐待であるとか、性的偏見であるとか、あるいは部活動で、これは今はないとは思いますが、激しい運動のために生理が不順になってしまったり止まってしまうたり、あるいはストレスや強い悩みでやはり不順になったり体調を崩したり、様々な子がいて、その子をいかに早期発見して対応するか、それはやはり担任や養護教諭とのコミュニケーションしかないというふうに考えています。生理用品をトイレ個室に置くことは、確かにそれは困った子にとっては、すばらしい、いいことかもしれませんが、同時に養護の先生は週に何回かトイレ個室を回って、なくなった生理用品を補充する、そういった物の管理に労力が費やされてしまう可能性もあるわけであります。学校が大事にしたい子はどちらなのか、これは二者択一ではありませんが、やはりそういった多様な子への対応ということを学校は大事にしているのだなということも、この2回の調査で改めて確認したところでもありますので、そういったところも議論がかみ合っていない原因なのかなと改めて感じたところでもあります。

もう一つのかみ合っていない理由は、先ほど質問の中にもありましたけれども、島田前教育長の答弁、私も前回の議事録を拝見しましたが、「生理の貧困という点からのお答えでありましたので」という前置きがありましたので、やはり何のためかという、その目的もこの2年間でずれてきているのかなというふうに感じているところです。生理の貧困という面であれば、やはりこれは解決すべき問題であり、この答弁は、所見は納得できるところであります。困った子、生理の貧困、それからそのほか本当に埋もれている、見つけ出さなければいけない環境の子供たち、いろんな子が学校にはいるということ、それを見つけて出して、未然防止、早期対応することが学校の役割であると、学校は判断しているということも理解していただければと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 今、教育長のご答弁の中に、私、子供の内面にきちっと迫って寄り添ってこの問題を考えるべきではないかということを言いました。肝心の子供の声をあまり聞いていないというご答弁されましたね。ここが一番大事なところなのですね。様々な実施しているところの実態をぜひ見て、もちろん私たちよりも専門職の教育長でありますから、よく調べられているとは思いますが、例えばさっきトイレ個室の生理用品の点検とか取替えとか、これ、進んだ高校では高校生、生徒会がやっているのですよ。というようなところもあります。

この問題というのは、今こうだからあだからということではなくて、女性の生理に対して、特に未成年の子供たちの生理、学校という場面、場所でのそういう子供たちの生理の問題に対して、口で性教育をすればいいという話ではなくて、それにどう大人社会が対応するのか、学校が、教育現場が対応するのかという問題なのです。だから、私たちの意識を改革しなければいけないのです。これはさっき、これ見えない表で悪いですが、全都道府県の実施している割合ですよ。60%を超えているところがいっぱいあります。それに対して、残念だけれども北海道11%と。

私、世界の状況も調べました。スコットランドでは、2020年、無償で法律までつくって、全て無償でこれを行っている。ニュージーランド、2021年から全ての学校で生理用品の無料提供が開始されている。そのために、ここは女性の首相ですが、来年度は約26億円の費用、これを予算計上していると。アメリカでは、25の州で2023年7月に生理用品の無料提供が決まったと。それから、オハイオ州なんかでは、6年生から12年生までの女子生徒がいる学校に500万ドル、7億円の予算計上も行っていると。もちろん必要であれば6年生以下も。これをずっと言っていくと、全世界言ってしまうと時間なくなりますから、フランス、お隣の台湾、韓国、南アフリカ、ザンビア、ボツワナ、ケニア、こういった国々でも行っているのです。なぜ行っているのか。これは、今、教育長がるるおっしゃった学校の中の調査とか説明とかではなくて、ジェンダー平等の考えに立った上で私たちの意識改革を行った上での世界的な改革の流れなのです。日本が遅れたら駄目です。日本だって、さっきの表のように進んでいるところはどんどん進んでいるのです。遅れてはいけません。

これは単なる予算の問題とか、そういった問題ではなくて、あるいは学校経営上の問題ではなくて、その子の内面に寄り添った、そういう形でこれを進めていかなければならないということなのだと思うのです。生理用品の無償化というのは、ただ単に経済的な負担を減らすというだけでなく、これこそ性教育だと思うのですが、あらゆる女性が尊厳を持って生理期間を過ごせるために重要なステップだと。生理用品が入手できないことを理由に女性が学校や仕事を制限されることもなくなるだろうと。前の質問で私、それがあつたために学校に行かなかったという子供がいるという例も説明したのです。私が調べたことが何か全部無駄になっているような気がして残念だなというふうに思うのですが、そういう私たちの考え方をまず変えていくと。現状どう見るかだけでなく、まず変えていくというところからぜひ取り組んでいただきたいと思います。これ最後にしま

すけれども、どうですか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられていたデータ、私も調べていろいろ感じるところがあるのも事実であります。

今、生理の貧困、無償化という観点から世界の事例をお話しされていたところですが、やはりこれはもう一つ大きな問題であると思います。これは学校に限ったもちろん問題ではなくて、社会が同じ意識で全ての施設でこれは進めていかなければいけない問題でもあるというふうには認識しております。社会がやっぱり変わっていくという方向、前の所見にもありましたとおり、トイレトペーパーと同じように置かれるという、そういった社会が来れば、それは一番いいことであるというふうに思います。

私も男で恥ずかしいものですから、娘が4人いますので、それぞれどういった形なのか生の声を聞いてみたところでもありますけれども、やはりトイレ個室であるならば、きちっとした自動販売機のような、ちゃんとした衛生的な装置がついていて、そこで引き出せるようなものであればいいねという答えも4人の中の1人でありました。ただ、やはり個室トイレ、おしっこするところにぼんと置かれても、ちょっと私はちゅうちょするという話もありました。いろいろな意見が、この問題に関しては様々な観点から問われるべきであり、これは学校にだけ課せられた課題ではないというふうに感じています。

あわせて、道教委も1つかじを切っておりますので、議員が昨年いろいろ調べられたデータも改めて私も拝見しましたので、そういったことも今後も学校とやはり引き続き協議はしていきたいですし、今、標茶高校では学校のトイレ共用スペースに置いたという実践を始めたところでもありますので、そういったところも校長会、教頭会連携で進めておりますので、情報共有しながらまた対応していくことがあるというふうには思っておりますので、どうぞご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 全都道府県のうちで50%以上実施を始めたところが11あるのですよ。これ、まだ何年か前の資料ですから、まだ進んでいると思うのですね。それと、今、教育長とばかりやっていますけれども、校長、職員、それから養護職員、この人たちだっもう大人ですから意識改革しなかったら、これは解決していかないと標茶はどんどん遅れていくというふうに思います。

それで、ぜひそのことを要望したいなと。そして、何よりも子供たちの内面に寄り添うような、そういう取組をしていただきたいと。そういう取組をしていく中で、我々が変わっていくというような内容にぜひしていきたいなというふうに思うので、そのことを要望して、またこの次は男の私ではなくて女性の議員がきつと後を受け継いで質問してくれるのではないかなと思うのですけれども、ぜひそういう前向きの姿勢でお願いしたいなというふうに思います。心優しい教育長ですから、この場で激しくやり取りしたくないもので

すから、今日はちょっと失礼なことも言ったかもしれませんが、ぜひその辺の取組をお願いしたいというふうに思います。

2点目の質問に入ります。

2点目の質問は、「子ども食堂」の問題です。

本町でも「子ども食堂」がNPO法人の手で実施されています。去年は、6、7、8、9、10月の5回、今年は6、7、8、9、10、11月の6回の実施と聞いています。地域ぐるみの福祉の取組の一つが始まったなど私も喜んでいるところです。

全国的には「子ども食堂」の実施は2012年に始まり、もっとこの前に始まっているところもありましたけれども、2022年12月現在、7,300か所以上に急増したと聞いています。これは2012年の統計以来増え続け、2019年からの3年間では3,000か所以上も増えたことになります。

「子ども食堂」は、子供の中でも特に経済的、家庭環境に困難を抱えている子が行く場所と思われがちですが、実際は多くの子ども食堂は特別な条件は設けておらず、小さい子から高齢者までが訪れることのできる「誰が来てもいい」場になっています。実際、標茶の子ども食堂でも、高齢者の方と子供たちが本当に和やかに食事をしたり、おしゃべりをしたりというような交流の場になっているというふうに聞いています。また、食事だけの提供にとどまらず、イベントを行うなど地域の交流の場でもあります。「認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえ」というところが行った調査結果では、子供への食事提供は88.4%、子供の居場所づくりが83.7%、ひとり親家庭の支援が59.6%、多世代交流が57.5%、地域づくり・まちづくり56.4%というふうになっていますが、「子ども食堂」の意義や果たす役割について、この数字を見ながら町長の所見を伺いたいと思います。

本町でも実施しているとおり、「子ども食堂」の多くはNPO法人がボランティア活動を中心に実施していますが、全国的な支援体制も組まれています。管内の近隣町村では、家賃などの支援も積極的に行われているところもあると聞いています。本町としても、積極的な支援あるいは間接的な情報提供を含めての支援を強めてはいかがでしょうか。

また、まちづくりの一環としても広く町民に周知する活動を「広報しべちや」などを通して行うなど、町民、町ぐるみの取組になるよう考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 1番、深見議員の「子ども食堂」に理解と支援をのお尋ねにお答えいたします。

本町においては、昨年よりNPO法人により子ども食堂が実施されておりますことは、承知しているところでございます。

1点目の「子ども食堂」の意義や果たす役割について町長の所見を聞くところのお尋ねにつきましては、子ども食堂の利用につきましては、議員ご指摘のとおり特別な条件はなく幅広い対象者が利用できる場となっており、また、同時に食事の提供にとどまらず、地域の交流の場の機能を持ち合わせております。

認定NPO法人全国こども食堂支援センター・むすびえが全国の子ども食堂を調査した結果から、子供の食事提供、子供の居場所づくり、ひとり親家庭への支援、多世代交流、地域づくり・まちづくりが運営の主な目的とされております。

本町においての子ども食堂の意義や果たす役割は、昨今の社会構造の変化から地域とのつながりの低下が課題とされており、子供への食事提供を切り口に、地域との交流を通じてつながりを持ち、同時にひとり親家庭への支援、生活困窮家庭への支援への波及効果についても期待されると考えております。

2点目の隣接町村では家賃などの支援も行っているところもあると聞いているが、本町としても直接的な支援あるいは間接的な情報提供を含めて支援を強めてはどうかとのお尋ねにつきましては、運営法人に対して本町からの情報提供として、今年度は食材提供の案内を3回実施しており、町内の各保育園において子ども食堂のチラシを提示、登園時とその保護者へ周知を実施しております。

今後の支援につきましては、運営法人の状況をお伺いした上で、本町において実施可能な支援について幅広く検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目のまちづくりの一環として幅広く町民に周知する活動を広報しべちやなどを通じて行うなど、まちぐるみの取組になるよう考えてはどうかのお尋ねにつきましても、運営法人の考え方をお伺いした上で、今後の方向性を検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） 町長の答弁で私が望んでいた質問の全てが話されていると思いますので、ぜひ実際、子ども食堂を運営している方々と懇談するなり、あるいはその現場をのぞきに行くとかというようなことをやっていただきたいなというふうに思います。

さっきのむすびえの実態調査によると、子ども食堂7,000か所とさっき言いましたが、やっているところの行政と連携をしていない回答は僅か16%ぐらいだと。あとは、みんな行政と何らかの連携をしながら、これを進めていると。つまり、まちづくりの下支えに、この子ども食堂はその一環になっているという現状がここでも見えてきています。ぜひ積極的な取組をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

最後の質問ですが、来年度第9期介護報酬改定の問題です。

このほど、財政審の財政制度等審議会が2024年度予算の編成等に関する建議書を決め、公表されました。それによると、介護報酬改定では、「介護保険給付費の伸びや保険料負担の増を極力抑える観点から、報酬水準の適正化・効率化を徹底して図るべき」と書かれてありました。私にはこの改定が利用者や国民にさらなる大きな負担を示しているように見えたが、町長のご所見を伺います。

介護保険の第1号保険料の見直しについて「負担能力に応じた負担の考え方に沿って、高所得の被保険者の負担による再配分を強化すべきである」としています。第1号保険料

はどのようなのでしょうか。

また、介護保険の利用者負担（２割負担）の見直しについて、現状２割負担の範囲拡大をする方向であると思いますが、本町の場合どうなるのか伺います。

特別養護老人ホーム多床室の室料負担、食費負担の見直しは行われるのでしょうか。

新聞報道特集で「介護難民時代」について３回にわたって連載されましたが、人手不足や閉鎖が深刻な問題として提起されていました。第３回定例会で、本町の特別養護老人ホームについて人口減から検討を迫られているというような町長の答弁がありましたが、人口減でも団塊の世代が2025年には75歳以上に到達し、高齢者人口が増えていくのは明らかです。やすらぎ園の現在の定員は守るべきと考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） １番、深見議員の来年度第９期介護報酬改定で利用者及び町民負担の軽減をのお尋ねにお答えいたします。

１点目の「介護保険給付費の伸びや介護保険料負担の増を極力抑える観点から、収支差率の良好なサービスについては報酬水準の適正化・効率化を徹底して図るべき」として、利用者や国民にさらなる負担を示しているように見えるが、町長の所見を聞くとのお尋ねにつきましては、第９期介護報酬改定において経営実態調査の内容などがどのように反映されるか現段階では不透明な状況でありますし、いずれにしましても住み慣れた場所で安心して暮らすためには充実した介護サービスの確保が不可欠であり、国の見直し案について結論が決まり次第、介護サービスの質の維持・向上に向けて様々な観点から第９期計画における対応を検討していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

２点目の第１号保険料はどうなるかのお尋ねにつきましては、１号保険料負担の在り方については、最終的な結論を得る時期は年末の政府予算案の決定時期となる見通しであると厚生労働省より示されております。現時点では９段階まで設定している保険料段階の高所得者の被保険者層の多段階化などが見込まれておりますが、詳細は国の正式な決定次第となっております。

本町におきましては、介護給付費準備基金を第９期の保険料上昇の抑制に充当するなど、保険料上昇の抑制に留意した適切な保険料を設定したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

３点目の２割負担の範囲拡大をする方向であるが、本町の場合はどうなるかのお尋ねにつきましては、負担割合の見直しについても、保険料と同様に最終的な結論を得る時期は年末の政府予算案の決定時期となる見通しとなっております。詳細は国の正式な決定次第となっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

４点目の特別養護老人ホーム多床室の室料負担、食費負担の見直しは行われるのかのお尋ねですが、室料及び食費負担につきましては、これまでも国の介護報酬改定に準じて見直しを行ってきております。第９期介護報酬改定で室料及び食費負担の見直しが行われるかは現時点では明らかになっておりませんが、仮に見直しが行われた場合については、これまで同様、国の改定に準じて見直しを行うことが基本となります。

第5点目のやすらぎ園の現在の定員は守るべきと考えるが、町長の所見を聞くとのお尋ねですが、現在の定員を維持するためには、介護職の人材を確保することが最大の課題であることはご案内のとおりであります。また、第8期介護保険事業計画における将来人口の推計では、将来的な人口減少に伴い高齢化率は今後も上昇すると見込んでおりますが、高齢化人口につきましても、今後、緩やかに減少すると予測しております。

議員ご指摘のように、今、地方の介護現場では人手不足、物価高騰、高齢者の減少などで施設運営は厳しさを増しており、事業の縮小や撤退が表面化してきております。やすらぎ園が将来にわたり町民の利用、施設利用ニーズに応えながら安定的な施設運営を進めていくためには、将来的な施設整備を踏まえた適正な利用定員の確立が必要と考えております。将来的な人口減少に伴い、高齢者や要介護者の人口減に加え、労働者人口も確実に減少していくことが予想されている中で、現在の定員を維持していくことは極めて難しいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

深見君。

○1番（深見 迪君） 今日、同僚の議員の質問に対する答弁で、70名が現状ぎりぎりだと。100名維持は難しい。町長も今、適正な利用定員という表現の仕方をいたしました。これ、すごく大きな問題ですよ。今まで、現状で100名維持は難しいというのと、定員を100名から減らすというのは、これ、すごく大きな問題だというふうに思いますし、11月の財政制度等審議会の結論めいた内容では、介護報酬の改定の担い手の確保というところでは、「今後も増大し続ける介護ニーズに対応していくために」という文言が出てきているのですよ。だから、人口減が理由で特養の定員を縮小するというにはならないと私は思うのです。数字が、今、緩やかに高齢者人口も減っていくというような表現をいたしました。数字が出てこないのによく分からないのですが、政府自身も「今後も増大し続ける介護ニーズ」というような表現を使っているのですよ。

だから、そういう点では、標茶だって人口減はあるけれども、介護のニーズは今だってあるわけでしょう。100名、入りたくても入れなくて、仕方なしに違う施設に行かざるを得ないと。だけれども、その施設は現住所がなかったら入れませんと言われているので、全くそっちに移ることはできなくて、現住所のほうの標茶の費用も払わなければならない。独り暮らしですから。それから、今入っているところの費用も払わなければならないと、二重の負担を強いられている町民だっているのですよ。だから、そういう点では、適正な利用定員とか100名維持は難しいと簡単に言わないで、もっと議会で議論してほしいなというふうに私は思うのですよ。全員協議会を開いて、その数日後とか数週間後にそれが決まってしまうようなやり方ではなくて、もっとしっかり議会と議論するということが必要でないかなというふうに思います。

駒ヶ丘荘とやすらぎ園を合築という方針を町長も先ほどおっしゃいましたけれども、これだって大きな方針転換でしょう。そうすると、これについても議会としっかり議論しながら、あるいは町民と議論しながら進めていってほしいと思うのですが、その点いかがで

すか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） これまでも私どもは議会に対して丁寧に情報提供しながらやってきたつもりでおりますので、今回のやすらぎ園を含めた駒ヶ丘荘、デイサービスも含めて、あそこはやはり一体的に総合的に施設の改修時期が来ていますので、総合的に判断しなければならないと思っていますので、将来的な定数も含めて、具体的なプランが固まり、方向性が決まりましたら、議会にまずは先に提案しながら方向性を皆さんで確認していきたいと思っています。

ただ、今の現状の中で、やすらぎ園ができた時期については、もう49年前という時期でしたが、そのときの人口規模からしても、今、半分近くになったときに、それと同じものが本当に必要なのか、身の丈に合った施設運営をしっかりと今の需要に応えていく。それと、当時は、実は民間の事業者はどこにもありませんでした。現在、私の知っているだけでも、町内の例えばグループホーム等だけでも約30名を超える方がそこを利用しています。そういった民間の利用も含めながら、やっぱり共存していく、そういうまちづくりをしっかりと提案していきたい、そんなふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 特別養護老人ホームというのは、特別なのですよ、やっぱり。

（「いや、分かっています」の声あり）

○1番（深見 迪君） いや、だから待機者が、さっき48名と言ったけれども、実数で言えばもうちょっと下がるかなというような、実際は思うのですが、でも待機者が特別養護老人ホーム、やすらぎ園に入りたいというニーズがあるわけでしょう。それはなぜかというのは、もう説明するまでもないわけですけども、そういう点で、今、町長の言っていることよく分かりますよ。分かりますけれども、固まったらではなくて、固めるために議会と議論をやってほしいということを、私たちも町民の方々の意見もたくさん聞いていますし、先ほど政府の財政審の答申でも人口減が理由で特養縮小にはならないというふうに私は取ったのですけれども、「今後も増大し続ける介護ニーズ」と言っているわけですから、だから、そういう面でももちろん町としても研究、検討していくことは必要なのですけれども、同時に多くの人の意見や議会の意見を聞きながら、議論しながらそれをつくり上げていくという、これについてはぜひやってほしいなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 先ほどそういうことでやっていくということをお話ししたかなと思うのですけれども、そこは誤解のないように、私どもも一方的に町だけの都合でそういったものを提案するというふうにはさらさら思いませんし、議会でも委員会調査で以前もやすらぎ園のことを所管調査していただいたりしておりますので、ただ、その部分では、なかなか町側とのすり合わせがなく、調査されているのかなとか、いろんな部分ございますので、これからは町民が困らないようにやはり身の丈に合った形の福祉関係の体

制をしっかり構築していきたい、そんなふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1番（深見 迪君） 町長、分かりました。

その上で、ちょっと違うこと聞くのですが、介護士不足ということは財政制度等審議会でも大きなテーマにして出しているのですけれども、介護士の給料に関する今後の見通しでは、月額1人当たり9,000円増額するという話があって、標茶のやすらぎ園の介護士はどうなのだとしたら、当てはまらないということだったですね。なかなか難しいのだという話でしたよね。

それで私は、もうこういう状態なのだから、給料表を見直してでもやってはどうかということと言ったのです。それは、なかなかそれも難しいというふうに言っていましたけれども、そのぐらいの大なたを振るわないと、これは解決できないというふうに思うのです。政府のほうでは、この先も9,000円の増額というのは続けるつもりでいるのだという情報も出しています。だから、これは必ず他産業と遜色ない賃金水準を目指すというのも方針に掲げていますので、これはぜひ検討してもらいたいなど。そして、不足だ不足だという、応募するだけでなく、そこを変えながら応募していくという、公募していくという、そういう積極的な方向を模索してはどうかというふうに思うのですけれども、最後にどうでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

基本的は、町の介護職員の給料、賃金に関する部分につきましては、以前と状況は変わっていないというのが実際のところであります。国のほうで6,000円という議員からご紹介ありましたけれども、その報道を見たときに、過去と同じような議論をしなければいけないというふうに感じたところであります。

先ほど町長からもあったとおり、町内には民間の事業所もあります。特別養護老人ホームではありませんけれども、民間の介護事業所もあります。町だけ例えば給与を上げたときに、人の取り合いになることが予想される。これは、やすらぎ園だけの問題ではなくて、あるいは町内だけの問題ではなくて、もっと広い範囲での人材不足だという捉え方をしております。また、その民間との取り合いがいいのか悪いのかということは給料のレベルとはまた違う議論なのかもしれませんが、そういったところも考えなければいけませんし、以前に何より難しいと言ったのは、私どもは行政職給料表を適用しながら会計年度任用職員の給与も決定しておりまして、そこだけの改定というのは、今の段階になってはなかなか難しいというところがあります。非常にバランスを取りながらどうやっていくのかというところは、総体的な人件費の抑制というのは、常に心がけていかなくてもなりませんし、そういったことも含めると、本町だけが突出してそこに手をかけるという状況ではなくて、もう少し大きな取組の中で動けるようになってこないか、進めることは難しいのかなというふうに思っているところであります。

○議長（菊地誠道君） 深見君。

○1 番（深見 迪君） これでやめますけれども、どうもよく分からないのですね、言っていることが。政府のほうでも、介護人材の処遇改善が決め手だと言っているのですよ。そうすると、やっぱりそこに焦点を合わせた取組が必要なのではないですか。うまくいっていいのですよ。だけれども、いっていないわけですから。そうすると、政府も介護人材の処遇改善がもう大前提だという言い方しながらお金はあまり出さないということですから、何だろうなというふうに思うのですけれども、やっぱり介護人材の処遇改善、このことを、ほかとのバランスも、と言いますけれども、そういう抽象的なことではなくて、今、100名の定員に対して、介護員がいないから受け入れられないのだという現状にぶつかっているわけでしょう。そうすると、それを打開するためには、政府も言うように介護人材の処遇改善、ここにもっと積極的な取組をするべきではないかということをお前は最後に申し上げたいなというふうに思います。

答弁を求めても同じ答弁だと思いますので、これでやめますけれども、その点考えていただきたいなというふうに思って、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 以上で1 番、深見君の一般質問を終わります。

休憩いたします。

休憩 午前 1 1 時 5 5 分

再開 午後 1 時 1 4 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

松下君。

○9 番（松下哲也君）（発言席） それでは、通告に従って質問させていただきます。

まず、1 点目ですけれども、旧阿歴内小中学校の利活用検討の進捗状況はどうかということについて質問させていただきます。

令和5年2月に総務経済委員会所管事務調査で、閉校校舎の利活用についてとのテーマで旧阿歴内小中学校を視察し、3月定例議会において調査報告を行っております。また、5年度の町長の施政方針の中でも、利活用について検討を進めると述べられております。

この件につきましては、令和3年12月、阿歴内地区町政懇談会の中で地域からの要望として上げられ、4年5月にはJAから阿歴内事業所の公民館への移転の相談を受け、検討が始まったと認識しております。また、8月には、地区消防団施設の建て替えの課題から、消防との協議も行っておると聞いております。この利活用計画案策定に当たって、地域役員と意見交換も行われていると聞いております。

次世代につなぐ地域資源を利活用したコミュニティ拠点の創出をテーマに検討を重ねていると思うが、このプロジェクト事業に対して私は期待を大にすることがあります。

次の点について町長の所見をお伺いいたします。

地域役員との意見交換では、どのような意見が出されておりましたか。

2 番目に、令和 5 年度に実施判断をし、基本設計、実施設計、改修工事等を行い、9 年度の移転供用開始とのスケジュール予定であるが、期間を短縮できる可能性はないかお伺いいたします。

ちょっと前後になるかもしれませんが、3 番目に、公民館機能だけでも先に移転することはできないのか。

4 番目に、J Aをはじめ他組織との協議はどのようなところまで進んでいるか。

また、最後には、Z E B 化採用を検討しているかお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9 番、松下議員の旧阿歴内小中学校の利活用検討の進捗状況はとのお尋ねにお答えいたします。

平成28年3月末で閉校となった旧阿歴内小中学校については、ご案内のとおり、令和4年6月から庁舎内でプロジェクトチームを立ち上げ、利活用について検討を重ねているところでございます。

1 点目の地域役員との意見交換ではどのような意見が出されたかのお尋ねですが、令和4年8月に地域振興会の役員と意見交換を行っておりますが、意見交換では「公民館やJ Aの阿歴内事業所、消防団施設などが複合的に入ることによって新たな交流が生まれるのでは」といった意見や「避難施設の備蓄品を確保する場所が必要」「宿泊施設としての機能があるとよい」などといった意見が多く出されましたが、一方で、「公民館などの施設が移転すると現在の公民館周辺が寂しくなる」といった意見も出されました。

2 点目の令和 5 年度に実施判断し、基本設計、実施設計、改修工事等を行い、9 年度の移転供用開始とのスケジュールの期間を短縮できる可能性はないかとお尋ねですが、今年2月に総務経済委員会所管調査事項でお示しのスケジュールについては、校舎の再整備を行うために必要な改修をできるだけ有利な補助金や交付金を活用して実施することを踏まえたスケジュールとしています。期間短縮に当たっては、補助金や交付金スケジュールの再精査を行うとともに、事業費の平準化などを考慮した上で判断したいと考えておりますので、ご理解を願います。

3 点目の公民館機能だけでも先に移転できないかとお尋ねですが、移転する箇所を先行して改修する場合、改修費用が割高になることや、先行して改修する工事に対して補助金や交付金が受けられないこと、さらには校舎全体の工事の支障になることも想定されるため、現段階では先に移転を行うことは困難と考えていますので、ご理解をください。

4 点目の J Aをはじめ他組織との協議は進んでいるかとお尋ねですが、今年7月に J A 役職員と役場農林課職員が現地確認を行っております。J A からは、事務所、A T M、資材置場などとして使用する場所の意見が出されました。また、移転スケジュールについては、町で示しているスケジュールに合わせたいとの話を受けているところです。

また、標茶消防署とは、令和4年8月に消防団施設の移転の可能性について協議を行っています。消防からは、現在の施設が老朽化していることから建て替えが課題になってい

るため、移転の検討については大変ありがたいとの話を受けております。

5点目のZEB化採用を検討しているかのお尋ねですが、ご案内のとおり、昨年3月の令和4年第1回定例会でゼロカーボンシティを宣言しているところです。その宣言を踏まえまして、ZEB導入施設の現地見学会に参加するとともに、導入する機能の研究を進めているところです。CO2対策では、既存の化石燃料による暖房とそれ以外の方法との比較検討も含めて、あわせて実際にZEB化による外注費用の試算や補助制度の精査など、具体的な基本計画策定の準備を進めているところでありますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○9番（松下哲也君） このプロジェクト、私、本当に期待しているのです。閉校している校舎、町内には3つありますけれども、その中の一つがこういうことでもって地域のコミュニティを形成していくということで、いろんな組織がそこに集まってきて一つのコミュニティを形成できるということで地域の拠点の施設になるということでは、本当にこの校舎の有効活用ということには、私、期待をしているところです。

先に使ってしまうといろんな交付金が使えなくなってしまうとか、そういうことがあるのであれば、非常に残念だなとは思っているのですけれども、地域の人たちに聞きますと、特に葬儀関係が今あの地区は、ほとんどが他の市町村の葬儀の会場のほうで行われているということでございます。話を聞けば、ぜひともこの地で最後の送り出しをしてあげたいという声も聞いております。

今、現状の阿歴内の公民館地区、昭和52年ですから46年、この資料の中にも農協が移転できないかとかという話もありましたけれども、手狭で入れない。そのくらい、葬儀をやるにしても、坊さんの着替える場所がないとか、遺族の着替えの場所がないということで、非常に今現在でも阿歴内の公民館は、そういう面では葬儀もなかなか思うように出せないということでございます。

私どもも調査してきたのですけれども、本当に公民館機能だけがそんなに改修工事もしないですぐ移転できるのかなと、そういうふうには思ったわけなのですけれども、やはりそこで入ってしまったら、いろんな交付金の制限があるということは、そういう状態になってしまうということなのですか。もう一度確認したいと思います。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

公民館機能の部分なのですけれども、先ほど町長がZEB化の部分について、今、検討しているということでお答えさせていただいたのですけれども、その中で校舎の部分については一体的に断熱だとか、あるいは暖房の部分、今の基準の一次エネルギーよりも減らしていくというようなことで、公民館の場所だけを工事しないというふうにはならないので、それともう一点が、ZEB化の部分で環境省の補助事業なのですけれども、単年度で5億円というのが上限でございまして、2か年に分けなくてはならないというようなところもあったものですから、そういったところを考慮すると、一番早くてもお示しした9年

になるのではないかと。それも計画的に進めばというところが前提になるのですけれども、最近の状況で言いますと、Z E B化の部分は結構申請件数が多いというふうに伺っておりますので、そういった部分で採択されないというようなこともありますので、そういったところを考えると、もう少し後になるのかというところも想定されるかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○9番（松下哲也君） 今のZ E B化に関して、確かに、本町での施設としては初めて取り入れるということですね。今まではまだ取り入れているところは本町の施設の中にはないということでは、ちょっと私ども今年度、議員研修ということで、道内の町村のZ E B化対応の庁舎を見てきましたけれども、もし本町の阿歴内の小中学校に公民館機能を持たせるということに対してZ E B化を取り入れるということになったら大体どのくらいの規模になるのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

Z E B化のほうはZ E B R e a d y、N e a r l y Z E B、Z E Bというような3つございまして、Z E B R e a d yというのが基準一次エネルギー消費量を50%以上削減するということを基準としている。こちらの場合ですと、断熱とか冷暖房と、あと太陽光パネルの設置などというようにところでZ E B化の認定を受けられるというところで、これ全体で言いますと約7億円弱で、補助金が3分の2というふうになっております。

N e a r l y Z E B、これはあくまでも暖房と断熱のみの試算で、ざっくりとした試算なのですけれども、こちらのほうは、今のZ E B R e a d yにさらに25%のエネルギーをつくるということが要件になっておりまして、そういった場合ですと、今のやつにプラスして、太陽光パネルを追加して設置するというところでは言いますと、合計で8億4,000万円ぐらいというようにことで、補助率は同じく3分の2、単年度は5億円が上限というふうになっておりますので。

続いて、Z E Bのほうは、N e a r l y Z E Bのエネルギー創出を50%とすることというふうになるので、さらに太陽光のパネルを追加設置するというのが違うところでして、こちらで言うと約10億円ぐらいかかるというところではございます。それも同じく補助率で言うと3分の2というふうになっております。

以上でございます。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○9番（松下哲也君） 今、金額を聞いてちょっとびっくりもしながら、補助率が3分の2あるということでは有利な条件になるなと思います。でも、やはりのZ E B化というものを取り入れなければ、もっとこんなにお金をかけないで移転をできるのではないのかなという気もするのですけれども、そこら辺の選択肢というものは持っていないのかお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

取りあえず、今、ゼロカーボンということで、当初、町長からのお話があったかと思うのですが、ゼロカーボン宣言をしているということで、CO₂対策ということでZEB化というのが一つの方策というところでございまして、これ以外でさらにCO₂を対策できる費用対効果だとかというところがあるのかというところも含めて、いろんな手法があると思うので、その辺は今、研究、検討しているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○9番（松下哲也君） この公民館の移転ということと併せて、今、その手法の取り入れようとしているZEB化ということと、ちょっと議論2つに分かれてしまったのですが、いわゆるZEB化をやることによって、その後の冷暖房のランニングコストが非常に安くなっていくということでは、取り入れるべきものなのかなと思ったりもしますが、それをやることによって、この利用を再開できるのがまた数年も遅れるというのは、またちょっといかがなものかなと。

また、あそこは築年数が多分、約二十四、五年だったかな、4年かそのくらいなのですが、下手したら築30年になってしまうということもちょっと懸念をするところなので、そこら辺は一番有利な、また、かつもっとスピーディーにやっていけるような方法というものをまだまだ検討していただきたいと、そういうふうに思います。これは答弁、そのように要望いたします。この質問を終わります。

2番目の町職員等の旅費支給条例の一部を見直してはという質問なのですが、実は私、11月24日にこの質問の通告書を出しました。その中で、28日に議案配付があったわけなのですが、その議案の中にもこの旅費規定の見直しということが載ってきておりますので、なるべく再質問はしないでそちらの議案のほうで審議したいと、そういうふうに思っております。通告しましたので、一応答弁をいただきたいと思います。

町政執行に当たり、町理事者をはじめ町職員は、数多くの出張業務を行っているという理解しております。コロナ禍にあってはリモート会議等で自粛する動きもあったと思われるが、第5分類に移行後は通常の形に戻ってきていると理解されます。全国、全道的に見ても、各地で様々な催し、イベントが開催され、コロナ禍以前の状態に復活させようとの動きが活発であります。それに伴い、人の動きも増加してきているのも事実であると認識しております。

近年、その影響と思われるが、ホテルの宿泊料が以前と比較してかなり高くなっており、規定で定められている宿泊料（政令指定都市1万2,000円、それ以外1万1,000円）で、これは条例の中にある別表の中から引き出したものであります。確保するのは非常に困難であるという声を聞きます。スムーズな行政業務、イベント派遣等を行うためにも旅費支給条例の一部を見直すべきと考えるが、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 9番、松下議員の町職員等の旅費支給条例の一部を見直

してはとのお尋ねにお答えいたします。

本年5月8日から新型コロナウイルス感染症の位置づけが5類感染症となり、イベントなどの催しや対面方式の会議、研修なども活発に開催されるようになってきたと感じているところです。

また、それと前後して、観光地を中心に人の動きが活発になり、議員ご指摘のように宿泊料金が上昇しております。その結果、支給される宿泊料では宿の確保ができないという事象が起きており、法定額と実勢価格との乖離の解消などを目的に、国においても旅費制度の見直しが現在進められているところであります。

また、管内近隣町村でも宿泊料など旅費の見直しを行うとの情報を得ているところであり、本町においても同様の考えにより、本定例会において標茶町職員等旅費支給条例の改正をご審議いただきたく、後刻ご提案申し上げることとしておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

松下君。

○9番（松下哲也君） 再質問しないということだったのですけれども、1点だけちょっとお聞かせいただきたいと思います。

条例別表の中に「車馬賃」という言葉があって、今回は「車賃」に変わったということで、ようやく文言も変更されたのかなというふうには理解をしております。

ただ、その中で金額が30円ですね。この車馬賃、いわゆる車賃ですか、これの考え方というものはどのように捉えたらいいのか。例えば燃料代なのか、例えば私たち議員が会議のたびに来るときの燃料代だとかもそういう形で示されるのか。例えば出張で行って大都市で地下鉄だバスだ使うときのそういう車賃というふうに捉えるのか、そこら辺だけちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答え申し上げます。

車馬賃につきましては、以前から車馬賃の馬が今の時代にあるのかというご指摘も多々あったのですけれども、国の今回の旅費に関して言いますと、国家公務員の旅費に関する規定を定めております旅費法というのがあるのですけれども、その用語を準用しておりますので、その考えと同様に、そちらのほうも車賃になっておりますので、今回の改正に合わせて用語も直させていただきたく、後で改正案をお示しさせていただくという運びになっております。

キロ30円につきましては、よく使われるのは、費用弁償という中で議員からご質問いただきました、いわゆるガソリン代といいたいでしょうか、キロ数に応じてキロ30円で割り返したガソリン代を実費支給するという計算の中で、ほかの自治体、いろいろ定義がありますが、うちのほうは30円として定義づけされています。また、都市部における公共施設については実額を精算するということでございまして、そういった部分でキロ30円とはちょっと違う部分で制度設計をしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 松下君。

○9番（松下哲也君） この後の細かい点については当然議案にも載っておりますので、そこら辺のことについてはほかの議員さんからの質問もあると思いますので、議案の中で審議していきたいなと、そういうふうに思っております。これで質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で9番、松下君の一般質問を終わります。

本多君。

○3番（本多耕平君）（発言席） それでは、私のほうから、できる限り通告に沿って質問いたしたいと、このように思います。

開発事業後の維持管理の実態を問うということで、お伺いをいたします。

標茶町の基幹産業である酪農の実態を見ると、先人あるいは開拓者の方々が想像もしなかった、あるいはまた、できなかった経営の形になっております。

昭和30年代、国による農業構造政策が発表され、日本全体の農業経営の大型化が示され、次々と補助事業が開始されました。本町においても、第1次構造改善事業が昭和30年代半ばに実施され、機械化の一步が歩み出されました。しかし、当時の事業は現在のように個々の農家ではなく、あくまでも地域あるいはまた集団での事業実施であり、参加できない農家は離農せざるを得ないという事業でありました。反面、離農跡地を近隣農家が取得することによって、現在のような経営方式が営むことができるようになったと言っても過言ではありません。しかし、離農跡地のみでは経営面積の不足が生じ、農地造成が急務となり、多くの地域で道営・国営事業による農地造成が着手されました。事業内容は、農地造成、農道整備、農業用水等、多面にわたる基盤整備が実施されました。

前置きが長くなりましたけれども、そこで、次の点について伺います。

1、国営事業で湿地改良後の明渠、河川、河川管理道路の維持管理はどこにあるのか。

2番目に、農業用水管の耐用年数は何年か。また、本町における延長数は幾らか。改良計画はあるのか。

以上、大きく2点について伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 3番、本多議員の開発事業後の維持管理の実態を問うとのお尋ねにお答えします。

1点目の国営事業で湿地改良後の明渠、河川、河川管理道路の維持管理はどこにあるのかについてですが、国営農地開発事業等で整備を行った明渠排水路及び管理用道路等の土地改良財産については、国が整備を行った後に譲与または管理委託を国から受け、町が維持管理を行っております。維持管理の状況につきましては、明渠排水路沈砂池に堆積した土砂の撤去や降雨などより被災した管理用道路の補修工事を町の単独予算により実施しているほか、多面的機能支払交付金事業の活動組織にお願いするなどして実施しております。

しかしながら、国営事業により整備した明渠排水路の総延長は127キロメートルに及ぶことなどから、全ての土地改良財産について現状をくまなく把握することは非常に難しく、管理が十分に行き届いていない土地改良財産が存在することは承知しております。

いずれにしても、流木や土砂が堆積するなどして機能低下を招くおそれのある明渠排水路については、限られた予算の中の対応とはなりますが、地域の理解と協力を得ながら、適宜、維持管理を実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

2点目の農業用水路管の耐用年数は何年か。また、本町における延長数は幾らか。改良計画はあるかについてのご質問にお答えします。

本町の農業用水道は、営農者の生産基盤強化及び生活環境改善を目的に、国営総合農地開発事業や道営開拓地整備事業で整備されましたが、散在する13地区の水道施設は、水源6か所、配水池17施設と膨大で、受益者に安全な水の安定供給を継続するためには、国、道の補助事業による施設更新が不可欠であります。これらの事業採択要件には、水道法に定める基準を満たす必要があるため、各地区の既存施設である専用水道、営農水道、飲雑用水道、飲用水道の13地域を統合して平成29年3月30日付で北海道から許可され、同年4月1日から簡易水道事業へ移行した経過がございます。水道法が適用されることにより簡易水道事業の経営基盤強化が図られ、農業経営の安定及び生活環境が改善されたところであります。

農業用水路管の耐用年数は何年かについてですが、法定耐用年数につきましては、地方公営企業法施行規則別表第2号で定められ、配水管40年となっております。

しかしながら、国の管路更新基準の実使用年数の設定方法として、事故率、耐震性能等を考慮し、更新基準の一例として60年と示されており、本町もそれを準用した考えで進めておりますが、緊急的に更新が必要となった場合は、速やかに対応してまいります。

次に、延長数は幾らかについてですが、営農用水路管延長は令和5年11月末現在で約431キロメートルとなっております。

次に、改良計画はあるかについてですが、補助事業を活用した中期的な計画として、標茶町簡易水道事業経営戦略を策定しております。また、長期的な計画として、大規模改修を伴うものは、道営農村整備事業を活用して進めていくこととしております。

水道は町民の生活や社会経済活動に欠かすことのできないインフラであることから、中長期的な財政見通しの下に計画的配水管の更新、老朽施設の改修に取り組み、水道使用料の収納確保と経費節減を図るとともに、適正な受益者負担により必要な財源を確保し、安心・安全な水道水の安定供給に努めたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○3番（本多耕平君） 私も実は安易に考えてといえますか、今、町長の答弁いただきました詳しい数字を知りたい意味から質問するわけですが、しかしながら何点かもう少しお聞きをいたしたいと思います。

前段での明渠あるいはまた作業道の維持管理はどのようなになっているかということで、今ご答弁をいただきました。

そこで、実はこの明渠の定義ということで、先日、課長にもご相談をし、お話をいたし

ました。いわゆる湿地改良でありますけれども、本流は本流であります。分け方として、本流のほかに、一般的に普通河川というのがございます。しかしながら、国営あるいはまた道営でやった事業は、この本流は全て普通河川にみなしているのか。普通河川であれば、先ほど町長がお答えになったように、いわゆる地方自治体の維持かになると思うのですが。

それともう一点、明渠の定義づけであります。私たち考えますと、明渠といっても、先日、課長ともちょっとお話しいたしましたけれども、いわゆる附帯明渠と、あるいは農地の中に入っている明渠というのが明渠でもあると思うのですが、私、今ここで質問したいことは、本流のそばにある、脇にある明渠、この定義は附帯明渠なのか、それとも明渠なのかということで、実は農協あるいはまた開発公社のほうにもお聞きいたしましたけれども、明確な答弁といえますか、お答えがなされませんでした。明渠は明渠だろうというような言い方ですね。

ただ、それは国営事業の中でありますから、もしかしたら本町の中に道営事業もあるかもしれませんけれども、私は今、この国営事業の中でお聞きしたいのですが、維持管理について先ほど町長のご答弁をいただきました。私も、それはある意味理解はしております。農地の中にある明渠については、やはり地主が責任を負うべきであろうと。ただ、河川、普通河川に思われている維持管理あるいはまた附帯明渠と思う明渠の、あるいはまた維持管理道路というふうに、私、表現いたしました。全部にあるわけではありませんけれども、ところどころに管理道路はあるわけですが、その維持管理はどのような形でもって、国なり、あるいはまた地方自治体との中で区分けをされているのか、それをまずお聞きしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

まず、明渠の定義といいますが、どのようなものが国営事業で整備された明渠なのかというところでございます。

基本的には、普通河川を国営事業あるいは道営事業で草地開発等で土地改良財産として整備したもの、もともと普通河川というのは、真っすぐではなくて、蛇行していたり、あるいは人工的な作工物がもともとなかったりというのが普通河川なのですが、ほとんどの河川がそうなのですが、基本的にはそういった国営事業等で整備したところ。例えば、議員の地元であります茶安別で例えますと、例えばチャンベツ川については、連結ブロックを使って護岸工事をしているところ、普通河川で護岸工事等をして直線化あるいは畑なりに流れを改良しているところについては、明渠排水路というような位置づけになります。

明渠の中でも、議員おっしゃられるとおり、土地改良財産の明渠は、例えば本川については町が維持管理するのですが、附帯明渠、畑と畑の間にある小さな明渠については、管理のほうをそれぞれの農家さんをお願いしております。

あと、例えば畑と畑の間といっても、例えば同じ所有者ではなくてAさん、Bさん、Cさん、3者の附帯明渠から、さらにそれを集約した形で明渠が流れていたりという場合も

ございますが、そちらについても附帯明渠の扱いになりますので、附帯明渠については、例えば所有者が複数の場合であっても、Aさん、Bさん、Cさんで協力して維持管理のほうをお願いしますということで、それぞれの畑の所有者さんのほうに管理をお願いしております。

ただ、一見附帯明渠に見えるような明渠であっても、実は実際は普通河川、小さな川でも、もともと普通河川で土地改良事業で明渠に位置づけられたものもございます。そういったものは附帯明渠ではなくて、明渠排水路、本川と同じ扱いになりますので、その管理については町村が行うことになっております。開発のほうから管理の委託あるいは譲与を受けて町が管理することになっております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） よく分かりました。

それで、河川については個人財産ではなくて、あくまでも国の財産になっていると思うのです。ただ、今おっしゃられる、数人での明渠について、現状では場所によっては号線を走るところがあるのですね。号線、国の財産ですね。そこに明渠を通しているところがよくあります。さらにまた、私、図面を見ますと河川敷地の中に附帯明渠が通っているところもあるし、河川敷地というのは国の土地です。あるいはまた、個々のところに入っているところに附帯明渠が入っているところも、その所在の権利といいますか、土地の所有者の問題が絡んでできませんか。今、課長おっしゃるように、附帯明渠については受益者が管理しなさいよ、数人であっても、その方々でしなさいと。ただし、それは国の土地です。国の土地を私たちといいますか、いわゆる農家の方々が、例えば木を伐採するとかというようなことは、これは違法行為になりませんか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

附帯明渠である場合は、ほとんどがその用地につきましては、それぞれの畑の所有者さんの所有地になっているかと思えます。

ただ、場所によっては附帯明渠ではなくて、ちょっと一見すると普通河川がなかったようなところであっても、それが明渠排水路として位置づけられている場合がございます。それらにつきましては、町村が維持管理することになっておりますので、当然そこについては、底地が河川だとすれば、国であったり、あるいは直線化に当たってその所有地を畑の所有者さんから購入するなどして、用地を取得するなどして直線化する場合もございますが、それらの敷地内の、例えば支障を来している木を伐採するといった場合については、管理上必要だということで町が行うことになっております。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） 本流河川、改良した明渠はいいわけですが、何かちょっと細かい質問になってしまうのですが、では質問を変えるといいますか、もう少し大きく言いましょう。

私が今、ここでお話をしたいことは、いわゆる国営事業でもって大きな事業をしたと。その後に、農地はなったけれども、前段申し上げましたように、護岸工事もやって本流ができました。その土地については、100%河川敷地になっています。ただ、明渠等々については、私ちょっと先ほど言いましたけれども、いわゆる号線、国の土地を走ってみたり、あるいはまた個々の土地を走ってみたり、河川敷の中を走ってみたり、いろいろなのです。ただ、その中で起きてくる問題は、30年、40年、歳月がたちますと立木が茂ってまいります。そうすると農地にかぶってまいります。これは違反かもしれませんが、農家によってはトラクターで押したり枝を切ったりしていますけれども、正確に言えば、これは盗伐なりなんなりになりますよね、国の土地を無断で木を切ったり押したりなんかするのは。

ただ、そういうことで農家は努力していますけれども、そこで町にお伺いしたいのは、事業が終わった段階で行政が管理するときに何らかの、やはり国と行政との約束事といたしますか、事項といたしますか、何か決まり事がないのですか。単純に終わった部分については地方自治体の中で地方行政が管理するのですよということではなくて、何らかのやはり決まり事といたしますか、難しい言葉は分かりませんが、標茶町なら標茶町と国とがこういう約束事でそれを維持管理しますよというような、何か残された書き物というものというのはないのですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 基本的には先ほど管理をお願いされているということでご説明申し上げましたが、当然、管理委託に関わる協定書というものを北海道開発局のほうと町との間で締結してございます。基本的な維持管理、ちょっと条項だとか1条1条説明はしませんけれども、その中で定期的な巡回、それから機能を維持するための維持管理をきちんとしなさいよというようなことが、その協定書の中にうたわれております。

ただ、先ほど町長のほうからもご答弁申し上げましたが、なかなかそこが行き届いていないというような現状も把握はしているのですけれども、その管理が行き届いていないというような現状もございますので、その点につきましては、地域からの情報提供等を含めて、いただいた場合には迅速な対応をしたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） 今、課長のほうから明快な答弁をいただきました。ありがとうございます。

繰り返しますけれども、特に国営と私言いますけれども、国営事業の中で明渠あるいは本流についての問題があるのであれば、ともすれば不便なものについては、農家の方もそうですけれども、地域からの要請によっては標茶町として、それは町の事業として対策を打っていくというふうに理解して、課長、いいでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 基本的にはそのような考え方を持っております。

それから、ちょっと管理用道路のことについても先ほど問いがあったと思うのですが、その部分についてもちょっと補足させていただくと、管理用道路についても、基本的には明渠の横にあって、一見耕作道としてしか使われていない現況があったとしても、そこが明渠の管理上必要な道路と判断される場合につきましては、そこも含めてきちんと適切に維持管理、被災等があった場合には維持補修等も行っていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） かなり地域によっては申し上げましたように、事業終了後、年月がたっておりますので、明渠あるいはまた本流の手直しなり、補強というのはまた大事なことで出てこようと思います。ぜひ、また地域との話し合いを進めていただきたいと思います。

もう一点、農業用水の問題であります。

先ほど町長のほうから詳しく詳しく数字を説明いただきましたけれども、私もちょっともう駄目で、全部入っていませんので、基本的なことだけ伺いたいと思うのですが、先般の全員協議会でも、簡易水道等々の問題で、6年より地方公営企業に移行するというような話で進めておりますけれども、それはそれとして、実は私、茶安別のことでしか知らないのですが、農業用水のことで伺いますけれども、一般の草地改良事業では農業用水は入りませんでした。したがって、あそこの国営事業については、畑作総合事業の中で農業用水を取り入れて、その延長が阿歴内まで行っておりますけれども、ここで何年前でしたか、釧路沖地震のときに断水がありました。本線の破裂でありました。1月15日でありますから非常に寒い中で、家庭用水は自衛隊の方が来て用水をもって来たり、あるいはまた隣近所で水をやりたりして助け合っていたのですけれども、いわゆる農業用水として本当に皆さん、苦勞をいたしました。今、言われているのは、大きな地震が来たときに、万が一にも断水になったら、今の農業経営の中で農業用水というのは本当の生命線です。夏であれば、ある意味、川ですとかいろんなところで牛は生きますけれども、万が一、冬、ああいう断水が2日も3日もなった場合には、これはやはり致命傷になります。

そこで伺います。本町でも防災井戸ということで各地区に、まず阿歴内ができていますよね、鴻池さん。そんなことで、家庭用水は、ある意味ボーリングをしたりして各地区が備えておりますけれども、農業用水について、これは非常に心配なことなわけです。したがって、先ほど言いましたように、これの経営計画といいますか、いわゆる耐用年数が来ているからそろそろ替えればいいのかというような意味も兼ねて、酪農経営を守るには、いろいろなことがありますけれども、まず今のこの場では、私、水が一番大事です。したがって、万が一のことを考えたときに、耐用年数は先ほど40年と。しかし、60年は更新期間があります。60年まではいいですよという、私ちょっとメモったのですが、町長の多分そういう答弁だったと思うのですが、40年でも50年でも私はいいいのですが、これが本当に安心して農業経営できる水路になっているのかなというのをいま一度お聞きしたいのです。

そんな意味で、多分、道営事業で昔やっていたところに国営事業、後からやったところ

をつないだ線もあると思うのです。全部が全部国営事業で40年前にやったのではなくて、多分、以前からやっている配水もあると思うのです。そこにつないでいるような管も含めれば、地域の農業を守るために、酪農を守るためにも、本当に安全か、安全だと断言はできないと思うのです。ですけれども、いわゆる耐用年数等々の中で、そういう破損がないのか、あるとすれば早めに計画をやっぱり立てて、安心な酪農経営のためにも、この水道についてはいま一度ちょっとお答えをいただきたいのですが。

○議長（菊地誠道君） 水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君） お答えいたします。

まず、先ほど議員のほうから、平成5年1月15日、大地震があった。まさしく私、当時水道課にいて、私ごとですけれども、成人式のときにちょうど夜に招集が来て何日か寝ないで役場に寝泊まりした記憶がありますけれども、まず昔と今と違うのは何が違うかという、配水管の耐用年数は40年ということで国のほうで法律で定められていますけれども、更新する管につきましては、今、耐震管といいまして、イメージとしては強度な管、地震に耐え得る管ということで、更新する場合にはそういう管を必ず布設するという事で道営事業の採択要件にもなっておりますが、大きな地震が来ても100%絶対にそれでしのげるかと言われれば、もしかしたらちょっと中には難しい場合もあるかもしれませんが、ほぼほぼ、耐震管という強度な管を布設して大きな地震に備えましょうということで進めております。

その中で、先ほど60年、町長からも答弁ありましたけれども、国は40年と言っているのだけれども、60年で大丈夫なのかというものでいきますと、実は国のほうでも更新の基準を定めるに当たり、いろんな諸説あるのですけれども、一定程度60年という目安を示されております。しかしながら、町長からも答弁ありましたけれども、事故率ですとか、あるいは漏水がかなり多いですとか、そういった場合はもちろん早めに更新をしなければならない、それは私たち標茶町も同じ考え方で進めているところでございます。なので、昔の平成5年に起きました釧路沖地震、それからその翌年に起きました東方沖地震、それらの地震に耐え得るような管、議員ご指摘ありました、最後、阿歴内まで水が到達するのに、かなり日数がかかりました。その辺もそういった管を布設することによって、以前のような長い間断水ということではなくて、もし大きな地震があったときには、私どもはその管を補修といいましょうか、それに取りかかりますけれども、昔のような何週間もかかるような修繕が絶対的に必要かという、そうではないのかなというような考えでおるところでございます。

なので、耐震管という新しい素材を使って標茶町の簡易水道、いわゆる地域で使っている水、もちろん上水もそうですけれども、更新を行う場合は、そういう管を使っていますので、必ずしも100%ということは言い切れないかもしれませんが、以前のような大きな断水によるダメージは少ないのかなというような考えでいるところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） 課長、詳しいあれはいいですから、これだけお答えしてください。

先ほど町長の答弁の中に、いわゆる生活用水も含めると、13地区あって400キロの総延長になるというお話がありました。今、課長が言われている、要するに耐震管というのは、この400キロのうち、何キロはいいです。何割ぐらい耐震管を使っておられるのか。

さらに、使っていないところのいわゆる改修計画、改善計画はあるか。それは簡単でいいです。

○議長（菊地誠道君） 水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君） 総延長431キロですけれども、今、実際に標茶町で耐震管に替わっているのが、ほぼ2%ぐらいしかありません。

（何事か言う声あり）

○水道課長（油谷岳人君） 簡易水道の場合は。

ただ、それはなぜかといいますと、先ほど私が言った耐用年数の問題がございまして、昭和50年代にほぼほぼ管を入替えしておりまして、一番古くて、今、上茶安別地域で昭和50年というのがございまして。ただ、更新計画の中で今、2年前ぐらいから北海道と協議していますけれども、道営事業を使って昭和50年代に整備したもので古い順番から更新計画を立てている最中でございまして、今、更新をしている途中という意味での2%という数字でございまして。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） よく私が質問してこういう話をすると、理事者のほうから、お願いばかりの質問だなと言われたことあるのです。私たち議員が執行できるわけではなくて町が執行するわけでありまして、今の水道課長が言われました、あるいはまた先ほど農林課長もお話ありましたように、やはり住民にとっては生活をする、あるいは経営をする、この標茶でもって生きていくためには、どうしても行政の力が必要なわけです。したがって、特に今、水道課長おっしゃったようにまだまだ、この耐震管が全体で言えばまだ2%ぐらいだとは言えますけれども、それはそれとして、私はいつも言います。先ほども言いました。いわゆる生活と経営が水によって脅かされることのないように、ぜひその計画は早め早めで進めていただきたいというふうに思って、最初の質問を終わらせていただきます。

続いて、中茶安別小中学校、たんぽぽ保育園の環境を早く整備すべきことということで、私は本会議等々でもって4回以上の質問はいたしません。3回までであります。今回この問題については2回目でありますので、理事者の方にはぜひもう少し納得のいくご返答をいただきたい、このように思います。

さきの議会でも質問いたしましたが、近年、少子化により小中学校の統廃合、保育園の閉園等、地域にとってもコミュニティーの場が縮小することに大きな不安、動揺を感じる昨今であります。

存在する学校・保育園等をどう守っていくか。安心して楽しく学べる学校・保育園等を

つくり上げていくことが、今、行政に求められていると思います。

その中で、私は環境のことで再度お伺いをいたします。

中茶安別小中学校のグラウンドにバックネットを早く再整備すること。

太陽光発電の成果を数字で示していただきたい。これは中茶安別の学校にできておりますけれども、そのことを指しております。よろしくお願いいたします。

3番目に、学校の駐車場、保育園周囲の舗装を早く進めること。

以上、3点をお伺いいたします。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 3番、本多議員の中茶安別小中学校の環境を早く整備すべきとのお尋ねにお答えいたします。

ご案内のとおり、中茶安別小中学校につきましては、この間、防衛省の防音事業により、平成13年に校舎の防音改造工事、平成27年に講堂の防音改築工事を実施し、学校施設の環境整備に努めたところです。

1点目の学校グラウンドにバックネットを早く再整備することとお尋ねですが、中茶安別に限らず、町内の各学校においても少子化により児童生徒の数が減少しております。そのことから、部活動や授業でも野球やソフトボールといった競技ができなくなっている現状であり、学校からも、なくては困るという切実な要望は受けておらず、再整備する予定は持っておりません。

バックネットを整備するには費用も大きく、整備後にほとんど使われないということが考えられ、再整備に向けては将来的な利用計画などとも照らしながら判断していくこととしております。

次に、2点目の太陽光発電の成果を数字で示してくださいとお尋ねですが、平成27年の講堂の防音改築工事に併せ、校舎分と講堂分を合わせた空調設備稼働に必要な電気容量を太陽光で賄うことを目的に、この太陽光発電設備に対しても防衛省の補助をいただき整備したものです。

数字的には、空調設備稼働に必要となる電気容量を賄う計算で、出力容量5.5キロワットの発電システムであります。太陽光発電設備の工事費が851万円、うち補助金を除いた町負担が364万7,000円、電気料金相当の成果は太陽光発電システム開始の平成28年度から令和4年度まで延べ254万9,000円ほどであります。これまで7年間の実績ですが、あと3年ほどで町投資分は相殺できるものと評価しているところです。

3点目の学校の駐車場の舗装を早く進めることとお尋ねですが、平成28年8月に駐車場一体の路盤整地と切り込み砂利等の搬入による整地工事を実施し、その後も凹凸が生じた際などは速やかに補修等を行っているところです。

議員ご指摘の舗装化ですが、現状、整備計画は持っておりませんが、他の学校でも未舗装の駐車場のところもありますので、舗装化に当たっては計画的に進めていく必要があると考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 3番、本多議員の中茶安別小中学校、たんぼぼ保育園の環境を早く整備すべきのお尋ねに引き続きお答えいたします。

3点目の保育園周辺の舗装を早く進めることにつきましては、平成30年第4回定例会において議員から一般質問をいただいているところでございますが、その際の答弁としましては、前面及び駐車場の総面積は640平方メートルとなり、整備費用が相当かかることから、優先順位等を勘案すると厳しいものがあると判断しておりますと答弁させていただいたところです。

その後、保育園周辺につきましては、建設工事業業者の皆さんのご厚意により、社会貢献事業として砂利を入れていただき、整地を令和元年6月と令和5年10月に実施していただいているところでございます。

今後につきましては、640平方メートル全てを舗装とした場合は多額の費用が見込まれることから、園舎前、駐車スペースとして必要な部分について再度調査を行い、舗装の実施に向けて検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

本多君。

○3番（本多耕平君） この問題について、先ほど教育長あるいはまた町長からご答弁をいただきました。奥歯に物の挟まっていない言い方で、私は、これには大変反論しごたえがあるなということで再質問いたします。

教育長、児童生徒が少ないから、あるいは学校から要請がない、あるいはまた児童生徒が減ったことによって部活動等々がないからバックネットは造らなくてもいい。冗談ではないですよ、教育長。地域の学校をどう捉えていますか。社会教育の中で、学校はどのような役割を果たしていますか。児童生徒が働くだけの学校ではないのですよ。

私も先日、校長のところへ行ってまいりました。校長、バックネット要らないのかと言ったら、いや、子供たち少ないし、部活動がないから。私たちの小さいときには、チームがなくても2人でも3人でも休み時間にはグラウンドへ出て、三角ベースって教育長、知っていますか。野球の三角ベース。9人いなくても5人でも4人でも、そのようにしてグラウンドを使いました。子供は、バックネットがないから使えないのではないですか。子供たちは、そうやって遊びを覚えていくのではないですか。

もう一点、地域にとってのコミュニティーの場であるということを忘れてはならない、教育長。例えば、私、茶安別のことばかり言うわけではないのですけれども、お祭りがあったり、地域でもっていろんな祭典があります。そのとき、青年も、あるいはまた男女を問わず、グラウンドでもって競技をすることがあるのです。先日、教育長とも学校で会いましたね。あそこにバックネットのところに、コンテナボックスが置いてあるのではないですか。

そういうことで、地域の学校をどう思っているのですか。児童が少ないから、部活ができないから、バックネットが高いものにつくから、経費がかかるから造らない。そんなことで社会教育もできますか。物があればできるということではないのですけれども、あな

た方の考えですよ。児童が少ないなら少ないなりに、子供たちもその中で一生懸命考えて、遊んだり集団生活をするわけではないですか。教育に費用対効果、私は全く意に反するような今の教育長の答弁には納得できませんね。まず、その考え方をもう一度お聞かせ願いたい。

（「教育長」の声あり）

○3番（本多耕平君） 教育長。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君） お答えをいたします。

私も三角ベース、遊んだほうですので、本多議員のお話はよく分かります。子供たちはいろんな遊びで集団生活であるとか、様々なことを学んで育つということも理解しているつもりです。

私も長年、中学校の教師をやってきて、野球部がなくなり、グラウンドが草ぼうぼうになってバックネットが使われなくなったと、こういう思いを複数校で経験しております。非常に寂しい思いもして、何とかクラブ活動であるとか、あるいは地域とそういうことも考えますが、やはり費用対効果、どうでもいいということにはならないというふうに考えています。

やはり学校では、本当にクラブ活動もなくなり、部活もなくなり、バックネットを使う機会というのは、私もほとんど部活がなくなってからは見たことがございません。阿歴内では地域でソフトボールもやってきましたけれども、その人数もなかなかそろわなくなっているという状況で、果たして本当に年間何回それが使われているのか、それに幾ら、やはりバックネットは本当に高いですので、それを造りたいというのはもちろん共通な思いではありますが、ほかに回したほうがよろしいのではないかとこのところ私の本意でもあります。

ですから、バックネット、野球やソフトボール、我々の世代は本当になくてはならないものだったのですが、時代は変わっているのだなというのが私の印象です。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） 時代が変わっているからこそ、私は昔のことがいいとは、いいと思っていますけれども、昔に戻れとは言いませんけれども、だからこそ地域を大事にしてほしい、学校を大事にしてほしいという立場から言っているのです。私は、教育だから費用対効果が幾らでもいいということを言っているのではないのです。

ただ、教育長の言われる、ほかにもっと温かみのある、僻地の子供たちがどう生活をしていくか、あるいはまた地域の者たちが、地域の住民が学校とどのようにコミュニティーを取っていくのか。教育長の勤めていた学校はそうかもしれません。ただ、今いる私の中茶安別の小中学校については、PTAの者たちが学校と一丸になって、学校にいる子供もそうです。地域一体となってグラウンドづくりもしたり、重機を入れたりしてやっています。十把一からげにしないでくださいよ、教育長。

いま一度言います。子供たちがいないから、減ったから、閉校になったら仕方ないです。だからバックネットは費用対効果で難しいというようなことは、これは私は撤回していたきたい。議論が平行線をたどるかもしれませんが、いま一度考えていただいて、答弁要らないです。多分、教育長は、今までのことをまた繰り返すだけでしょうから、私も言いたくなりますから繰り返しませんけれども、社会教育も含めて地域の学校の貴さ、地域の中で学校がなくなったところが、いかに地域に学校がなくなったから寂しいということを、変な話ですけれども、弥栄にしても磯分内にしても何年かは学校がなくなっても運動会をやっていましたね。でも、時間がたてば、だんだんとそういう気持ちがなくなってしまうのです。私は、そういう地域づくりをもっともっと、従来の今までのような学校が一つのやっぱり要になって、地域の要になって生活していくのだ、その地域で生きていくのだということについて、いま一度社会教育の中でも考えていただきたい。教育長、これはいつまでたってもちょっとこの問題については意見が合いませんので、これ以上言いませんけれども、私は中茶安別小中学校のこのバックネットをいま一度検討していただきたいということで、まずこの問題については終わります。ぜひお願いいたします。

それと、太陽光発電です。数値的にはかなり成果を上げているという話ですが、私この間、中茶安別の学校へ行って、この太陽光発電を同じように今どうなっている、数字でちょっと調べてくれないかと言ったら、実は今故障していますと言われました。それは2か月前かな。それは当然、教育委員会、知っていますね。それはすぐ整備されたのですか。私が行ったとき、ちょうど故障したのか、それとも長く故障していたのか分からないのですけれども、その経緯をちょっと教えてください。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

故障というお話でございましたが、モニターに表示する部分のコード、配線、それが実はメーカーのほうから届いていないというところがございまして、発電自体が故障しているわけではございません。ですから、表示する部分のところで目に見える、本来はモニターで確認できるのですが、その部分が故障しているというところは承知しております。現在、当時工事をした会社のほうとやり取りをしております、その当時の部分がもう生産中止されているというところで別なものを今手配中でございますので、そこについては処置をしております。

○議長（菊地誠道君） 本多君。

○3番（本多耕平君） 分かりました。これからいろいろ空調設備ですとか、いろんな問題で電気の需要というのは多くなってくるわけです。そんな中で、先ほどの数字の中では私も、弱いものばかり、電気もいよいよもって弱いのですけれども、かなり順調な成果を上げているということで安心いたしました。ぜひ今後の作動に期待をいたしたいと思います。

残りの砂利の問題であります。

これもまた、ざっくりと教育長から切られました。私がなぜこういうことを言うかとい

いますと、先ほど町長の答弁の中では、平成30年、私、これ年数を忘れていましたけれども、一般質問をやったということで、優先度の高いところからやっていきたいのだというお話がございました。実は、私のメモには、緊急度の高いところから舗装といいますか、そういう事業を取り組んでいくというような教育長の答弁をもらった、ちょっとメモがあったものですから、これは町長と教育長に再度お話を伺いたいと思います。

確かに、優先度あるいは緊急度、いろいろあるかと思います。限られた予算の中で環境整備をするということはそうかもしれませんが、その後、全く私の耳には入ってきませんでしたので、バラスを敷けばいい、どうすればいいということではなくて、保育園のほうについては、ある意味、一部駐車場をしていただけるという話でございます。

これはもしかすれば、現場へ行って保育園の方々から舗装するならどこがいいかと聞いたかと思うのですけれども、それはそれで結構です。ぜひ一日も早い、駐車場だけではなくて、あそこは道道に面していますから、道道からすぐ玄関になります。あそこは水がたまっておりましたけれども、ご案内のように砂利を敷いていただけてきれいになっていますけれども、私が言いたいことは、学校もそうなのです。確かに夏はいいのですけれども、除雪をするときにかなり苦勞なさっていますし、雨降り等々では、やはり保護者あるいは、今、学校は、1人か2人は教員住宅におられますけれども、ほとんどの方々が車で通勤なさっています。そんなことから、玄関まで遠い中で砂利道を歩いていくというのは大変でしょうし、冬、本当に除雪する方が大変なのです。そんなことも含めますと、環境整備ということでぜひ一日も早いことを、私、2回目のお願いです。お願いになりますけれども、ぜひ整備をしていただきたい、このように思います。

緊急度は、町長、高いですから、優先度ならどこからだとなるので優先度ではなくて緊急度がありますので、一日も早い全面舗装をお願いしたいということで、教育長、学校の環境整備です。舗装もぜひ一度、確かにあの後、化粧バラスを、碎石を敷いていただけてきれいになっています。それは事実ですけれども、私が行ったときは、数年前もそうでしたけれども、除雪のときに石を引っ張っていくですとか、雨降り、あるいはまた学校の体育館等々の一般の方々が利用するときに、大変不便な思いをしているので、ぜひ舗装にということをお願いいたしました。そのとき前教育長から、緊急度の高いところからやらせていただきたい、検討いたしたいというご返答をいただいておりますので、検討イコールしないということではなくて、ぜひ舗装に向けての整備をお願いしたいということを最後に発言してやめます。答弁はいいです。検討していただきます。よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で3番、本多君の一般質問を終わります。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君）（発言席） それでは、通告に従い、質問をさせていただきます。まず1つ目は、子供たちの遊びの場をつくるべき。

各町内会ごとに小さな公園はあるのですが、遊具がブランコ1台しかないところ等、あ

まり充実しているとは言えない状況だと思っております。若い世代の多くの町民から、親子で楽しめる屋外施設や雨の日でも子供たちが楽しく遊べる場所が標茶町にはないために、他町村にある施設に出かけることになる。

本町でも力を入れている子育て支援の充実のためにも、町内の子供たちや障がいのある子供たちが共に遊ぶことのできる場所が必要と思います。外で遊ぶ場所として、駒ヶ丘公園の遊具の充実と雨の日でも遊べる施設を造るべきと考えます。そのような施設が標茶町あることにより、標茶町に移住を考えている方々に対しても子育て支援対策をよりアピールできる一つの材料となると思うが、町として考えを伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番、鴻池議員の子供たちの遊びの場をつくるべきとお尋ねにお答えいたします。

議員ご案内のとおり、標茶町における都市公園は、街区公園、近隣公園、総合公園、特殊公園、都市緑地の5種類に分類され、14か所、公園を供用しており、以前、総務経済委員会所管調査において、コスト削減に努めながら町民のニーズを把握し、配置の見直しや整備を進めるべきとのご意見をいただいております。

駒ヶ丘公園の遊具、設備を充実し、障がいの有無などにかかわらず、あらゆる子供たちが雨の日でも一緒に楽しく遊べる施設を造るべきとのご質問ですが、本町の公園はバリアフリー法公布前に整備された公園が多く、再整備の際にはユニバーサルデザインの考えを取り入れたインクルーシブな公園の整備が必要であると認識しており、この先予定されている公園の集約や配置の見直しの際には進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

雨の日でも遊べる全天候型の遊具施設の整備については、新たに施設を建設するには数億円規模の建設費が予想されます。既存施設の活用について、遊具が設置された状況での利用は既存の利用に影響が出ることから難しいと判断しておりますが、移動式遊具の活用などにより、遊び場を確保できないか検討してまいりたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 全天候型を造るとすると、約5億円近くかかると。それで、既存の施設を使うということでも、私もちょっと考えていたのですが、空き校舎とか空き施設とかという、そういう部分を活用してこういうところが造れないものかということ、町としてはその部分はどのようにお考えでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 既設の施設を利用してのという部分で町長からお答えしたのですが、既設の施設の部分につきましては、例えばトレーニングセンターについては、教育委員会のほうとも確認したのですが、平日が9時から5時半まで、土日は終日自由開放しているということで、例えば天候の悪い日はその時間を利用してトレーニングセンターなどを利用して遊んでいただく。その方法の中として、例えば固定した遊

具というのは、既存のスポーツとかするのにはちょっと不便なので、移動して遊べる遊具、例えば最近のはやりでいくと、空気を入れたチューブの中に入って転がるとか、そういうような遊具とかを用意できて環境が整えればという方法を、今、関係課のほうを含めて検討してまいりますのでご理解願います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 空いている施設を利用する、今、移動式の遊具ということも言われておりましたけれども、本当に小さい子供たちが元気に大きな声を出して走って歩いたりとかという、そういう場所が1つはあっていいのではないかという、そういうのがあることによって、やっぱり移住を考えている人たちの目線というか、考え方も変わってくるのではないかなというふうに思っておりますので、この移動式遊具を使った施設というものをもし早めに着工、造っていただけないかというか、遊ぶことができるような、要は検討をしていっていただきたいことと、最終的には私は全天候型というのを視野に入れて話を進めていっていただきたいなというふうに考えておりました。

町長、最終的に全天候型というのは、やっぱり現状では厳しいということなのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 先ほどの答弁で申し上げましたけれども、全天候型の遊具施設を造っている市町村が最近出てきているということは、道内であるということは議員もご承知だと思っておりますけれども、恐らく規模にしてはというか、財源的には億単位、下手したら10億円とか、そういったものが造られているというふうに聞いています。そういったものが今のうちの町の状況の中で、先ほど来、いろんな施設の改修等々たくさん出ている中で優先順位がどうかという部分では、理想としてはそういったものがあってもいいというのは当然皆さん思っていると思いますけれども、非常に厳しいのかなと思っていますので、既存の施設でも、例えば児童館についても、なかなかそういった形での通常の、ボールで遊んだり、いろんなことも児童館でもできるのですけれども、そういった場所が実は有効に活用されていない。そういった既存施設の活用を、まずはお金があまりかからないところから、平日であればいつでも遊んでもらえますので、そういった部分の活用をまず積極的に掘り出していくのが先かなというふうには、もっと現実的な話として、そういったことにもっと力を入れるべきだと思っていますし、ただ、あと、今、建設課長からあったように、現在のトレセンの空いている時間をもっと活用できないかとか、そういったことをもっともっと研究していきたい、そんなふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 分かりました。では、本当に既存のそういう場所で子供たちが元気に遊べるということと、やはり場所があるのに今現在あまり使用されていないということは、町民が知らないということだと、要はあまり理解していないのかなというふうにも思っていますので、そこの部分はこういうところで遊べるのだよという周知というものも、や

はり町として進めていっていただきたいというふうに思っております。

では、次、2つ目の質問に移ります。

重点支援交付金を活用し町民の暮らしを支援するべきということで、このたび国会で審議が始まりました2023年度補正予算に、物価高騰対策として自治体向けの「重点支援地方交付金」が盛り込まれました。この交付金は、物価高騰の影響を受ける町民、事業者に対し、自治体が独自に支援することができる財源となります。現在も国際情勢などによる影響で長期に及ぶ物価高騰が続く、家計や事業者に大きな負担となっています。

そこで、町としてこの交付金を活用し、低所得者・事業者に対し、さらなる支援をするべきと考えます。

あわせて、低所得支援枠の1世帯当たり7万円の追加支給が盛り込まれているが、年内支給は可能か、町としての今後の取組も併せてお聞きいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 5番、鴻池議員の重点支援地方交付金を活用し町民の暮らしを支援すべきとのお尋ねにお答えします。

1点目の町としてこの交付金を活用し、低所得者・事業者に対し、さらなる支援をするべきと考えますとのお尋ねにつきましては、議員ご案内のとおり、補正予算が11月29日成立し、エネルギー・食料品価格等物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細かに実施できるよう、推奨事業メニュー及び低所得世帯支援枠実施のための重点支援地方交付金が追加されたところであります。推奨事業メニューにつきましては、昨今の情勢を勘案し、本町の基幹産業であります酪農・畜産業における物価高騰対策における支援を予定しております。

2点目の1世帯当たり7万円の追加支給が盛り込まれているが、年内支給は可能かとのお尋ねにつきましては、重点支援地方交付金のうち、低所得者枠の1世帯7万円の支給に係る補正予算案につきましては、今定例会の追加議案としてご提案させていただく予定となっております。この支給につきましては、全国的に実施されるものであるため、二重払いや受給漏れとならないよう一定のルールが必要となりますが、現時点では国からそのルールは示されておられません。これらの状況から、年内支給については困難ではないかと考えております。

しかしながら、できるだけ早く対象となっている皆さんに支給できるよう、国の要綱等が示され次第、速やかに支給に向けて対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 低所得者枠の7万円の支給については様々なルールが必要であるために、年内支給は厳しいということでもありますけれども、個人の考えを言っただけなのかもしれませんけれども、年末に向かって、やはりこの支給というのは少しでも早く皆様の手元に行き渡るように進めていっていただきたいというふうに考えております。

ここで言われている低所得者の7万円の対象世帯といますか、これを教えていただけますか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをさせていただきたいと思います。

対象世帯ですけれども、現状1,000世帯程度であろうというふうに予定をしております。先ほど町長の答弁もありましたが、追加提案させていただく補正予算案につきましても、1,000世帯分の予算を計上させていただいているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） それでは、重点支援の交付金の、町に与えられるというか、町が国から補助金としていただける金額というの、今この場ではお答えいただけますか。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

まず、低所得世帯支援枠ということで、今の7万円の部分なのですけれども、事務費を入れまして5,051万8,000円というのが、11月30日付で通知が来ております。もう一点、推奨事業メニューについては、3,296万7,000円というふうになっております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 鴻池君。

○5番（鴻池智子君） 本当に町長も今までプレミアム商品券とか、1人につき6,000円の支援とか、もう様々な支援をしていただいております。これは本当に町民も大変喜んでおりました。このたびの支援も、やはりこの飼料高騰に向けてというところで、これは一次産業の方は本当に喜ぶ支援だというふうに思っております。これから補正予算とかをやっていくわけですけれども、できるだけ速やかにというか、早めにこの恩恵が町民のもとに届くように対応をしていただきたいというふうに思っております。

質問は終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で5番、鴻池君の一般質問を終わります。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君）（発言席） 通告しております2点につきまして、ご質問申し上げたいというふうに思います。

まず、1点目につきましてです。

各小・中学校教室にエアコンの設置をということで、ご質問申し上げます。

今年の夏は、かつて経験したことのない暑さで、8月25日は35.1度、本町の観測史上最高気温を記録いたしました。第3回定例会では、3名の議員から小中学校での熱中症対策についてただされておりました。今後も地球規模での温暖化で、来年の夏もこの暑さは当たり前になるとも報道されておりました。

さきの第9回臨時会で、各学校の保健室にエアコン設置の予算が可決されております。しかし、それだけでは不十分とも考えております。児童生徒が安全で快適な環境の中で毎

日の授業が受けられるようにするため、各教室にもエアコンの設置が必要と考えますが、教育長に所見を伺います。

各小・中学校の教室全てに設置した場合の事業費の総額は、幾らぐらいになるのかも伺っておきたいというふうに思います。

保健室に設置する予算は、コロナ感染症対策として学校保健特別対策事業補助金を活用いたしましたが、ほかの補助事業等はないのでしょうか、伺っておきます。

北海道は来年の夏以降も猛暑が続く可能性があることから、学校などへの冷房の設置を加速する必要があると判断し、そのために支援として文科省に対し小中学校の教室にエアコン設置費用に対する国の補助率、今は3分の1かな、それを引き上げるように求めています。

町長は子育て支援に力を入れておりまして、ぜひ財源手だてをし、各教室にエアコンの設置をするべきと考えますが、町長のお考えを伺っておきます。

事業補助がない場合、また、不足分については、例えばふるさと寄附基金や学校教育施設整備基金などを活用してはとも考えますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 教育長・青木君。

○教育長（青木 悟君）（登壇） 4番、鈴木議員の小・中学校の各教室にエアコンの設置をとのお尋ねにお答えいたします。

今年の夏の暑さは記憶に新しいところで、本町においても8月25日は最高気温35.1度を記録し、観測史上最高気温でありました。この日の町内小・中学校の対応につきましては、午前授業の対応を取った学校や、5校時終了後に下校した学校もあったところです。

また、学校へのエアコン設置は、現在、各学校の保健室に年度内に設置完了できるよう進めているところです。

1点目の小・中学校の各教室全てに設置した場合の事業費は幾らぐらいになるのかとのお尋ねであります。町内8校の小・中学校、普通教室、特別支援教室、職員室、校長室、体育館にエアコンを設置したとしての試算では、総事業費約3億9,800万円、体育館を除いたとした場合で3億2,800万円ほど、子供たちのいる普通教室、特別支援教室のみとした場合で3億600万円ほど、このほかに詳細設計をするための調査設計、実施設計費として2,800万円ほどの事業費が見込まれるところです。

2点目の設置に当たって、学校保健特別対策事業補助以外、他の事業補助はないのかとのお尋ねですが、活用できる事業として文部科学省所管の学校施設環境改善交付金がございます。この交付金事業のうちの大規模改造（空調（冷暖房設備）整備）事業であり、体育館は2分の1、その他の教室等の整備は3分の1という補助率で、対象工事費、下限が400万円、上限が7,000万円という内容であります。事業採択に当たっては前年度に事業計画を提出し、その翌年度以降の事業実施が決定されるものであり、本交付金を活用とした場合、現在、事業計画は提出しておらず、早くても令和6年度事業計画、令和7年度から実施ということになります。

なお、本年10月に北海道、北海道教育委員会、北海道市長会、北海道町村会等による学

校施設環境改善交付金の補助率引上げや補助制度の充実等の財源確保などを国に対して緊急要望を行ったところですが、政府では、令和6年度で予定していた事業を令和5年度補正予算にて前倒し計上した場合に、地方債の充当率と地方交付税の算入率を引き上げる財源措置を講ずるとの通知が届いているところですが、北海道だけの特殊事情に対して補助率の引上げなど、制度拡充とはならない見込みであります。

児童生徒の教育環境を考えた場合、各教室にエアコンの設置は必要と考えるところですが、費用面の課題も大きいため、ソフト面、ハード面両面から暑さ対策を講じていくこととしておりますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 引き続き、4番、鈴木議員の小・中学校の各教室にエアコンの設置をとのお尋ねにお答えいたします。

3点目の町長は子育て支援に力を入れているが、ぜひ財源手だてをし、各教室にエアコンの設置をするべき、事業補助がない場合は、ふるさと納税寄附基金を活用してはと考えるがいかかとお尋ねであります。先ほど教育長から答弁があったとおり、学校全体のエアコン設置に係る総事業費は約3億9,800万円、活用できる補助を最大活用しても、町の負担額は2億5,000万円を超える額という試算結果となっております。

ふるさと寄附基金の使途については、寄附者が使途を指定することができ、本町では7項目の指定した使途と使途を指定しない項目があります。議員ご案内のふるさと寄附基金の活用については「子どもたちの教育環境の充実のため」が該当する事業となりますが、本年度からスタートしました学校給食無償化事業とふるさと教育推進事業の財源に充てていますので、現状では、さらにエアコン設置の町負担額の2億5,000万円を超える財源として基金を活用することは困難であります。

しかしながら、小・中学校のエアコン設置については、先ほど教育長の答弁のとおり、私も必要であると考えているところでありますので、今後、設置が必要となるほかの町有施設との優先順位や必要な財源確保について検討していきたいと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 財源の問題で厳しいのだろうなというふうに思いましたが、子供たちが安全な環境の中で授業が受けられるというのが大前提だというふうに思うのです。そういう意味から今回は伺っておきましたけれども、確かに、ふるさと納税寄附基金については、町長がいつも子育て支援の給食費に充てるのだというふうに言っておりますが、今、基金残高は、ふるさと寄附基金で1億8,000万円、そして私が質問の中で述べましたように学校教育施設整備基金、これが1億2,000万円あります。これの一部を活用してはというふうに考えます。

それで、今朝の新聞にも、あるいはラジオのニュースでも報道されておりましたが、高校に対しては教室にエアコンを導入するのだと、それと特別支援学級にもつけると

いう報道がされておりました。それは壁に穴を空けるエアコンではなくて、簡易な、窓枠に、私も正直言ってよく分からないのですが、窓に取り付ける、そういうエアコンというか、空調があるのですね。それを各教室2か所ずつつけるのだというふうに道が決めたということが新聞報道されておまして、これをつけるとした場合には壁に穴を空ける必要もないですし、経費についても、私も窓につける別の試算はしておりませんが、かなり事業費がかからないのではないかとというふうに正直言って今日ニュースなり新聞を見まして感じましたけれども、その辺の検討はいかがでしょうか。

それと、この間、保健室につけたということですが、ラジオのニュースでは特別支援学級生徒が、やっぱりコントロールできない、障がいと言ったら失礼なのですが、そういう方々がいるので、それで特別支援学級につけるのだというふうに報道されておりましたけれども、その辺の考え方、伺っておきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

今朝ほどの新聞に道教委、道立の高校、それから支援学校へ、支援学校については、ルームエアコンを優先しというところでしたが、その他の公立の高校については窓枠エアコンというところで、確かに工事等は不要でございまして、窓にその機械をつけて、両側から挟み込むような感じの装置になります。

ただ、実際こちらでいろいろ能力はあるのかもしれないのですが、通常の窓枠エアコンですと、スペックとして1.4から1.6キロワット程度と。それがどうかというと、実はそのほかにもスポットクーラーという移動式のクーラーも簡易型であるのですが、そのスポットのほうで2.0から3.1というところです。実はそのスポットクーラーについても使った場合にどの程度効果があるかという、本当にその周辺にいる1メートル、2メートルの距離の近い子には涼しい空気が来るのですが、部屋全体を冷やすことができるかという、なかなかそこまではいかないというところで、部屋の大きさにもよるのですが、なかなか暑さ対策として導入するにはちょっとどうかというところです。ですから、窓枠エアコンも、今後、道でそれをつけるというところもありますので、その辺のところはどの程度効果があるのかというのは聞いてみたいとは思いますが、現状、能力的には2台教室に設置したとしても、多分その付近だけがちょっと冷えるぐらいではないかなと、こちらも考えているところです。

ただ、金額的には1台5万円から7万円程度ということで当然安いのですが、複数台それを使う場合には、現在の学校の電気容量が一遍に使った場合にどうなのかとかいう、その辺も当然試算はしなければならないので、電気工事が必要になったりというプラスの費用は出てくる可能性もありますが、先ほど教育長答弁の中で他の教室等々にエアコンを全部つけた場合に費用としてどのぐらいになるかという、3億9,000万円、それは全ての教室に固定型のエアコンで、ある程度小さな学校の小さな教室には家庭用のルームエアコンという中で試算をしております。そのほかに当然そういう機材をつけた場合に電気の部分の工事が必要になるということで試算をしておまして、ですから先ほど普通教室、支援

教室だけを整備した場合で3億円ちょっとという数字を出しておりますが、その場合にもかすると電気工事が不要になる学校も出るかもしれない。ただ、そこは設計をしないとちょっと出ないところもありまして、今は全ての学校が設置をした場合に電気工事も必要となるという試算で3億円という数字を出させていただいております。

先ほど、追加の部分で支援学級の部分の優先というところもございました。どこを優先するかというところは、それぞれ考え方があろうかと思います。それについても、やはり費用等々の部分もありますし、どういうものがいいのかということも含めて今後検討していかなければならないと思いますので、まずは今回、保健室の部分について整備をしますが、その後については、どの部屋あるいは全体含めて、どの年度含めて、先ほど町長の答弁もありましたが、学校以外の施設も当然ありますので、それらを含めた中で今後の整備、優先度を含めて検討していきたいという考えでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お答えしたいと思います。

先ほどふるさと納税寄附基金を使えないかというような、1億8,000万円ほどというようなお話ございました。先ほど町長ご説明しているとおり、全体で今、令和4年度残額1億8,100万円ほどありまして、そのうち7項目と用途を指定しないという8項目に分かれていまして、そのうちで「子どもたちの教育環境の充実のため」ということで、そちらの部分については、令和4年度末の残高から充てる予定のものが、ふるさと教育推進事業と学校給食費無償化事業ということで2,670万円ほど充てる予定となっておりまして、それから残りというのが1,100万円ほどあるのですが、現状で言いますと、今年度11月末で同じ項目に指定して寄附していただいた部分の方が大体3,300万円ぐらいの大体2分の1は寄附額として残る、経費を除いた分が残ると思うと、翌年度の学校給食費無償化とかというのを繰り越していくところを考えると、ほかに用途として使うというのは難しいのかなとは思っております。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） きっと難しいのだろうなというふうに理解はするのですが、やはり子供たちの安全な授業が受けられる、そういう環境づくりというのは当然必要だろうなというふうに思っておりまして、先に今言った窓枠につける……先に聞きます。この3億円というのは、補助金3分の1を引いた額でしょうか。まず、かかった分、3億9,000万円全部だとすれば、先ほども述べましたけれども、それは交付金を活用して、それを引いた額ですか、それとも活用しないでの総額ですか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） お答えいたします。

先ほど教育長が答弁した事業費の部分でございますが、全ての教室、それから職員室、校長室、体育館全てに設置をしたとして、これは総事業費として3億9,800万円で、その

うち体育館は2分の1の補助、それからその他については3分の1の補助として試算した場合に、補助金として1億4,000万円ほど、残りが町負担になりますので2億5,000万円という試算になっております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 分かりました。

それで、先ほども申しましたけれども、全部が可能ではないというふうに一応理解はするのですが、先ほどから何度も優先度と緊急度がどうだというご質問をされておりましたけれども、せめて支援学級の学級につけることができないのかどうか、どれだけの風量が入ってきてというか、それもまだはっきり分からないということですが、やっぱりそういう子供たち、児童生徒の支援学級にだけでも先につけてあげてほしいなというふうには私は思うのです。そういう意味では、ぜひ支援学級にという考え方には立ちませんかでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） まず、お答えいたします。

支援学級だけでも優先的にというご質問でございますが、各市町村においても例えば低学年の学級から整備するとかという方針を出しているところ、あとは道のように、特別支援学校については本格的なエアコンを先に整備する、そして、その他の学校については簡易的なところから、その後、固定的な部分でやっていくというような方針が出されているところもあります。

本町、どういう形で今後進めていくかについて、現在、支援学級を優先するところまでの議論は組立てておりませんが、まず子供たちのいる普通学級と支援学級を優先すべきかなというところでは考えているところで、さらにそこで支援学級を優先するかどうかについては、今後、検討をさせていただきたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） ぜひ検討をしていただきたいですし、新年度にせめて支援学級のところにつけられるように早急に検討をしていただきたいというふうに思いますが。

それと、今アドバイスいただきましたが、基金の中で新型コロナウイルス感染症対策基金5,000万円ありますよね。それというのは、もう使い道は決まっているのでしょうか。

（何事か言う声あり）

○議長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長・常陸君。

○教委管理課長（常陸勝敏君） ただいまの質問ではなく、先ほどの特別支援学級を優先すべきということで、道で今、簡易的な窓枠設置のエアコン、それからそのほかにスポットエアコンというのが簡易的で、費用的には抑えられる部分があります。ただ、ちょっと音がうるさいという難点もございまして、子供たちの授業するところで使うのにはどうかというところで二の足を踏んでいるところもありますので、今後出てくる機材等々を含めて、その辺がクリアされたり、窓枠のエアコン含めて能力的にどうなのかも含めて、特別支援学級の場合、どちらかというと教室が小さめな部屋が多いものですから、がっちり

したエアコンでなくても対策ができるようであれば、その辺も含めて検討させていただきたいという考えでございます。

○議長（菊地誠道君） 企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君） お尋ねのコロナの基金の関係で、そちらの部分は利子補給等に使うための基金だったと思いますので、こちらのほうには使えないというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 残念ですね。使えないということで、それでなくても感染症対策ですから、コロナの基金が使えるかなというふうにも思いましたけれども、残念な結果ですね。それでは、ぜひ教育長、子供たちの環境を守るということで、早急な検討をしていただきたいということをお願い申し上げます。

次に入らせていただきます。

運転免許証の自主返納への支援についてお伺いいたします。

最近、高齢者の自動車事故が急増しておりまして、高齢者に運転免許証の返納を呼びかけしている自治体もあります。そして、自主返納した方に対して、何かしらのサービス提供をしている自治体もあるというふうに聞いております。

本町は、70歳になると町営バスの無料乗車券が配付されますが、市街地に住む人々にとってはなかなかこの券を利用することがない、また、郡部の方々は自宅からバス停までに距離があり、徒歩でバス停まで行くことが非常に困難だとの声もあります。また、乗合タクシー事業も、利用者からは、時間に制約があり利用しづらいですという訴えもありました。

高齢者の方も必要なときに自由に外出行動ができるよう、閉じ籠もり防止のためにも、運転免許証返納者に対し、無料タクシー券の配付を検討してはと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 鈴木議員、話すときにマスクを外して……

○4番（鈴木裕美君） 聞こえないか。

（「聞こえない」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 聞こえないのです。説明員も外すようにあれしたので、議員さんも同じです。そこにあれがあるので、外して。聞こえないそうです。

○4番（鈴木裕美君） 分かりました。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 4番、鈴木議員の運転免許証の返納者への支援をとのお尋ねにお答えいたします。

北海道警察の統計によれば、平成25年から令和4年の10年間で高齢者による死亡事故及び負傷事故は減少傾向にあります。全体の交通事故も減少している中で、運転免許保有者における高齢者の割合が増加しているのに連動して、交通事故における高齢運転者の構成率は増加してきております。また、75歳以上の後期高齢者層による事故においては、死

亡または重篤となる率が高くなることも報告されております。

このような状況の中で、本町としては、各機関・団体にご協力をいただき、高齢者を対象とした交通安全運動や各種啓発活動を実施し、交通安全意識の高揚、普及を行っているところであります。

一方で、高齢者の閉じ籠もり対策としては、毎月開催されておりますふれあいカフェなどにおいて、外出のきっかけづくりを行っております。

議員お尋ねの無料タクシー券の配付につきましては、免許返納者の外出手段確保の手法の一つだとは存じますが、広大な行政面積を持つ町全体をタクシーやハイヤーでカバーするのは困難だと考えており、郊外においては路線バスやスクールバスの混乗方式、市街地においては、現在、試行運行しております乗合ハイヤーを町が安定的に運行し、ＪＲやバス、ハイヤーなど公共交通機関と連携しながら総合的な交通体系を確立していくことを目指しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

マスクを外してください。

○４番（鈴木裕美君） 大変失礼しました。

免許返納するというこの手続は警察でするわけなのですが、そうすると運転経歴証明書というものが頂けるのだそうです、私は分からないのですが。手数料が1,100円かかるということですが、その証明書というのが身分証明書にもなるということで伺っておりますので、例えば返納者に対しての手数料1,100円を助成するとか、私が知っている限りの方々は、この次の切替えのときに切替えしないで流すのだと、返納の手続をしないでそのまま流すのだという方が多いのですね。ですから、町としては、やはり広報等を使いながら、返納の手続を行ってください、それが身分証明書として使えますよということをぜひ広報等で流していただきたいなということがまず1つですけれども、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

現状のお話とはなりますけれども、いろいろ過去にも議論されておりますけれども、マイナンバーカードもあります。免許返納時に出てくる証明書だけが証明書ではありませんので、制度としてこういうものがありますということをＰＲするのは全くやぶさかではありませんが、議員が先ほどおっしゃっておられたような積極的な支援というところまでは今考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○４番（鈴木裕美君） マイナンバーカードを嫌う人もいらっしゃるのですよ。作っていない方もまだ、うちの普及率が大分上ってきたかというふうには思うのですが、そういうことだとすれば、やっぱり返納手続をして身分証明書となるものを頂くというほうが私はいいのではないかなというふうに思うのです。そして、さらには手続には1,100円かかるというので、自治体として推奨するに、手数料1,100円は自治体が負担しますよという、そういう呼びかけというのは必要ではないのかなというふうに思うのですけれども、いか

がですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

先ほどと同様なのですけれども、制度があって証明書としてそれを取得されてはいかがですかという、そういうPRについて行うことはやぶさかではありませんけれども、そこから踏み込んで、そこだけに支援をするというのは、ある意味不公平感にもつながるというふうに考えておりますので、現状では考えておりません。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 副町長からばっさり切られてしまいましたけれども、先ほど同僚議員が重点支援地方交付金のご質問をいたしました。その中で、事業者向けに対してこの交付金が活用できるのですよね。事業者さんに対して、地域公共交通支援ということでの活用ができるのですよ。そういうふうにうたっておりましたけれども、ぜひ返納者に対して積極的な、自分も間もなく行く道というか、返納しなければならない時期が来るというふうに覚悟はしているのですけれども、結構お年寄りの方々に対して、ぜひ返納を呼びかけながらも、サービスを受けさせて支援をしていただきたいなというふうに思うのですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

重点支援の部分については、先ほど町長のほうから答弁があったのですけれども、議員ご指摘のとおり、事業者向けとか何パターンか類型が示されております。それを承知した上で、今回どこに振り向けるべきかということをお内部議論させていただいております。その中で特に重点支援地域というところを重く受け止めまして、今、基幹産業が引き続き苦境にあるという中で、そこに投入できないかというところで検討している最中になりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 分からないわけではないのですよ。でも、いずれ来る、皆さんが行く道なのです。ですから、そういう面では行政として配慮する必要があるなというふうに思いましたのでご質問させていただきましたけれども、ぜひ交通事故が起こらないような、そういう対策も含めて支援事業というものを確立していただきたいというふうをお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 以上で4番、鈴木君の一般質問を終わります。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君）（発言席） 私は、1つ目に新規就農者の現状と今後について質問いたします。

全国的に新規就農者の減少が報道されていますが、本町の現状はどうですか。

近年、厳しい酪農生産現場の実情から、支援策の再検討をすることも考えるべきではありませんか。新規就農者の増加は、本町の酪農を守り発展させ、人口減少の歯止めであり、

地域経済の活性化につながると考えます。

生活優先の小規模経営など、多種多様な選択ができるメニューが必要ではないか伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、渡邊議員の新規就農者の現状と今後についてのお尋ねにお答えいたします。

全国的に新規就農者の減少が報道されているが、本町の現状はどうかについてですが、本町の令和5年度の新規就農の状況につきましては、夫婦1組が既に営農を開始しており、令和6年度におきましても、夫婦2組が営農を開始する予定となっております。しかしながら、令和7年度以降に就農する研修生が存在しない状況が続いており、今般の情勢悪化が少なからずも影響しているものと考えております。

近年の厳しい酪農生産現場の実情から、支援策の再検討をすることも考えるべきではないかについてですが、新規就農者の生乳生産量については、就農から3年間、500トンを上限とした特別枠が設けられ、計画的減産の対象にはなっておりません。また、指定生産団体の発表によりますと、令和6年度においては、これまでの計画的減産から3年ぶりに増産目標が掲げられたことなどから、今後、現在の情勢は徐々に改善していくものと予想しております。

しかしながら、肥料、飼料などの生産資材価格が高止まりする中、この先も非常に厳しい状況下での営農が続くことの認識を持っております。以前、議員からのご質問にもお答えした内容の繰り返しにはなりますが、新規就農者に限らず、この非常に厳しい情勢を乗り切るためには、生産基盤たる草地を最大限に活用し、良質な粗飼料を確保することが何よりも重要と考えております。今後においても、JAしべちゃをはじめとする関係機関と連携し、そのために必要な支援について検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

新規就農者の増加は、本町の酪農を守り発展させ、人口減少の歯止めであり、地域経済の活性化につながると考えるがどうかについてですが、私も議員と同じ認識を持っております。標茶町担い手育成協議会が主体となって行っている新規就農フェアの本町酪農のPR、TACSしべちゃでの酪農体験の受入れ等の取組を通じて新規就農者を安定的に迎え入れることで、地域コミュニティの維持・発展が図られ、人口減少が鈍化すること、ひいては本町経済の活性化につながるものであると考えております。

4点目の生活優先の小規模経営など、多種多様な選択ができるメニューが必要ではないかとのお尋ねについてですが、本町酪農は地形的な要因で経営形態が多様であることが特徴ですが、新規就農を目指す方のほとんどがフリーストールで多頭飼いし、生産性に重きを置いた大規模経営ではなく、小規模で放牧を中心とした草地型酪農を希望しております。就農に当たっては、青年等就農計画の認定要件を満たすことが大前提とはなりますが、本人の希望に沿った経営形態及び規模で就農してもらっており、就農後においても、無理のないゆとりを持った家族経営を実践できているものと認識しておりますので、ご理解を願

いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 令和5年は1組、令和6年は2組、令和7年はゼロという今後の新規就農の見通しを、今、町長から答弁いただきましたけれども、今、令和7年も就農できるような呼びかけといたしますか、そういう行動はされているのですか。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

先ほど町長のほうからご説明申し上げましたが、令和7年度以降については、今、長期の研修生がいないような状況であります。今年度に入ってから、これは例年行っている取組なのですが、標茶町担い手育成協議会の中で、各種フェアあるいは酪農関係の学校訪問、それから短期の研修生受入れ、それから個別に農協、役場のほうに新規就農を考えているのだけれどもという相談も受けております。その中で、本町酪農のPRを含めまして、うちの町で研修農場も備えておりますので、研修に参加してみたいかということで、その辺についても取組を行っているところでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） そこまで立ち入って質問するのはあれかと思うのですが、もし令和7年以降この研修生とかがいなかった場合、研修センターといたしますか、そういうのはどうするつもりですか、

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） 研修センターなのですが、長期の研修以外に、今ご説明申し上げましたとおり、短期の研修生の受入れも行っております。今年度のこれまでの酪農体験者の実績で言いますと、31名の方が酪農体験に本町を訪れていただいております。過去にもこうした中から長期研修に結びついたという実績もございますので、そこについては、当然、研修農場のほうは継続して取組を行っているのですが、そうした取組の中で長期研修に結びつけるように、今後についても継続した研修生の受入れ等を実施してまいりたいと考えております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 長期研修、標茶の場合、先ほど新規就農者の人の無条件で500トン枠とかというお答えがありましたけれども、現場に行ってみると、やっぱりこの情勢でそういう人たちは生産拡大で何とか経営再建をしたい、経営を維持していきたいという意見が非常に強いのが感じます。

そんな中で、僕が非常にこれはと思う情報が目に入ったといたしますか、知っている方、副町長なんかは知っているのかもしれないのですが、マイペース酪農交流会というのが釧根で執り行われているのです。代表の名前は有名だから言ってもいいかもしれませんが、三友さんという中標津の方なのですが、この人なんかの発言を聞いてい

ますと、やはり今や生活優先、そして農村で生活する、そういう農業をやりたいという若者はたくさんいるよと。それをしっかりと受け入れる条件をそれぞれの団体がすべき時代なのだという具合に言っている。そういう発言に非常に僕はなるほどと思って見ていましたし、その団体が、日にちは正確にできないですけども、日韓国際環境賞という賞を受賞されているのですよ、そういう釧根のマイペース酪農という組織が。これは本当に200トンも搾らない。300トンも搾っている人もいますけれども、ほとんどそういう低い生産高で生活ができる、そういう酪農をやっている。そして輸入穀物も肥料も本当にほとんど使わない。それでも経営はできるよという実証がこの受賞で明らかになって世界的に広がったという、この経験はやっぱり僕らに教えているものがあると思うので、そういう意味では、新規就農者に対する町の支援、農協もこういうところにもう少し着目して募集をする、こういう酪農も本町ならできますよというメニューをつくっていくべきではないかという思いでの質問であります。

そういう意味では、今後そういう検討をする準備ができるかどうか、ちょっとお伺いしたいなと思うのですけれども。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

町長の答弁の繰り返しにはなってしまうのですけれども、現在、新規就農を希望する方のほとんどが、小規模経営というか経済性を重視したフリーストール牛舎で、生産性に重きを置いた経営をしているのではなくて、40頭、50頭ぐらいから始めて放牧を中心とした草地型酪農を目指すといった方でございます。

そういったところをもうちょっとPRしてというところなののですけれども、そこについても、きちんとこれまでもPRしてございます。皆さん、当然、新規就農するに当たっては、イニシャルに係る部分というのは基本的には資金等を借入れして、それを返さなければならないということで一生懸命搾らなければならないという状況にはなるのですけれども、そこにつきましても農協と町と連携して資金の返済に関わる支援もしてございます。

議員言われている経営形態についても、町としても、これまでもそういった形での、できるだけそうしたところにイニシャルの部分にコストをかけずに、最初はゆとりある経営を新規就農者に勧めているところでございますので、そこについてはご理解いただきたいなというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） そういう意味で、積極的にそういう現場とか状況を、こういう方法もあるのかということをしっかり身につけていただきたいなという具合に思いますし、ただ、これはなかなか難しいことなのだよと言っている方もいます。ただ、実践されている方が近くにいるということをしっかり理解しておいていただきたいなという具合に思います。

それでは、2つ目の質問に移ります。

私、この場所で何度か質問してきました私道の除雪について質問いたします。

農業経営の危機が依然として続き、離農者も出てきています。今、基幹産業である酪農支援が必要であります。その意味でも、特に公道からバルク施設までの距離の長い農家は苦勞しているという具合に訴えられています。除雪をして支援することはできないのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、渡邊議員の私道の除雪についてのお尋ねにお答えいたします。

議員ご案内のとおり、ウクライナ情勢や円安による飼料、肥料の高騰などの影響により、酪農家の経営の厳しい状況が続いていることは認識しているところであります。

私道の除雪につきましては、これまでも議会において議論がありましたが、個々の経営における施設や機械等の整備、労働力の確保について、原則的にはそれぞれの経営者として判断、対処されるべきもので、個々の経営の中で完結されるものとの考えは変わっておりません。

しかしながら、近年の異常気象による自然災害、大雪などの発生により、個人では対応できない場合で手助けが必要な場合は、人命の安全確保の観点から対応することとしておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 何度か質問した中で、今回の答えは人命尊重の立場からという一言が入りましたけれども、そういう非常に異常な状態に至ったときには対応するという答えと理解してよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） お答えいたします。

雪の場合、近年、ここ数年は割と少ないほうなのですが、以前には本当に1回に1メートルとか吹きだまって積もったりとかという場合もございました。そういう場合は、やっぱり除雪に関しては大変苦勞していると思います。

そういう部分で、町の除雪については基本的には町道や公共施設の除雪が優先されます。また、その場合についてスクールバスとか幹線道路、集乳車の通る町道ですから、そういう部分の除雪が優先されますけれども、その中でどうしても開けるのに持っている機械ではどうしようもないというときには、例えばそこがちょっと手が空いた時点で、ロータリー除雪車とかの導入とかというのでも考えられることとして思っております。以前も災害のときには手助けしますということでご答弁いたしておりますので、そのような状況のときにはご相談いただければというふうに思っておりますので、ご理解願います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） そういう意味では、助けてくれというような願いが町民から、そういう現場からあったときには、返答していただけるという具合に理解してよろしいですね。

それでは、3つ目の質問に移ります。

障がい者に必要なグループホームを。

自立と生きがいを見いだせる障がい者に必要なグループホーム施設建設を考えてはいませんか。

また、これから建設する民間事業者に対する支援策を考えるべきではないですか。

同時に、本町の障がい福祉計画第6期では、共同生活援助「グループホーム」のサービスの見込み量と確保の方策では、令和5年34人となっています。今後、将来を見据えた障がい者に必要なグループホーム施設利用者の推計や見通しについてお聞きいたします。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 10番、渡邊議員の障がい者に必要なグループホームをのお尋ねにお答えいたします。

1点目のグループホーム施設建設の考えはないかとお尋ねにつきましては、施設基準に合致したグループホームの建設費用、必要な人員配置等を考慮しますと、現状では困難であると判断するところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

2点目の民間事業者に対する支援策を考えるべきではないかとお尋ねにつきましては、令和5年第1回定例会で深見議員の一般質問にもお答えしておりますが、町独自の支援策として、建設費については一定の条件を満たすことにより、町内事業者については標茶町GOGOチャレンジショップ支援事業、町外事業者については標茶町振興条例の対象となるものと考えております。その他、北海道における建設費の補助制度がございますので、これらをご活用いただくことになるかと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

3点目のグループホーム施設利用者の推計や見通しについてのお尋ねにつきましては、令和5年度グループホーム利用者は39名となっております。将来推計として、現在、策定中であります第7期障がい福祉計画の試算では、3年後の令和8年までで44名まで増加する見込みとなっておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君） これは自分の子供の将来を考えての訴えだと思うのですが、やはり標茶のそういう障がいを持って、できるだけ地元、親の近くで自立した生活をしたい、そういう障がいを持つ人たちにとって何かそういう優しさといいますか、そういうのが伝わってこない町だよなという訴えがあるのですね。そういう意味では、6期の基本計画の中にも書いてありましたけれども、近隣市町村との調整をしながらという書き方をしていますけれども、本当に私も本町のそういう施設が少ないなという気がします。新しい計画策定の下でも、今答えられた姿勢は変わらないのですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） 次期計画策定の部分についてのお尋ねというふうに思いします。

基本的には同じような形を考えていきたいなというふうには思っておりまして、全ての施設を町内で完結するという部分はなかなか難しい部分があるのかなというふうには考えておりますし、以前町長のほうからもご答弁させていただいておりますけれども、近隣の施設を利用してという部分も当然考えていかなければならない部分だというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 以前もこのような質問の中で、そういう町外等の施設に本町から支出されるお金が年間5,600万円というお答えをいただいたような記憶があるのですけれども、その理解で間違いはないですか。本町の子供たちといいますか、障がいを持った子たちが行って生活している、その部分、本町から他町村のそういうところに出しているお金が5,600万円という答えをもらったような記憶があるのですけれども、それで間違いはないですか。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君） お答えをいたしたいというふうに思います。

すみません。大変申し訳ないのですが、私、今、具体的な金額持ち合わせてはおりませんが、町外の施設に入所されている方の給付費、住所地特例で標茶の方が町外に入っている部分につきましては、当然給付費をお支払いしていることになりますので、ちょっと5,600万円という金額については、申し訳ないのですが、給付費については町からお支払いをしているところでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） そういう意味では、町外にそういうお金を出していれば、それで町の障がい者に対するグループホームとか、それはそれでお金を出すことで町の障がい者の人たちに対する姿勢はそれでいいと、今後もその方向を転換する気はないという理解でよろしいですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） 先ほど来ですが、お金の話とかそういうことを聞いて非常に残念だなと思っているのですけれども、私どもは、できれば町内にそういう施設があればという思いはずっと持っています。実は関係者の親御さんとか、そういったこと、私ずっと福祉関係の仕事もやっていましたので、よく分かります。話をしています。いろんな施設、今ほかの町であるのは、ほとんどは民間です。社会福祉法人とかそういったところが運営されていて、先ほど来、行政で造る気はないのかという話がありましたけれども、ほとんどないです。そういう状況の中で、やはりそういう志のある方が集まって、将来の家族の方々が自分の子供、お子さんが将来困らないように何とかして皆さんで集まって社会福祉法人を立ち上げたり、いろんな苦勞されながらやっているのが、僕は現状だと思っています。

大変、渡邊議員から非常に何か町は冷たい対応を取っているみたい話がありましたけれども、私はさっきから聞いていて非常に残念だなと思っています。渡邊さん、家族会の会

長をやられたり、いろんなことをしながら、私どもは、例えばあそこの授産施設の活動一つを取っても、いろんなものを作っていただければ役場の中で売ってあげますからと話をしながらずっとやっていたのですが、なかなか商品を持ってきてくれないのです。それが現状なのですね。声をかけて、ようやく最近、安定的にお店を開いていただくようになり、我々は、それは直営的にいろんなものを支援することはなかなかできないですけれども、やれることは本当に相談を受ければいろんな声を差し伸べようと思っています。具体的にこのグループホームの話も時たまあるのですけれども、途中で途切れています。どこか土地はないですかとか、提供してもらえませんかとか、そういう話はあるのですけれども、具体的なまだ事業計画まで立ち上がった話は来ないのが実は現状で、いつでも来れば相談に乗ろう、そういう気持ちで担当にも言っていますし、そういう現状で今こういう話をされるとするのは、私、非常に残念だなと思いつつ今聞いていました。

私もいろんな人、関係者の障がいのある方たくさん知っていますし、お話も知っています。何とか標茶に一人でも住んでいただきたい。今よその町に行こうと考えている方もいるということも十分分かってはいますが、その人が標茶にいていただけるためには皆さんでいろんな形で、いろんな施設、標茶町には社会福祉協議会とか、そういうところもあります。そういった人たちが本当に本気になってそういう場所を立ち上げるとか、いろんな議論の場をつくっていただけないか、そんなふうに思っていますので、せっかくの機会ですのでちょっとお話をさせていただきましたけれども、そういう話があれば幾らでも相談に乗りますので、ぜひ声をかけていただければ、そんなふうに思っています。

○議長（菊地誠道君） 渡邊君。

○10番（渡邊定之君） その町長の思いがまだ届いていないのではないかと思いますのですね、僕は。今の本当に長い答弁ありがとうございました。

そういうことで、グループホームのことについて今回質問いたしましたけれども、そこで生活する親御さんたちは、本当に標茶で生まれ育って最後までここで生活したいという思いは非常に強く持っていますし、それに報いるのが私たち議会、行政の責任だと思います。

私の質問を終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で10番、渡邊君の一般質問を終わります。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君）（発言席） それでは、私も通告に沿いながら、まず1項目目ですが、件名について、各種技術系職員の確保・定着のためには、処遇改善が必要だと思いますがというものであります。

趣旨については、まず本町において、看護、介護、給食調理員、保育士の職員、いわゆる技術系職員の人材不足が大きな問題となっております。特に介護職においては、離職率も高く、実際は労働条件、肉体的作業もきついということもあり、低所得というのが原因とされているようです。

そのような中、国も分配戦略の柱として、看護・介護・保育などの現場で働く職員の確

保・定着のため処遇改善が必要と認識しております。先ほど同僚議員の方々も言われているとおり、厚生労働省につきましては、2024年2月より介護職員の給料を月額6,000円上げるという方針も固めております。介護助手についても対象となっております。こういった中、本町においても、これを機に標茶町独自のさらなる職員に対しての手当などの新設または増額により、労働条件などの処遇改善を図ってはどうか。

また、町としても、そういった職員が来たときに、住宅だとか生活環境などの受入れ体制の整備の強化も図り、ほかの町村からの職員として受け入れることで人口増及び人材不足の解消につながると考えますが、どうでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、齊藤議員の各種技術系職員の確保・定着のためには、処遇改善が必要だと思うがのお尋ねにお答えいたします。

議員ご指摘のように、本町においては、看護、介護、給食調理員、保育士などが人材の確保に大変苦慮しており、やすらぎ園における入園者の制限や12月1日から再開させていたいただきましたが、本年4月28日以降、一時休止させておりました町立病院の救急外来など、行政サービスを制限せざるを得ず、住民並びに関係機関の皆さんに多大なるご迷惑をおかけしているものとおわび申し上げる次第であります。

ご質問にある介護職の離職率についてですが、介護労働安定センターが毎年実施している「事業所における介護労働実態調査」によれば、ピーク時の平成19年は21.6%でしたが、令和3年では14.3%と改善傾向にあるとされておりますが、給与など待遇面では全産業と比較して低水準にあり、その結果、異業種への人材流出の懸念が指摘されております。そのため、ご案内いただきましたが、国では必要な介護人材を確保することを目的に、来年2月より介護職の処遇改善のための補助制度を創設すると伺っているところです。

質問の本町独自の手当など、新設の増額についてであります。近年で言いますと、会計年度任用職員の制度創設に合わせて、令和2年4月より夜間勤務手当と特殊勤務手当である夜間業務手当を会計年度任用職員にも適用、充実し、令和3年4月には夜間業務手当の増額、令和5年4月からは給食調理員の早朝勤務に着目した特殊勤務手当として早朝出勤手当を創設、さらに次年度から会計年度任用職員に対して勤勉手当を常勤職員と同じ率に支給すべく、条例改正をご提案させていただく予定としているところです。

町独自のさらなる手当の新設、増額についてですが、手当については、地方自治法第204条第2項で示されている手当を支給することができるとされております。これら関係法律、他の自治体の状況など総合的に判断しながら検討、研究してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いします。

また、住環境整備につきましては、議員と意を同じくするところでありまして、その必要性を認識しております。次の質問にも関係しておりますが、町あるいは教育委員会等所有している住宅、公住などの入居条件と空いている住宅について用途変更や転用するなど、既存のある財産を有効に活用し、人材確保に資することができないかを検討しているところであります。これらの策を通じて必要な人材の確保に努めてまいりたいと考えてお

りますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。次の質問の答えまでいただきましてあれですけれども、私はこの中でぜひとも言いたいというか、主立っているものは、やはり人口減少に伴って、ほかの先輩議員さんたちも先ほどから言われているとおり、いろんな施設に対して質問されていますけれども、この町、人口減によって働く人がいないというのがもうまず、本当に職員の方々は頑張っ探してはいると思うのです。だけれども、働く人がいないというのが、もうこれは間違いないことだと思うのです。それをぜひとも行政、議会併せてアイデアを出しながら、ぜひとも人口増につなげ、働ける人が職場に来てもらえるように、アイデアを出しながら今後もやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、2番目の質問です。

町営住宅の将来性についてということであります。

住宅政策につきましては、標茶町において、皆さんもご覧のとおり、人口に歯止めが利かないということで、本当に皆さんと同じ考えではあります。公営住宅におきましても、長寿命化計画に基づいて現在も住環境改善事業、桜団地でありますけれども、川上団地に引き続き、経済対策としてのインフラ整備も大変重要な施策でありますから、その中、やってきてはおります。しかしながら、最近、住戸に空き家が目立つようということで、せっかく、川上もそうだったと思うのですけれども、これ、どうしても各団地の3階部分が目立っているということは、入居者の方が高齢化という部分と、なかなか共稼ぎで入居基準に当てはまらない世帯が多くなっているということも一因だと思います。

川上団地につきましては、昭和58年から建て替えが進んでおります。その当時の昭和58年では標茶町の人口が、これも改めてちょっとびっくりしたのですけれども、1万2,088名です。それで、現在11月の時点で7,038名です。これ、実際のところ、もう半分というか、ほとんど半減しています。これが行政の責任だ、議会の責任だというわけではないと思いますけれども、それが現状です。計画的に建設された町営住宅ではございますけれども、現在、管理戸数443戸、当然この人口減少に対して管理戸数がアンバランスになってきているのではないかと感じざるを得ません。

将来的にこの空き家対策についてどうされるか、今後、公営住宅の用途にこだわらず、例えば福祉住宅であるとか、移住者用・従業員・職員住宅、いろいろ多用途に運営していくことが最善と思われますが、どうでしょうかという質問でございます。これは民間の、要するに家賃をという方々からしてみれば、空き家ということは家賃が入らないまま管理しているということなので、ぜひとも手遅れになる前に将来に向けた対策を検討してはどうかということでもあります。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 6番、齊藤議員の町営住宅の将来性についてのお尋ねに

お答えいたします。

町営住宅については、議員ご案内のとおり、人口の減少に伴い空き家が目立つようになり、その対策の必要性について課題と認識しております。現在、公営住宅等長寿命化計画の見直しを行っているところであり、将来人口推計を見据えた適正な管理戸数の設定や空き家の利用についての方針など検討を進めております。その中で、議員からご提案をいただいた公営住宅の目的外使用や、部分的な用途廃止による従業員住宅や、みなし特公賃住宅または職員住宅としての利用などの方向性についても検討を進めておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） 1つ目の問いと2つ目の問い、続けてそういった形でご答弁いただきました。ただ、ぜひとも、せっかく町に働きに来られた方が住宅がないとか保育所に入れないとかという理由で、例えば、そういった形で町で働きたいという意思を覆して、また違う町に行ってしまうということだけは避けていただきたいなど。ぜひとも議会と行政と連携をして、今後、人口減、それから働く人のための施策を今後もやっていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

答弁はよろしいです。以上で終わります。

○議長（菊地誠道君） 以上で6番、齊藤君の一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決定をいたしました。

本日の会議は、これにて延会をいたします。

（午後 4時12分延会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 5 番 鴻 池 智 子

署名議員 6 番 齊 藤 昇 一

署名議員 7 番 黒 沼 俊 幸

令和5年標茶町議会第4回定例会会議録

○議事日程（第2号）

令和5年12月6日（水曜日） 午前10時00分開議

第 1 一般質問

第 2 議案第81号 工事請負契約の締結について

第 3 議案第82号 標茶町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

第 4 議案第83号 標茶町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第84号 標茶町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について

第 5 議案第85号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第86号 標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第87号 標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第88号 令和5年度標茶町一般会計補正予算

議案第89号 令和5年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算

議案第90号 令和5年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算

議案第91号 令和5年度標茶町病院事業会計補正予算

議案第92号 令和5年度標茶町一般会計補正予算

第 9 意見書案第15号 パレスチナとイスラエルの市民を狙ったすべての暴力行為を非難し、即時に人道的休戦を求める意見書

第10 意見書案第16号 食料自給率向上を政府の法的義務とすることを求める意見書

第11 閉会中継続調査の申し出について（総務経済委員会）

閉会中継続調査の申し出について（厚生文教委員会）

閉会中継続調査の申し出について（広報委員会）

閉会中継続調査の申し出について（議会運営委員会）

○出席議員（11名）

1番 深 見 迪 君

2番 櫻 井 一 隆 君

3 番 本 多 耕 平 君
 5 番 鴻 池 智 子 君
 7 番 黒 沼 俊 幸 君
 1 0 番 渡 邊 定 之 君
 1 2 番 菊 地 誠 道 君

4 番 鈴 木 裕 美 君
 6 番 齊 藤 昇 一 君
 8 番 長 尾 式 宮 君
 1 1 番 類 瀬 光 信 君

○欠席議員（1名）

9 番 松 下 哲 也 君

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した人

町 長	佐 藤 吉 彦 君
副 町 長	牛 崎 康 人 君
総 務 課 長	齊 藤 正 行 君
企 画 財 政 課 長	長 野 大 介 君
税 務 課 長	齋 藤 和 伸 君
管 理 課 長	山 崎 浩 樹 君
農 林 課 長 兼	村 山 尚 君
農 委 事 務 局 長	
住 民 課 長	村 山 新 一 君
保 健 福 祉 課 長	浅 野 隆 生 君
建 設 課 長	富 原 稔 君
観 光 商 工 課 長	三 船 英 之 君
水 道 課 長	油 谷 岳 人 君
育 成 牧 場 長	若 松 務 君
病 院 事 務 長	伊 藤 順 司 君
や す ら ぎ 園 長	穂 刈 武 人 君
教 育 長	青 木 悟 君
教 委 管 理 課 長	常 陸 勝 敏 君
指 導 室 長	富 樫 慎 也 君
社 会 教 育 課 長 兼	服 部 重 典 君
中 央 公 民 館 長	

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	中 島 吾 朗 君
庶 務 係	熊 谷 翔 太 君

(議長 菊地誠道君議長席に着く。)

◎開議の宣告

○議長(菊地誠道君) 昨日に引き続き、本日の会議を開きます。
ただいまの出席議員11名であります。

(午前10時00分開会)

◎一般質問

○議長(菊地誠道君) 日程第1。一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

類瀬君。

○11番(類瀬光信君)(発言席) 通告に従いまして、何点かについてお伺いします。

まず1点目ですが、酪農支援策として町育成牧場の使用料を減免すべきではでござい
ます。

未曾有と言われる酪農の経営環境悪化は、今年さらに厳しさを増しました。そして、記録的な猛暑の影響で減産傾向のまま年末を迎えようとしています。結果として生産調整には至らなかったものの、消費拡大の兆しが見られないばかりか、国際情勢に起因する生産費の高騰は、とどまるところを知りません。

昨年後半から、生産調整への対応と副収入確保のために多くの酪農家が交雑種の生産を増やしました。しかし、需給バランスが崩れて価格が下落し、思惑どおりにはなっていません。一方、乳用牛の初生雌牛の価格は、猛暑で消耗した乳牛の後継牛を補わなければならないにもかかわらず、値上がりの傾向となっており、酪農家にとっては二重苦となっています。こうした状況から、3年ぶりに増産をうたった来年度の生乳生産目標の達成は、極めて厳しいと言えるのではないのでしょうか。

生産調整への備えとして、牛群全体を若返らせることで生産量を抑制し、乳質の向上を図るということを私は提案してきました。生産調整の必要がなくなった時点で3産目、4産目の乳牛がフルに生産体制に入ることができる上、飼料費の抑制、乳房炎による生産ロスの減少にもつながるからです。ただ、現状は、各酪農家が目先の資金調達に逼迫していることや、乳牛育成機関の料金が上昇しているため、交雑種の生産と後継牛の育成をバランスよく両立させる環境にありません。

この状況を打開し、酪農の持続的再生産を担保することで町の経済衰退を、ひいては町自体の衰退を防ぐための即効性のある施策として「標茶町育成牧場使用料の減免」、さらに「民間哺育育成機関利用料金に対する助成」を実施すべきではないのでしょうか。

また、町として具体的にこの経営難を乗り切るための経営支援を準備しているとしたら、そのことについてもお伺いいたします。

○議長(菊地誠道君) 町長・佐藤君。

○町長(佐藤吉彦君)(登壇) 11番、類瀬議員の酪農支援策として町育成牧場の使用料

を減免すべきではお尋ねについてお答えいたします。

1点目の「標茶町育成牧場使用料の減免」を実施すべきではないかについてですが、ご質問にありますように、国際情勢に起因する生産費の高騰や記録的な猛暑による繁殖、育成状況等の管理につきましては、育成牧場におきましても厳しい年となりましたが、職員の努力と工夫により一定の結果を残すことができております。酪農・畜産において生産費高騰、消費の低迷、不透明な生産調整など厳しい状況であることは議員と認識を同じくするものであります。

育成牧場の使用料については、令和2年度に見直し検討を実施し、令和3年4月より新料金での運営を行っており、税別であります。夏期料金1日300円、冬期料金1日600円、哺育料金1日650円となっております。検討を行った結果、令和2年度と現状の状況は運営環境の変化が大きく、その中でも、昨今非常に苦労している家畜疾病の対策を含め、職員全体で創意工夫を常に意識して取り組んでいるところでございます。牧場の運営審議委員会委員でもある利用者からの声として、「配合飼料や肥料などが大きく値上がりしている中で厳しいと思うが、状態もよく、よく乳を出してくれる。何とか料金を上げないで頑張してほしい」との声をいただいております。しっかりとした後継牛を育成し、お返しすることを大前提に現場では努力を続けております。

町育成牧場使用料の減免は考えておりませんが、現在の利用料を維持し、運営を行っていくことも陰ながらの支援であると受け止めながら、利用者のご期待を裏切らない努力を続けていく所存でありますので、ご理解をお願いします。

2点目の「民間哺育育成機関利用料金に対する助成」を実施すべきではないかについてですが、本町には育成牧場以外にも民間哺育育成牧場が存在しております。酪農の規模拡大に伴う作業の分業化により、哺育・育成の一部または全部を民間哺育育成牧場に預託している農家がある一方で、牧場規模の大小にかかわらず哺育・育成を自ら牧場で肥育している農家も少なくなく、支援の公平性の観点からも民間哺育育成牧場利用者に利用料の支援を行うことは難しいものであると考えているところであります。

議員ご指摘のように、指定生産団体は、令和6年度の生乳生産目標を本年度目標値対100.1%の403万トンに設定すると発表し、3年ぶりに増産目標を掲げてはおりますが、牛乳・乳製品の需要低迷には、飼料、肥料をはじめとする生産コストが高止まりしていることなど非常に厳しい状況がこの先も続くとの認識を持っており、このたびの国の補正予算成立により追加交付されることになった重点支援地方交付金を活用し、酪農・畜産に特化した形での支援策の検討を現在行っているところであります。

これまでいただいた今般の情勢に対するご質問に対する答弁の繰り返しになりますが、本町が有する広大な草地を最大限に活用し良質な自給粗飼料を確保することが、国際情勢に左右されない足腰の強い酪農経営を行う上でやはり何よりも重要と考えており、そのために必要な支援について、今後においてもJAしべちやをはじめとする関係機関と連携し検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 標茶町育成牧場が限られた人員で基幹産業の下支えに尽力していることは、十分承知しております。特に、哺育・育成は常に疾病との闘いなので、猛暑の影響によって今後増加するであろうサルモネラ症や低体重子牛の呼吸器疾患に今後も全力で対応してほしいと心からエールを送るものではありません。

今回質問しています使用料の減免については、今回の補正を見ても預託頭数が減少していることが明らかなので、簡単に取り組めないかもしれないということを思いつつ質問しております。ただ、町内の酪農家が直面している状況というのは、もっともっと深刻です。原資を必要としないため、即座に実行できる支援策はごく限られており、今回私が提案している使用料の減免、利用料に対する助成というのは、速効性があって非常に効果のある施策ではないかと考えるところであります。

酪農家は、2020年以来、初生牛や肉もと牛の販売価格が下がって、下げ止まったままのところに国際情勢に起因する生産費の高騰に見舞われているわけです。コロナ禍によって牛乳消費が縮小しており、減産を余儀なくもされています。2022年の今頃は生産者団体が資金的に支援する限界を突破したため、多くの酪農家がセーフティー融資によって辛うじて延命したというのが標茶の酪農家の実態であると思います。その反動とクラスター事業の償還等が重なって、経営難を越えて現在では経営地獄に陥っている酪農家が少なくないというのが私の認識であります。

町長の答弁には、生産調整や生産費高騰に対する具体的な考えが見えません。酪農家の現状、今の状態を考えるとスピード感に欠けるものであると思います。現在、今の時点で支援を検討しているということで、既に失われていく酪農家というのが発生するわけで、とても基幹産業の将来を見据えているとは感じないのですが、どうですか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思いますが、現在、農協と農家支援としてふさわしい一番いい方法は何かということについて、担当者含めて協議をしている最中ですので、若干時間はかかっておりますが、今何ができるか早急に具体的な支援策を出したいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 酪農家の窮状というのは、今始まったことではないわけです。確かに国の重点支援地方交付金を活用してということは、そしてそれが酪農・畜産に特化した支援策として検討されているということですが、それはいつ発動するのですか。それまでの間に何軒の酪農家が離農していくのですか。そういったことについては、町としても生産者団体としてもそれぞれ何かお考えがあると思うのですが、まずそれを伺いたい。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

いつこの支援を発動するのかというところではございますが、当然、先ほど町長からも

ご説明申し上げましたが、今回の支援というのは重点支援地方交付金の発動につきまして農協さんとできれば連携した形で進めたいということで、極力早く、できれば担当としては年内にというふうには考えていたところではありますが、どうしても予算措置の都合もございます。それから、農協さんとの調整もございますので、今、具体的にいつからというのは大変申し上げにくい状況ではございますが、できるだけ早く支援を農家さんのもとに届けられるように現在調整中ですので、どうぞご理解をお願いしたいと考えているところでございます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 結局のところ、いつになるかというのは分からないわけで、昨年、今の時期にセーフティー資金の融資を受けた方というのは、2年連続でそれを受けるということはまず不可能だと思います。仮にできたとしても、その後それを返済していくということは現実的ではないという状況です。つまり、今この時点で何らかの手当がされなければ、やはり何軒か、何十軒か分かりませんが、そういった基幹産業を構成している酪農家が失われるという危機感があまり伝わってこないわけですが、それは気のせいなのではなかね。

哺育や育成に関する使用料減免や利用料金助成が公平性の観点からできないというのも、私は理由にならないと思っています。利子補給をはじめとするほとんどの施策は、公平ではありません。全ての農家が利用しているわけではないのです。幾つもの施策を重ね合わせることで強固な支援策となっていくわけです。町有林の間伐材や風倒木を敷料の材料として提供したり、遊休施設となっている堆肥化施設を民間に開放したり、未利用放牧地を貸し出すなど、町としてできることに現状で何も取り組んでいないと私は感じています。もちろんそれは今すぐ経営を支援するものでないにしても、このピンチの後にやってくる時代をどうやって酪農家が生き残っていくかということの対策にはなるはずですよ。

速効性のあるものとして牧場の使用料減免ということを行っていますけれども、それ以外にもやれることはあると思います。私が今回言っている育成牧場使用料の減免や民間哺育育成施設の利用料助成のような速効性のある対策が取れないということであれば、同じように速効性のある町としての対案を示すべきではありませんか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

議員ご提案の育成牧場使用料の減免、速効性のある対策というふうに議員おっしゃっておりますけれども、これが実行できないのであれば対案を示すというご発言であります。これについては、今ここで申し上げる答えは私も持ち合わせておりません。

ただ、冒頭であったように、離農者が出る可能性がある。実際、農協さんと可能な範囲での情報交換をさせてもらっている中ではそういう話も聞いておりますが、そのことに関して危機感を町は持っていないのではないかという指摘については、それはないということとは明言をさせていただきたいと思います。できるだけそこについてはないようというふうに願いながら、あるいはできないかということは、今年に限らずずっとやっ

てきている作業であります。その中で町として取り組めることをこれまで重ねてきたというふうに考えているところですので、なかなか、先ほど敷料のことも話があったのですが、それについても実現できていないのは確かですが、その部分で言うと、やはり取組が難しいというところがあったということでもあります。

この先を見据えてどんなことができるのかというのは、これも継続して考えていかなければならない大切なことだというふうに、それは議員と意を同じくするところであります。やれることをやらないのではなくて、それぞれ検討した中でできていないということをまずご理解いただいた上で、町としても引き続き、基幹産業、酪農をどうやって持続的な形で経営をしていただくことができるかということを念頭にこの先取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 同じように現状に関して危惧しているし、できることをやろうと思いついていていないという現状についてお話しいただいたわけですが、今朝の北海道新聞に、来年度の生乳生産目標が3年ぶりに減産が回避されて、本年度当初計画1%増になったということを受けて、管内の酪農家の方のコメントというのがあります。いろいろ心配されているのだと思うのですが、1つ、これは私もそう思うのですが、このようにいろんな対応が少し後手に回って行って、なかなか農家を救済できない状況が続いている。そんな中で、そういったことの影響が少しでもスポイルできる系統外への出荷の動きというのが今後さらに加速する可能性があるわけです。こういったことも町としても、もちろん生産者団体としても考えて、スピーディーな対応をしなければならないのではないのでしょうか。

そして、もう一つ、今回の私の質問の根幹ですが、生産調整に備えて後継牛を減らした農家が多いわけです。さらに追い打ちをかけるように、この猛暑で消耗して駄目になった乳牛というのも増えています。結局、生産調整ではないにしても5%近い減産になっているわけです。それは、乳牛そのものが減っているということにほかならないのです。この5%と、それから上積み分の1%をどうやって戻すのかという、もし具体的な案があればお聞かせください。

○議長（菊地誠道君） 農林課長・村山君。

○農林課長（村山 尚君） お答えいたします。

今、議員おっしゃられていた、まずは後継牛の問題。酪農家がやっぱり目先のお金に困って、例えばF1を種づけするだとか、あとは和牛の受精卵移植によって副収入を賄おうという動きで後継牛がこの後不足する。過去にも同じようなことが起きているのですが、そういった状況。

それから、あともう一つは、猛暑による乳牛のダメージですね。というのは、来年度以降も世界的なこの気候変動で十分起こり得ることだと承知しております。今、具体的にそれに対する対応というのは、農協さんとも話した中ではやっぱり早めの暑熱対策、具体的に決まっているわけではないのですが、例えばそれに関わる機具購入に対する助成

等を農協さんでは検討しているということでした。

あと、併せて自防、家畜自衛防疫連絡協議会においてこれまでも行ってきたのですが、牛の健康を維持するための資材の提供等、そういった支援を先立って何とかできないかというふうに今考えているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） いずれにしても酪農家が逼迫しているという状況は本当に間違いないので、ぜひこれから検討する、あるいは現在検討しているという施策に関してスピード感を持って取り組んでいただきたいと思います。

次の質問に参ります。

釧路湿原かや沼観光宿泊施設の開業遅延の責任を明確にということでお尋ねします。

町民から「釧路湿原かや沼観光宿泊施設」について尋ねられることが少なくありません。町の浮沈を賭けた「一大プロジェクト」に関する町民への説明が不足していると感じます。議会に対しては度々説明の機会が設けられていますが、それは議決を要する案件についてやむを得ず報告ないし説明されていると認識しています。積極的に理解を求める説明とは思えません。説明がない、あるいは説明が不十分な事案としては、施設整備に関する国庫補助金を申請する際の事業用地に関して、地権者の同意を得ていないにもかかわらず確約して補助申請を行った件があります。その後、確約した内容を反故にしたことも、行政の事務手続上問題があるのではないかと感じています。

また、議会で指定管理者の法人化を約束したものの、確約等を取らないまま、結局、指定管理者が決定を辞退したことについても、責任の所在が明らかになっていません。施設改修後、落雪防止対策をしなかったことによってエアコンの室外機が損壊したが、「想定外の降雪」という積雪地域の常識では理解できない説明をしたのみで、町が加入している保険適用手続を進めたこと。

通常、事務処理上のミスが発生した場合、懲戒審査委員会によって事実経過や原因を詳細に調査して責任の所在を明らかにするはずですが、その上で再発防止策を策定し、場合によっては議会に報告しているものと承知しています。もちろん担当者が処罰されることもあるのではないかと思います。そもそも町は開業が遅れたことによる経済的損失を明らかにすべきだし、それに対する責任をどう取るのかを議会と町民に説明すべきではないでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員の釧路湿原かや沼観光宿泊施設の開業遅延の責任を明確にとのお尋ねにお答えいたします。

1点目の地権者の同意を得ていないにもかかわらず確約書を付して補助申請しており、事務手続上問題があるのではないかとのご指摘ですが、このたびの宿泊施設の整備に当たりましては、国立公園等資源整備事業費補助金（国立公園利用拠点滞在環境等上質化事業）を活用し実施しておりますが、補助申請に当たりましては、地権者の方とは従前どお

り排水路の使用について引き続き協力をお願いし、使用についての承諾を得ていたことから応募を行っております。議員ご指摘の確約書は取り交わしておりませんし、事務手続上についても問題はないと認識しております。

2点目の議会での指定管理者の法人化を約束したものの、確約を取らないまま指定管理者が辞退したことについて責任の所在が明らかにされていないとのご指摘ですが、管理運営に当たっては法人の設立を目指すとの申出があったもので、辞退につきましては、令和4年12月開催の全員協議会で御説明しているとおり、コロナ禍の収束が見込めない、開業日が決定していない、まちづくりに対する議会の意思統一が見られない、コロナ禍が収束しないため計画自体が成立しなくなったので条件等の変更と再募集を希望する、以上4点の理由により辞退届が出されたところであり、指定管理者と協議をさせていただきましたが、考えは変わらないということで受理しておりますので、ご理解をお願いいたします。

3点目の落雪によりエアコンの室外機が破損したことについて、懲戒審査委員会により責任の所在を明らかにすべきとのことですが、令和5年3月議会でも櫻井議員よりご質問いただいておりますが、雨混じりの雪が凍結し、氷状となって一気に落雪したことで発生しており、過去にそのような事例報告がなかったこともあり、想定外の状況で破損したものです。改修工事管理事務所とも協議の上、機器の設置をしておりましたが、結果的には落雪に対する配慮が不足していたと言わざるを得ませんが、その責任を特定の職員に負わせるまでのものではないと判断しております。

4点目の開業が遅れたことによる経済的損失を明らかにし、それに対する責任を説明すべきについてですが、開業遅延による損失があるのか、あるとすればどれくらいなのか、算定の方法はないと考えております。したがって、実損失に対する責任の表明は難しいと考えております。ただ、一日も早い再開を待ち望む多くの町民の皆さんのご期待に沿えていないことには心からおわびを申し上げるとともに、残された作業を着実に進め、再開に結びつけることが一番責任を持たなければならないことだと考えておりますので、ご理解をお願いします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） まず、誤解のないように申し上げなければならないと思います。私の質問の主意は、例えば落雪によるエアコンの室外機損壊についてで職員の責任を問うものではありません。基本計画、実施計画、合計4,500万円の仕事を同一業者が担当しており、その中で現地の気象や過去の落雪状況について情報が不足していたとしか思えないわけです。様々な落雪事故の判例を見ても、設計ミスが疑われるべきで、その事実関係を調べるのが常設されている町の懲戒審査委員会のような場所ではないかと、そう考えて質問をしています。もちろん設計にないことでも施工業者が気づくべきだと思いますし、40年以上経過している建物なので、落雪の状況を確認するすべは、過去にその施設で働いている方への事情聴取も含めて幾らでもあったはずで、安易に町の責任を認め、町が加入している保険によって対応したことは、その後、露見したエレベーター棟のすが漏りを施

工業者の責任と断じて改修を命じたことと矛盾するのではないのでしょうか。有名な落雪事故の判例としては、新潟県柏崎市役所の新築庁舎の事例があります。これが責任の所在がどうなってどのように解決したかということを町ではご存じですか。

○議長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前１０時３５分

再開 午前１０時３５分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 室外機の事故の関係についてお答えいたします。

室外機の設置位置の決定に当たりましては、当然のことながら設計段階からいろいろな条件を、例えば宿泊棟の木造棟の北側のほうに設置したらどうかとか、あとは客室の窓から見える柵の前のほうに設置したらどうかとか、現地でも何度か立会しながらいろいろ検討しております。その中で、今回の位置が施設の眺望、部屋からの眺望も含めて最適な位置ということで、設計者、あとは発注者側である私どものほうも現地で立会しながら決定したところでございます。その段階において、落雪の部分につきましては、本当に配慮が足りなかった部分はあると感じております。

ただ、設計の部分でいきますと、今回、配置の部分の決定については両者協議してやっておりますし、屋根の部分の改修については、今回塗装のみしかなかったものですから、その部分において設計業者に責任を追及できるという部分ではないものと担当のほうでは判断しておりました。

また、最終的に室外機の設置位置について決定を下しているのは業者と協議しながら担当課のほうで決めておりますので、その部分でいけば、設置場所の決定の責任については、担当課の長である建設課長、私のほうに責任があるのではないかというふうには感じております。そこで議員がおっしゃいましたとおり、もっと細かい部分、過去の事例については、今まで片屋根の中で建物が損傷したとか、そういう事例がありませんでしたので、大丈夫ではないかという部分で、その配慮が不足していた部分は認めざるを得ないところだと思っております。

あと、先ほどの雨漏りの件ですけれども、それにつきましては、受注者が補修しておりますけれども、その部分と室外機は何が違うのかという部分ですけれども、本来、雨漏りした部分の構造でいくと、外から浸入した水は外壁の内側を通過して下側に排水される構造になっております。実施設計の段階ではエレベーターとかの物が決まっていなかったため、取り合いとかなんとかという部分については施工業者が施工図を作成して、その中で施工を行っております。そういう部分で考えたときに、施工者側が施工した段階で、取り合いの関係でそこから雨漏りが発生したことについては、施工者としても自分たちに責任があるのではないかということで、町が補修してくれと命じたわけではなくて、施工者側か

ら責任施工のこともあるので直させてくださいという申出があった中で、町がそれを承諾したという形で補修していただいておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 今、建設課長から答弁の中で、室外機の配置の関係で最終的な部分で言うと建設課長である私に責任の一端があるというようなご答弁をさせていただきました。先ほど議員からのご質問の中で懲戒審査委員会等ということがあったので、その辺の経過についてご説明をいたしますけれども、町長の答弁の中にも雪が多いか少ないかという議論ではなくて、あの屋根に今回の工事で特段手を加えていなかったこと、それからこれまでの経営の中で氷が大量に一度に落ちたという報告がこちらのほうとしては記録がなかったところで、そこまでの予見ができなかったという考え方で、懲戒審査委員会の対象にはしていないという経過がございますので、併せてご説明いたします。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） まず、建設課長からお答えいただいたエレベーター棟のすが漏りに関しては、施工業者のほうの申出があったから施工業者に負担をしていただいたということですが、もしその申出がなければ、ではやはり町で保険対応したということになるのかどうかということが1つ。

それから、副町長からもお話あったように、要するに氷の塊が落ちるようなこと、それが想定外なのだということですが、標茶町の1日の積雪量トップテンというのが気象庁のデータを見ると分かるわけですが、1件、3月に大雪が降るということを除けば、トップテンのうち8件は12月、1月です。一番多いときには1日に58センチ積もっているわけです。これ、氷にならなくても、あの屋根の高さから落ちればどのぐらいの衝撃になるかということは、それは今回の氷になったということによらず下にあるものを損壊する、あるいは人がいれば死傷する、そういったことではないかと思います。

今回、すが漏りのほうは今言ったように業者から申出がなければ保険適用したのかどうかということと、それからもし今回の落雪事故が人身事故であった場合、これはやはり町では、単純に保険適用するのか、それとも設計、施工等、そういったところの不具合がなかったかということまで突き詰めるのか、その姿勢についてははっきりとお聞かせください。

○議長（菊地誠道君） 建設課長・富原君。

○建設課長（富原 稔君） 1点目の雨漏りの関係について、私のほうから説明したいと思います。

契約書の中で設計業者、施工業者の責任の明確化についてという部分でいきますと、工事契約書、委託契約書、いずれも契約不適合責任という条項があります。いわゆる瑕疵に対する条項であり、引き渡された成果品あるいは引き渡された工事目的物が種類または品質に関して契約に適合しない場合は補修または完遂を請求することができるとなっている内容でございますけれども、この部分につきましては、原因についてその都度受注者及び発注者が内容について審査しながら、その責任を明確にしていくべきものと考えておりま

す。明らかに設計した資材に対して別のものを使ったとか、設計上も構造計算の、例えば配筋の問題で、間違った鉄筋の径で設計したことにより不安定な建物になったとかという部分については、設計業者であったり施工業者であったりの明確な責任ということになりますけれども、今回のような部分については、お互い、双方どちらに責任があるかという部分について協議しながら決定していくことになると思われます。ただし、今回については、業者さんのほうから自分たちのほうで直したいという申出があったということでございます。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） 保険の担当課として補足というか、説明させていただきたいと思います。町の建物に関しましては一般財団法人全国自治協会の建物災害共済事業という保険を適用してございますが、ここにおきましては、屋根の破損がない中での雨漏りですとか、すが漏れは免責ということになってございますので、申し添えます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） いずれにしましても、40年以上経過した古い建物を改修して上質化を図ってという事業でございます。結局、新設ではありませんから、それまでの状況というのは働いていた人などに聞けば十分落雪の状況やなんかは分かったと思いますし、そういった中で今回の事故が人身事故でなかったことが本当に不幸中の幸いであったということ、それは考えなければいけません、様々な落雪事故の判例を見ていきますと、積雪地域において雪止め、落雪防止の対策をしないということに関しては、ほぼ設計ミスが問われます。程度の差はあっても、やっぱり設計の段階でそういった対策を講じないということはミスなのだというのが大半を占めています。

それで先ほど、有名な判例があるので一応これはお答えを求めるものではありませんけれども、新潟県柏崎市の新庁舎で2021年1月の業務開始から1週間もたたないうちに落雪が相次いだと。無落雪で設計したけれども、落雪が相次いだと。そのことに関して、結局設計ミスではないかということで、市と、それから設計業者側で争ったわけですが、いろいろ状況があるのでしょうけれども、結局は訴訟までは至っていないのですけれども、結局、業者側で折れた形でふるさと納税によってその改修費用を負担したという判例がありますので、今回のこともそうですし、これからそういったことについて参考になるかと思えますので、それは後ほど研究してください。

それと、地権者の同意の件ですけれども、私はこの地権者の同意が正式に得られていないということが開業の遅れている原因だと思うわけですが、その点について町ではどうお考えですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

町長の答弁の中でも触れさせていただいておりますけれども、地権者との排水路の使用についてのやり取りについては、観光開発公社の経営が危なくなったときに一度お話をさ

せてもらっておりまして、引き続き使用についてはご承諾をいただいたと。その時点からのスタートであります。結果として、過去からちゃんとした使用貸借等の契約などに基づいて権限のある使用をしていればこういうことは起きなかったというのは、振り返れば確かだというふうにも思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 開業当時からのお話をされているようではございますけれども、ただ、今回、補助事業として補助申請するに当たっては、ほかの補助事業の場合、やはり用地が確定していないのにその事業を進めていくということは、これはあり得ないのではないかと思います。そういった意味で、現在準備が進んでいる新設の排水路については、これは開発のほう、河川用地ですね。ですから、河川用地の占有許可を申請中と聞いています。そして、その許可を待って工事が始まるのだと思うのですが、これが行政として正しい手順ということではないでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

補助申請等の手続の中で、ちょっと一般論というふうになってしまうのかもしれないのですが、用地が未確定な部分、特に使用する権限がはっきりしない部分があるときに、新たに物をつくるときには議員ご指摘のとおりだというふうに思います。例えば個人でも自分の住宅を建てるのに他人の土地には勝手に家を建てられないわけですから、そういった道理が働くものだというふうに思います。今回の排水路については、先ほど申し上げたように、地権者の方から承諾をいただいているということを前提に排水経路については従前どおりのものを使うという、そういう話の中で進んでいるところでありますので、まずご理解いただきたいと思います。

それから、今この話題になっているので、私、反問権がありませんからお願いなのですが、議員、通告書の中で、「地権者の同意を得ていないにもかかわらず「確約書」を付して補助申請を行った件がある。その後、確約した内容を反故にしたことも行政の事務手続上問題があるのではないか」というふうに記されております。これについては、町長が答弁されたとおり、事実ではありません。議員におかれましては、先ほど来いろいろな判例を調べていただいたりとか、非常にデータを基にした緻密なご質問をされる方ですので、こういう書き方をされると私どものほうとしては、過去にこのようなことがあったか、あるいはこれに類する答弁をしたかということはかなり労力を割いて調べなければいけないことがあります。こういう重大な部分、ぜひご確認をいただいた上で通告書で文字にするなり議場で質問されるなり、そういった形でしていただければ助かるというところでありますので、併せてお願いをしたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） いずれにしても、従来使用していた水路を、それからため池を使用するにしても、結果として承諾を得たというのは口約束であって、そのことが実際には物になっていないというか、承諾されたということが現実になっていないわけですから、

その点について文書なりなんなり交わすべきではなかったかということを申し上げています。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

その点につきましては、先ほども申し上げたとおり、最初の段階からしっかりした契約書類を交わすべきだったということは、振り返ると非常に重く受け止めているところであります。

それから、口約束だからということでもありますけれども、一応民法上は契約としては文書であったり、あるいは口頭でも契約は成立するというふうになっておりますので、申し添えます。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） いずれにしても、結果として排水路が定まらないことが開業の遅れにつながっているのではないのでしょうか。違いますか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

結果として、建物が進む中でこの話が出てきて排水計画を立て直さなければいけなくなったという点においては、議員ご指摘のとおりだと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） そして、指定管理者に決定された方、グループが指定を辞退した理由にも開業日が決まらないこと、そういったことがうたわれているわけですから、この要するに地権者との折衝ですね、交渉。そういったことというのが、その後の指定管理者の辞退にも影響しているとは思いませんか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

指定管理者からの辞退届の中で付された理由の一つでありますので、当然そのような受け止め方でよろしいかと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） もう一つ、指定管理者の方が辞退理由として挙げた「コロナ禍の収束が見込めない」について、申出があった時点で国は既に5類への移行を検討し始めていた時期ではないのでしょうか。その理由について説得力がないとは町としては考えなかったのでしょうか。

それと同様に、今申し上げた「開業日が決定していない」という理由についても、12月定例会で令和5年6月に再開しますということを多分町は表明したと思うのですよね。ということは、その前の段階、そのときその日に決まったことではないわけですから、開業予定が6月であるということを指定管理者に伝える時間的な猶予というのはあったのではないのでしょうか。そうすると、この理由というのもどうなのかなと。町としてはどう思ったのかなということがあります。

それと、決定的なのは、答弁の中にありました「コロナ禍が収束しないため計画自体が成立しなくなった」という主張を、これ、町は認めたのですか。指定管理を、一旦管理運営を目指した人が、計画が成立しなくなったと、そんなふうに言っていることを町は認めたのですか。そういう計画を今まだ進めているということになるのですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

辞退理由の中の「開業日が決定していない」という点で議員から、そのときもう5類移行が検討されていたのではないかなというようにありますけれども、ちょっとこの点については詳しい資料といいますか、手元に時系列が分かるものがないので、何とも言えないのですけれども、やり取りの中の記憶として、やはりこの施設、議員ご指摘のとおり町の大変大きな事業でありまして、そのグループも責任感を感じておられる中で事業計画を立ててきていただいたと。コロナの流行具合については、振り返ると波が8つほどあって、この先収束していくのかという期待を持ちながらも、繰り返して8回続いたという状況であります。辞退届が出てきたときに既に先が見込めていたかどうかというのはちょっと資料になければ何とも言えないのですけれども、彼らからすると、まだまだこの先悪い状況が続いたことを考えて経営計画を立てなければ、引き受けた上で駄目になってしまうということは許されないというところで、危険度合いを読み込んで出てきたものだというふうにお話の中では理解をしていたところでもあります。

それから、「計画自体が成立しなくなった」のもというくだりなのですけれども、特にここで言っていたのは、一般的な収支の話ではなくて、コロナでお客さんが少なくなって売上げが見込めないから、だからもう単純に辞めるのだとか、そういう話ではなくて、その当時、既に人手不足が始まっていて、それなりの人員を確保したりとか、あるいはその当時のコロナ禍における状況の中で、試算のし方によってはかなり大きな単年度のマイナスが出るおそれがあるというところで、町に求める支援も大きくなってしまうと。場合によっては、これまで町と協議する中で言っていた指定管理料も大幅に違って来るかもしれないというところで、一対一の協議の中で安易に指定管理料を増やしたという形になっては公平性という観点からも説明ができなくなるのではないかなというところで一度白紙に戻してという話であったというふうに記憶しているところでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） そして、今の答弁の中でも少し触れられていたのですけれども、開業が遅れた事による経済的な損失を確かめられないと、計算できないというふうに最初の答弁で言われているのですが、今の話の中にも、結局、当初の計画よりも利益が出ないではなくて、赤字の幅が広がるのではないかなという話を指定管理者として管理しようとしていた方がおっしゃっているわけですね。算定の方法がないというのは、これは専門家の見解ですか。施設を建てる際に、施設を建てることだけで釧路・根室圏における経済効果が17億円というふうに試算していました。そういった方法でこの損失というのは幾らか、

おおよそでも計算ができるものではないのでしょうか。

計画の当初、少なくとも1億2,000万円の売上げを見込んでいるというふうに担当課ではおっしゃっていました。先般の全員協議会では、町が直営した場合1億8,900万円、運営にかかるというふうに言っています。両方の数字ともとんとんで終わると考えたら、当初は1億2,000万円売り上げる、経費は1億2,000万円かかる、プラス・マイナス・ゼロ。後からの町が直営でやった場合、1億8,900万円かかる、でも1億8,900万円売り上げるということを考えると、少なくとも3億円ぐらいは地元での雇用だったり消費だったり、全部ではないですけども、そういった影響を与えたということにはならないのですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

町長の答弁にありました算定のしようがないというのは、専門家に依頼した結果ではございません。一般的な考え方として私どものほうで考えている内容でございます。議員ご指摘のとおり、これまでもあくまでも試算という形でいろいろな数字が出てきておりますけれども、実損失というものははかりようがないという意味でございます。やっていったときにもしかしたらもうかるかもしれない、あるいはやった結果マイナスになるかもしれない、不確定な要素がたくさんある中で、例えば物を壊した結果、1,000万円の弁償が必要だとなれば1,000万円に対する責任というふうに単純にはなるのだと思うのですけれども、そういった損失というものに対しては出しようがないというのが私どもの現時点での見解であります。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） もし可能であれば専門家の意見というものを聞いていただいて、実際にこのたび建物はできているけれども営業に至っていないということが地域の経済にどういった影響を与えたのかということは、今後ほかのことをやっていく上でも、検証しておいて対策を考えることが必要ではないかと思います。そして、実質幾らそのことで損失が生じたかということは、そういうことである程度めどが立つかもしれないですけども、コロナ禍の後に到来する、今まさに到来しているマイクロツーリズムの波に乗るのだという考えがあったと思うのですけれども、その波を捉え切れず、町の観光を牽引するという効果が発揮できていないということの損失も考慮しなければならないと思います。町全体としては、そういった何億円という金額以外にもっと大きな損失が発生していることにもなるのではないのでしょうか。

そういった意味で、今からでも専門家による試算が必要だと思いますし、憩の家が休業に至ったときの原因分析同様、今後のために詳細を調査して分析した上で、町民にも何かしらの報告をすべきではないのでしょうか。そして、そういった影響の大きさを考えると単に形式的なおわびで済むことではないような気がします、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

今後の同様な事業のスムーズな進捗のために今回の件を反省材料として検証するという

ことについては、私も同意するところであります。ただ、実際、ではその検証をどうするかというのは、先ほど言ったように難しいことではないのかなというふうに思っております。もし議員にいい考えがあるのであれば教えていただきたいと思います。何よりも開業が遅れたことによって、もしかしたらそこで得られたかもしれない経済的な、あるいは経済的でないこともあるかもしれませんが、利益を逃していたのだとすれば、それを一刻も早く手にすることができるよう、これからの開業をちゃんと進めていくというのが今私たちに課せられていることだと思いますし、皆様にもぜひご協力をいただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 3番目の質問です。

釧路湿原かや沼観光宿泊施設の愛称は「憩の家」とすべきについてであります。

町は、来年9月開業を目指す釧路湿原かや沼観光宿泊施設の愛称を「ぽん・ぽんゆ」にしたいというふうに言っておられます。しかし、この案がいつ、どのような経緯で浮上したのか、多くの町民は知らないでいます。

40年以上にわたり「憩の家」として親しまれてきた同施設には、町が提案している愛称はふさわしくないという町民の反応を把握していますか。

また、他の公共施設の名称に関する町の方針と矛盾するのではないのでしょうか。

来週、認定こども園となる予定の「さくら保育園」「みどり保育園」については、愛称を設けないとしています。その理由として、「さくら」「みどり」という名称が町民に深く浸透しているため、あえて愛称をつけないと説明を受けました。

「憩の家」もまた「さくら」「みどり」同様、多くの町民が愛着を感じていることから、今後も生かすべきではないのでしょうか。営業戦略上も対外的に認知度の高い「憩の家」という名称を使用することが最善と思いますが、町長の所見を伺います。

○議長（菊地誠道君） 町長・佐藤君。

○町長（佐藤吉彦君）（登壇） 11番、類瀬議員の釧路湿原かや沼観光宿泊施設の愛称は「憩の家」とすべきとのお尋ねにお答えいたします。

まず初めに、名称選定の経緯であります。愛称候補として「ぽん・ぽんゆ」につきましては令和3年12月号の広報しべちゃでお知らせをし、令和3年第4回定例議会において松下議員にご質問をいただいておりますが、釧路湿原国立公園内にある唯一の宿泊施設として新しい名称で再出発したいと考え、標茶町内の小中学校及び標茶高等学校の児童生徒の皆さんにご協力いただき、3つの候補からアンケートを実施し、「ぽん・ぽんゆ」が最多投票数でありました。

3つの候補につきましては、宿泊施設の再生に当たっては新たなブランド、アイデンティティーの形成が不可欠であり、実施設計時からデザイン設計業務に関わっていただきました株式会社日本デザインセンターにサイン計画、客室、レストラン、温泉、ロビーのスタイリングとともに、施設の存在が一目で覚えられるネーミングとして、誰もが覚えやすく、言いやすくというコンセプトを基にネーミングの提案とロゴの作成をお願いし、幾つ

かの候補の中から3つを選定したものであります。また、東京銀座に勤務する会社員にぼん・ぼんゆ」「ぼん・こたん」「標茶ホテルかや沼」の3つの愛称でアンケート調査を行った結果でも「ぼん・ぼんゆ」が約半分の45.3%を占める支持があり、その選考理由として、最も強い発信力、親しみやすさ、覚えやすさ、愛着の持ちやすさ、好感度、何だろうと想像をかき立てる等の感想があり、営業戦略的にも対外的にも認知されやすいものと考えております。議員からは「憩の家」とすべきというご質疑をいただいておりますが、これまでもお答えしているとおり、施設の再生のためにも名称もリニューアルすべきと考えておりました。

また、認定こども園への移行に際しての名称の取扱いを引き合いに出されておりますが、特に釧路湿原かや沼観光宿泊施設は、町民の健全な保養とレクリエーションの場を提供するという役割のほかに地域観光の振興という役割も担っており、さらに観光開発公社破綻の検証においても、経営収支上、安定した宿泊者の確保が重要であり、それは町民以外に頼らざるを得ないことを明らかにしています。つまり、認定こども園と釧路湿原かや沼観光宿泊施設は、営業や集客という視点を持った命名が必要である点で性質を異にするものと考えております。

条例上の正式名称については、先日議会のご意見により決めさせていただいておりますが、愛称につきましては、今後いろいろご意見も踏まえながら最終的な判断をしていきたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（菊地誠道君） この際、再質問があれば許します。

類瀬君。

○11番（類瀬光信君） まず、このぼん・ぼんゆという名称が今ご答弁にあったように何だろうという想像力をかき立てるような、そんな名称かどうかというのは、私は多少違和感を持って今の答弁を聞いたところです。それと、さくら保育園、みどり保育園の名称変更とは性質が違ふのだと、だからそこは一緒に考えないでほしいということなのですけれども、そもそもそれ自体が、町民としては、憩の家はさくら保育園、みどり保育園同様に町民のための町民の施設という思いでいるわけです。答弁にあったように、経営のことを考えるとよその方に頼らざるを得ないから、そこに受けのいい名前というか、そういったものが必要なのだということ自体がこの施設が町民のためではないのだよと言っているように、これ、もし町民が聞いていたらそのように聞こえてしまうのではないかと思いますので、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） 決してそのようなことはないというふうに思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） あと、この件に関して言うと、令和3年12月の第4回定例会の予算審査特別委員会で松下議員の総括質疑の答弁に答えているわけです。「ネーミングについて、知名度につながる非常に大事な要素と考えており、フリーハンドで町民の皆さんから募るというのがどうなのかというようなところで、逆に危険性もあるというようなところ

ろで、一定程度こちらのほうで決めさせてもらったほうがいいという判断で来ている」というふうに答弁されている。その結果が日本デザインセンターの提案、そしてそれに基づく銀座の会社員や町内の小中高生へのアンケートによって絞り込んでいっているということでもありますから、これ、危険性という言葉を使っていることを考えると矛盾しないでしょうか。なぜ東京銀座に勤める会社員なのか、何人の方にアンケートを実施して、その大半がぽん・ぽんゆがいいと言ったのかということを、ちょっと数字でも示していただけないでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

まず、時系列で言いますと、アンケート調査をこちらのほうで行わせていただいた後に松下議員からの予特での質疑をいただいたということでもあります。それから、先ほどもお願いしたのですけれども、関連するところの議事録を読んでいただければなというふうに思ったのですが、先ほど引き合いに出された危険性という言葉については、後刻、深見議員からご指摘をいただきまして、おわびかたがた訂正をさせていただいているところがあります。先ほど町長の答弁にもあったとおり、経営という観点でも名前を考えなければいけないというふうに考えていたところ、意図せぬ形になっていくというところはどうなのだろうか、そこはしっかりこちらのほうで考慮を入れながら進めたほうがいいのではないかなというようなところで、つい言葉の選択を、ボキャブラリーが乏しいがゆえなのですけれども、誤ってしまったというところでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、アンケートの数字のほうについては担当のほうからご説明をしたいというふうに思いますけれども、名称についていろいろ町内の中でも議論があるという、そういうことを踏まえて日本デザインセンターのほうで東京においてアンケートをやってみようとの結果であります。別に東京を市場として考えているとか、そういったところではありませんので、議員ご指摘のような矛盾ではないというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） 観光商工課長・三船君。

○観光商工課長（三船英之君） 東京銀座でのアンケートに関するご質問ですけれども、銀座に勤務する会社員20代から60代の75名に対してアンケート調査を実施したものでございます。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） いずれにしても、議会の中にも私を含め、このぽん・ぽんゆという名称には納得していない人間はいるわけです。ましてや、町民にとっては首をかしげたくなるという人や、これまで施設整備そのものの経過に疑問を感じながらも応援してきた人たちにとっても、なぜ憩の家ではないのだという物すごく単純なそういう感情というものを持っている方が多いと思います。町民は特に、今後の財政負担に対する不安もありながら、この事業を静かに見守ってきているわけです。そういった心情も酌んで、この

ぼん・ぼんゆという名前に関しても今一度慎重に考えていただきたい。そうでなければ、3月定例会で設置条例を改正した際にこの名前をあえて盛り込まなかったことというのが議決を要しない愛称とするためというような、そういううがった見方をされてもしようがないのではないかなと思うのですね。

だから、そうではないということを今後きちんと示していく必要があると思いますし、今後、館の内外はもちろん、国道沿いに大型のサインも造らなければいけないわけですから、その関連予算に関する審議の場だけではなくて、現行の釧路湿原かや沼観光宿泊施設に愛称を加えた名称を条例改正して定めることを私は提案します。条例改正の過程で施設にふさわしい名称が何であるのかというのをしっかりと議論し、同時に誰のための施設かというのを再確認して町民に示せるようにすべきではないかと考えるところですが、いかがですか。

○議長（菊地誠道君） 副町長・牛崎君。

○副町長（牛崎康人君） お答えいたします。

これまでぼん・ぼんゆということが全員協議会など、あるいはこの議場でも出させてもらっておりますけれども、理由が先ほど町長が述べたような形である中のご説明をさせていただいております。議員おっしゃるように、実際私はこの議場におられる議員の皆さんの中からもいろいろな批判の声もいただいておりますけれども、7,000人の町民全員が反対しているわけではないのかなというふうに思っております。議員おっしゃるネーミングについては、先ほど町長から答弁があったように、今後、最終的な判断をしていくということであります。議員からのご提案ということで受け止めさせていただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 類瀬君。

○11番（類瀬光信君） 最後に、これは答弁は要らないのですが、憩の家という名前にして、憩の家の存在そのものを負の遺産であると言い続けてきた方もいます。しかし、私も含め多くの町民はそういうマイナスのイメージを憩の家には持っていませんので、ぜひ、しかるべき場所で新しい施設の名前が何がいいのかということを議論していただくようお願いして、質問を終了いたします。

○議長（菊地誠道君） 以上で11番、類瀬君の一般質問を終わります。

以上をもって一般質問を終了いたします。

◎議案第81号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。議案第81号を議題といたします

本案について、提案理由の説明を求めます。

管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君）（登壇） 議案第81号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、工事請負契約の締結について、地方自治法第96条第1項第5号により議決を求めるものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の1ページと、議案説明資料の1ページをご覧ください。

議案第81号 工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結する。

1 契約の目的、釧路湿原かや沼観光宿泊施設新設排水路工事。2 契約金額、1億4,190万円。3 契約の方法、指名競争入札。4 契約の相手方、藤原・丸栄 特定建設工事共同企業体、代表者、川上郡標茶町旭2丁目8番3号。株式会社藤原組、代表取締役 藤原利洋。構成員、川上郡標茶町桜8丁目2番地、株式会社丸栄組、代表取締役 氣仙英二です。

資料へまいります。

工事概要は、直径200ミリの高耐熱ポリエチレン管を961.22メートル布設します。

工事場所は茅沼です。

指名業者は、藤原・丸栄特定建設工事共同企業体、株式会社後藤組、明盛建設株式会社、株式会社住友建設の4社で、入札執行日は令和5年11月24日です。竣工予定日は令和6年3月22日です。新規・継続の別は新規です。備考の欄ですが、予定価格は1億4,494万7,000円です。

以上で、議案第81号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1番（深見 迪君） 予定日が書かれてありますけども、いつからいつごろまで完成する予定でいますか、工期。

○議長（菊地誠道君） 管理課長・山崎君。

○管理課長（山崎浩樹君） お答えいたします。

工期でございますが、今日議決を頂きました後、正式に契約をいたしまして、そこから工期であります令和6年3月22日までとなります。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって議案第81号は原案可決されました。

◎議案第82号

○議長（菊地誠道君） 日程第2。議案第82号を議題といたします

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第82号の提案趣旨及び内容についてご説明申し上げます。

議案第82号は職員の旅費支給に関する改正でありまして、国では、円安や、物価高に伴う宿泊費の高騰に対応するため、国家公務員の出張旅費の基準を定めた旅費法が改正の方向で検討されております。また管内自治体においても同様の趣旨により改正を検討されていると伺っているところであります。本町におきましても、国の基準を参考にしながら、宿泊費の高騰など現状にあった旅費の支給を行うため、所要の改正を行うものです。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案書2ページをご覧ください。また議案説明資料の2ページから9ページは新旧対照表となっておりますので、併せてご覧いただければと存じます。

議案書2ページです。

議案第82号 標茶町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものでございます。

次ページにまいります。

標茶町職員等の旅費支給条例の一部を改正する条例

標茶町職員等の旅費支給条例（昭和28年標茶町条例第7号）の一部を次のように改正するというものでございます。

はじめに第2条第1号の改正ですが、出張の定義を規定している条文ですが、他の条文との整合性を図るため、釧路根室管内を離れてという規定を削除したものです。

条文にまいります。

第2条第1号を次のように改める。

（1） 出張 職員が公務のため一時その勤務場所を離れて旅行し又は職員以外の者が町の機関の依頼に応じ、公務の遂行を補助するため一時その居住を離れて旅行することをいう。

続いて、第3条第3項の改正ですが、参照する地方公務員法の条項ずれを改正したものです。

条文にまいります。

第3条第3項中「前項第3号」を「前項第1号」に改め、「まで」及び「並びに同項第3号の退職の理由が任期満了及び定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じた

ことに起因する以外の場合」を削り、「、同項の規定にかかわらず」を「、前項の規定にかかわらず」に改める。

続いて、第4条の改正です。第4条は第3条のそれぞれの区分を出張命令、あるいは旅行依頼、旅行指示と区分しておりますが、改正前の条文では、第3条第5項と第6項を何と呼ぶのか規定がなく、また第4号に対応する第3条の例がないため整合性を図るものです。

条文にまいります。

第4条第2号中「第3条第4項」の次に「から同条第6項」を加え、第4条第4号を削る。

続いて、第6条の改正ですが、国の旅費法の用語に合わせて、車馬賃を車賃に改正するものです。

条文にまいります。

第6条中「車馬賃」を「車賃」に改める。

続いて、第7条の改正ですが、鉄道賃についての規定ですが、これまで別表に規定していましたが、詳細について本条で明記したものです。

条文にまいります。

第7条を次のように改める。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃(以下この条において「運賃」という。)、急行料金及び。

次ページにまいります。

座席指定料金による。

(1) 鉄道の線路による旅行の場合は、その乗車に要する運賃

(2) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前号に規定する運賃のほか、その乗車に要する急行料金

(3) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行をする場合には、第1号に規定する運賃及び第2号に規定する急行料金のほか、その乗車に要する座席指定料金

第2項 前項第2号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り、支給する。

(1) 特別急行料金は、特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの

(2) 普通急行料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

第3項 第1項第3号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で、片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

続いて、第8条の改正ですが、船賃についての規定ですが、これまで別表に規定していましたが、現状に合わせて本条で明記したものです。

条文にまいます。

第8条中「船賃は、水路旅行について、路程に応じ別表に掲げる定額により支給する。」を「船賃の額は、普通旅客運賃及び座席指定料金とする。」に改める。

続いて、第10条の改正ですが、第6条と同様に、国の旅費法の用語に合わせて、車馬賃を車賃に改正するものです。

また、これまで都市交通費として一律支給していましたが、国では、交通費等は実費支給を原則としていることから本町においても一律支給から実費支給に改正すべく、第5項を削除するものです。条文にまいます。

第10条中「車馬賃」を「車賃」に改め、同条第3項中「、第21条」を「、第20条」に改め、同条第5項を削る。

続いて、第11条の改正ですが、第11条の改正は、第2条で管内の定義を改正したことにより改正するものです。条文にまいます。

第11条中「日当は、管内以外（以下「管外」という。）への旅行中の日数に応じ別表に掲げる1日当たりの定額により支給する。」を「日当は、旅行中の日数に応じ別表に掲げる1日当たりの定額により支給する。ただし、日帰り旅行の場合にあっては、日当を支給しない。」に改める。

続いて、第12条の改正ですが、第12条の改正は、宿泊料の規定で今回宿泊料を改正しますが、それでもやむを得ない事情により宿泊料が旅費の基準額をオーバーする場合の規定であり、出張命令権者が認める場合にはその差額を支給する規定を新たに整備するものです。

条文にまいます。

第12条の見出しに「(宿泊料)」を付し、第1項の次に。

次ページにまいます。

次の項を加える。

第2項 前項の規定による宿泊料が、やむを得ない事情と出張命令権者が認める場合には実費額との差額を加算した額を宿泊料とすることができる。

続いて、第15条と第20条の改正ですが、第6条・第10条と同様に、国の旅費法の用語に合わせて、車馬賃を車賃に改正するものです。

条文にまいます。

第15条及び第20条中「車馬賃」を「車賃」に改める。

続いて、第28条についてですが、第2条の定義づけで出張の定義を改正し管内の車賃、鉄道賃については第7条と第10条で定めたため削除し、代わって、外国旅費に係る規定を追加したものです。これまでは別表で規定していたものを改正し見直したものであり、一律ではなく、旅費法の規定を準用するものとしたものです。

条文にまいます。

第28条を次のように改める。

(外国旅費)

第28条 職員が外国に旅行する場合の旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料、支度料とする。

第2項 前項に定める日当及び宿泊料は、国家公務員の旅費に関する法律(昭和25年法律第114号)を準用し、同法に定める指定職の区分により支給する。

続いて、別表の旅費額の改正です。

1については車賃と用語の改正とともに、これまで医師と町長以下を区分して規定しておりましたが、これを廃止し、鉄道賃と船賃は第7条・第8条本文に規定したため削除。日当は、国外の規定は第28条本文に規定したため削除し、これまで、東京都及び政令指定都市と上記以外の区分としていた規定を近隣自治体の規定を参考に道外・道内の規定に改めるものです。

宿泊料は、国外の規定は第28条本文に規定したため削除し、日当と同様にこれまで東京都及び政令指定都市と上記以外の区分を他の自治体の規定を参考に、道外・道内の規定に改めるものです。宿泊料は近隣自治体を参考に道外18,000円、道内15,000円に改正するものです。また備考は条文本文に規定したため、削除するものです。

2の移転料についても医師と町長以下を区分して規定しておりましたが、これを廃止する改正内容となっております。

条文にまいります。

別表を次のように改める。

別表

旅費額

1 車賃、日当、宿泊料、支度料、死亡手当 (単位：円)

区分、旅費額。

車賃(1kmにつき)、30。日当(1日につき)道外、2,600。道内、2,200。宿泊料(1夜につき)、道外、18,000。道内、15,000。支度料(国外旅行1回につき)、78,160。死亡手当、580,000。

次ページにまいります。

2 移転料

鉄道50km未満、69,000。鉄道50km以上100km未満、80,000。鉄道100km以上300km未満、98,000。鉄道300km以上500km未満、121,000。鉄道500km以上1,000km未満、161,000。鉄道1,000km以上1,500km未満、169,000。鉄道1,500km以上2,000km未満、181,000。鉄道2,000km以上、210,000。

備考 経路の計算については、水路1/2km、陸路1/4kmをもってそれぞれ鉄道1kmとみなす。

続いて、附則の改正です。

第1項は施行期日についてです。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する、というものです。

続いて、第2項の改正ですが、今回の条例改正で車馬賃を旅費法に準じて車賃に改正したものです。他の例規で車馬賃と規定した条文もこれに合わせ改正するものです。新旧対照表は9ページとなっておりますのでご参照願います。

条文にまいります。

(標茶町病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

2 標茶町病院事業の設置等に関する条例(昭和43年標茶町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第17条中「車馬賃等」を「車賃等」に改める。

以上で、議案第82号の提案趣旨及び内容についての説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4番(鈴木裕美君) 2点ほど。

まず、移転料というのが私よく理解できないものですから。何kmから何kmという、それのご説明をいただきたい。

それと、車賃は1km何円ということなんですが、ここでいう交通手段はあくまでも鉄道を基本としていると理解するんですが、最近は災害、天気等でJRさんがストップする可能性が多いということで、むしろ都市間バスが通っておりまして、都市間バスのほうが止まることがないということを知っておりまして、このときのバス利用を認めないのでしょうか、伺いたいと思います。

○議長(菊地誠道君) 総務課長・齊藤君。

○総務課長(齊藤正行君) お答え申し上げます。

移転料につきましては、赴任旅費。例えば、新しく職員が新規採用職員で来られるときの引っ越し代金的な要素を持っています。それを国の旅費法に準じて移転料。その遠さによって引っ越し代金も変わるでしょうから、それに対応するものを旅費法に準じて規定しているものでございます。

それから、鉄道賃を基本としているわけではございません。バス、そういうものもあります、それもバス料金。例えば、新旧対照表の4ページでいきますと、4ページの第10条で見ますと、「旅客自動車等の運転区間であって」という言葉が書いてあると思うんですが、鉄道以外も規定しているところでありまして、バス、それから、タクシー等も対応しております。車賃の定義は鉄道以外の陸路の移動手段のための費用という定義づけがございまして、これに対応してそれも認めているということでございます。ですので、鉄道だけを認めているわけではなくて、実態に沿って鉄道がない場合も当然バスだけのところもありますでしょうから、そこに対して、公共交通がバスがあれば、例えば、近隣町村でもバスでの移動というのはあるでしょうから、それに対応する旅費は、この旅費の条例

の中でも規定しているところがございますので、今回は改正しませんけども、もともと対応している条文ですので、新たに規定したわけではなく、バスとかなんとかにつきましてはこれまでも規定されていまして、出してないというわけではないです。今までも認めておりますので、ご理解頂きたいと思います。

○議長（菊地誠道君） 鈴木君。

○4番（鈴木裕美君） 理解不足で申し訳ないんですが、じゃあ、バスの場合にですね、この車賃の1km何円というのを使うんですか。都市間バスだとそういうのにはならないのかなと思うんですが。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 基本的に車賃については、実費だということで規定されています。第10条で見ていただきたいんですけど、「基本的に現にその支払った乗車運賃額」というのが基本でございますので、車賃、鉄道賃、船賃、飛行機代については、基本的にはかかった費用というのが原則でございます。ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにございませんか。

渡邊君。

○10番（渡邊定之君） 第12条の部分ですけど、宿泊料についてですけども、「前項の規定による宿泊料が、やむを得ない事情と出張権者が認める場合」という項目がありますけども、具体的な事情等について何かありましたらお願いします。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） お答えしたいと思います。

今回、新たに追加させていただきました部分でございますけども、例えば、緊急の出張ですとか、やむを得なくて出張中に通行止め等々で帰る手段がなくなってしまって、急遽ホテルを探したのだけでも、当日取るものですからこの基準にも無いとか、そういった客観的な事情で、例えば、今回規定させていただきます、道外1万5,000円の部分を超えるとか、例えば、もう宿泊が斡旋されてそこにしか泊まれないというようなかたちで、団体で行きましょうというようなときに、そこでの斡旋、例えば、1万6,000円の宿に泊まってくださいという事例があったりとかですね、そういったやむを得ない事情。

基本的には旅費というのは原則として、最も経済的、安価な経路、交通手段で計算するというのが基本原則でございます。ですので、この金額以内で安いところ探して泊まってくださいというのが基本なんですけども、どうしてもそういった客観的な事情で本人の責めには帰せない場合があるときには、例えば、道内で行きますと1万5,000円ですけども、当日安いところ頑張って探したけども1万8,000円しかなかった分を自腹を切ってまで泊まれというのは、やはり酷でありますので、その分、差額については当然命令権者ですから命令権者が認める場合に限り、認めるということで、やみくもに高いところに泊まったから出せというような規定ではありませんので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

齊藤君。

○6番（齊藤昇一君） ちょっと確認なんですけど、資料の7ページですね。旅費額の別表なんですけども…

（何事か言う声あり）

○6番（齊藤昇一君） すみません、ちょっと訂正します。

これ日当についてなんですけども、今回、社会情勢等で値上げという感覚では私、聞いたんですけども、日当が上がらないというのがちょっと腑に落ちないかなと思って、その辺の日当の考え方について。

○議長（菊地誠道君） 総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君） 今回、大きな点はまず宿泊が情勢というか、やはり既定の金額で厳しくなって、聞くところによりますと、表現悪いんですけども、自腹を切ってとか、あとほかのところでやりくりをしてとか、そういったことが今回の改正の根幹です。また、国の方でも宿泊料についても、国の方では円安ですとか、国外の部分も重要視してますけども、それと管内も宿泊料の値上げというのを近隣自治体でもやってるということで、基本的には近隣自治体とのバランスを見ながら今回は宿泊料について改正させていただいた。そして、日当についても、日当のあり方というのが、日当の中身が本当はなんなのかというところを踏まえてちょっと研究をしまして、まだ、結論的には出てないんですけども、ただ現状で行くと、管内的に見ても本町の日当が著しく安いということではないんですが、ここについて、もう少し私どもの日当の考え方も含めて整理させていただきまして、それが現状の中で低すぎるという結論に出れば、またご提案を申し上げながら適正な、最終的には自己負担を強いてまで出張するというのは、やはり根幹はそこでございますので、そういったことがないようにしていくということで改正作業を進めていきたいと考えておりますので、ぜひご理解いただきたいと思います。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって議案第82号は原案可決されました。

休憩いたします。

休憩 午前 11 時 50 分

再開 午後 1 時 00 分

○議長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第 83 号ないし議案第 84 号

○議長（菊地誠道君） 日程第 4。議案第 83 号、議案第 84 号を一括議題といたします
本案について、提案理由の説明を求めます。

水道課長・油谷君。

○水道課長（油谷岳人君）（登壇） まず初めに、議案第 83 号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、標茶町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定でありまして、関連する 3 本の条例を一括して改正するものです。

現在、国の方で各自治体における公営企業会計の適用の推進についての取組みが進められており、公営企業が必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していく仕組みとして、公営企業会計を適用することで、資産管理や経営戦略を含めて、経営基盤の強化に取り組むことが求められております。当町の現状ですとご案内のとおり、上水道事業が既に地方公営企業法を適用し、企業会計として運用しておりますが、下水道事業及び簡易水道事業におきましても、全国ベースで公営企業会計へ移行が求められております。

当町におきましては、取組みに対する基本方針を令和 4 年 3 月に策定し、地方公営企業法の適用に向け整理しながら準備を進めてきたところであります。施行日は令和 6 年 4 月 1 日とし、住民の皆様に安定的なサービスを提供するために、持続可能な経営に引き続き努めてまいりたいと考えているところでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書 7 ページ、また議案説明資料 10 ページから 14 ページまで新旧対照表となっておりますのであわせてご覧ください。

議案第 83 号 標茶町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

標茶町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。
次ページへまいります。

標茶町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条は、標茶町水道事業の設置等に関する条例でありまして、既存の簡易水道事業を地方公営企業法を適用し、水道事業と統合し加える改正となっております。

条文にまいります。

標茶町水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

（標茶町水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第1条 標茶町水道事業の設置等に関する条例（昭和46年標茶町条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名中「標茶町水道事業」の次に「及び簡易水道事業」を加える。

第1条見出し中「水道事業」の次に「及び簡易水道事業」を加える。

第2条第1項中「水道事業」の次に「及び簡易水道事業」を加え、同条第2項中「給水区域、給水人口」を「水道事業の給水区域、給水人口」に改め、同条に次の1項を加える。

3 簡易水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 給水区域 萩野地区、雷別地区、虹別地区、西熊牛地区、上オソベツ地区、中オソベツ地区、下オソベツ地区、北片無去地区、上茶安別地区、沼幌地区、多和地区、厚生地区、阿歴内地区、中茶安別地区、久著呂地区、塘路地区、磯分内地区の一部とする。

(2) 給水人口 2,030人

(3) 給水量 1日最大給水量4,530立方メートル

次ページへまいります。

第3条から第5条までの規定中「水道事業」の次に「及び簡易水道事業」を加える。

第2条は、標茶町職員定数条例でありまして、地方公営企業法の適用範囲を現行の水道事業と同様に全部適用することから、新たに設置するものでございます。

条文にまいります。

（標茶町職員定数条例の一部改正）

第2条 標茶町職員定数条例（昭和30年標茶町条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表職員の定数第1項中「235人」を「230人」に改め、同表に次の1項を加える。

9 簡易水道事業の職員 5人

第3条は、標茶町特別会計条例でありまして、地方自治法上の特別会計に属する予算は、地方公営企業法の適用を受ける事業は除くものとされており、下水道事業と簡易水道事業が地方公営企業法の適用を受けることにより改正となっております。

条文へまいります。

（標茶町特別会計条例の一部改正）

第3条 標茶町特別会計条例（昭和39年標茶町条例第14号）の一部を次のように改正する。

本則第1項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号を同項第3号とし、同項第5号を削る。

附則ですが、冒頭説明申し上げましたが、簡易水道事業が地方公営企業法を適用し、水道事業と統合する改正に伴いまして、既存の標茶町簡易水道事業の設置等に関する条例を廃止する必要が生じたので、附則において行うものでございます。

本文にまいります。

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(標茶町簡易水道事業の設置等に関する条例の廃止)

2 標茶町簡易水道事業の設置等に関する条例(平成28年標茶町条例第17号)は廃止する。

以上で、議案第83号の提案趣旨並びに内容について説明を終わります。

引続き、関連します議案第84号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

議案書10ページ、議案説明資料15ページから19ページまで新旧対照表となっておりますので、あわせてご覧ください。

本案は、先ほど議案第83号の説明内容と重複いたしますが、地方公営企業法適用の推進による国の取組みにより、下水道事業を公営企業会計として適用する改正を行うものでございまして、施行日は令和6年4月1日から施行するものであります。

また、排水区の計画人口及び処理能力の数値につきまして、5年毎に社会情勢の変化を踏まえ実施している標茶町公共下水道事業計画の見直しを本年3月に北海道の手続きを完了し、令和5年度から更新していることに伴い、一部数値の変更がありましたので併せて改正するものであります。この部分につきましては、本年4月に遡及適用とするものでございます。

本文にまいります。

議案第84号 標茶町公共下水道設置条例の一部を改正する条例の制定について
標茶町公共下水道設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次ページへまいります。

標茶町公共下水道設置条例の一部を改正する条例

標茶町公共下水道設置条例(平成18年標茶町条例第36号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

標茶町下水道事業の設置等に関する条例

第1条及び第2条を次のように改める。

(下水道事業の設置)

第1条 生活排水の適正な処理の促進を図り、生活環境の保全と公衆衛生の向上及び公共用水域の水質の保全に資するため、標茶町下水道事業(以下「下水道事業」という。)を設置する。

(法の財務規定等の適用)

第2条 地方公営企業法(昭和27年法律第292号。以下「法」という。)第2条第3項及び地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第1条第2項の規定により、下水道事業に法第2条第2項に規定する財務規定等を適用する。

第3条に見出しとして「(経営の基本)」を付し、同条第1項を次のように改める。

下水道事業は常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営

されなければならない。

次ページへまいります。

第3条に次の2項を加える。

2 公共下水道事業の排水区の名称及び区域、排水区の面積及び計画人口、施設の名称及び位置等は、次のとおりとする。

第1号排水区の名称及び区域、以下の表につきまして、議案説明資料の15ページから16ページにかけて新旧対照表で記載しておりますが、改正する箇所はないため、細かい説明は省略し、以下の表のとおりでございます。

続きまして、「第2号排水区的面積及び計画人口」と次ページの「第3号施設の名称、位置及び規模」の表につきましては、同じく議案説明資料の16ページの新旧対照表で記載しておりますが、改正箇所のみについてご説明いたします。

第2号排水区的面積及び計画人口の表の一番右側の計画人口の欄中、上から順に改正箇所は3,610人、続いて170人、最後に270人でございます。

次ページにまいります。

第3号施設の名称、位置及び規模の表の同じく一番右側の処理能力の欄中、上から順に1日最大2,006立方メートル、続いて1日最大88立方メートル、最後に1日最大98立方メートルでございます。

3 農業集落排水事業の施設の名称、位置及び処理区域は、標茶町農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成13年標茶町条例第1号）第2条に定めるとおりとする。

第4条及び第5条を削り、本則に次の6条を加える。

この追加の6条の条文の中身につきましては、地方公営企業法の適用により、既存の水道事業の設置に関する条例から同じ条文を全て引用したものとなっており、文言的に変わったところはありません。

条文にまいります。

（重要な資産の取得及び処分）

第4条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない下水道事業の用に供する資産の取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあっては、その適正な見積額）が700万円以上の不動産又は動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（業務状況説明書類の作成）

第5条 町長は下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき毎年度4月1日から9月30日までの業務状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務状況を説明する書類を5月31日までに作成して公表しなければならない。

次ページへまいります。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに作成する書類においては前事業年度の決算の状況を、5月31日までに

作成する書類においては同日の属する事業年度の予算の概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1) 事業の概況

(2) 経理の状況

(3) 前2号に掲げるもののほか下水道事業の経営状況を明らかにするため町長が必要と認める事項

3 天災その他やむを得ない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を作成することができなかった場合においては、町長はできるだけ速やかにこれを作成しなければならない。

(利益の処分等)

第6条 毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額（以下「補填残額」という。）があるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により処分するものとする。

(1) 事業年度末日において企業債を有する場合

補填残額の20分の1を下らない金額（企業債の額からすでに積み立てた減債積立金の積立額を控除した額が補填残額の20分の1に満たない場合にあつては、その額）を企業債の額に達するまで、減債積立金として積み立てる方法

(2) 事業年度末日において企業債を有しない場合及び前号の規定により企業債の額に達するまで減債積立金を積み立てた場合

補填残額の20分の1を下らない金額（当該事業年度において減債積立金の積立額が企業債の額に達した場合にあつては、補填残額の20分の1から減債積立金として当該事業年度において積み立てた額を控除して得た額を下らない額）を利益積立金として積み立てる方法

次ページへまいります。

2 前項第1号の規定により減債積立金を積み立て、なお利益に残額がある場合は、同項第2号の規定に該当する場合を除き、その残額の全部又は一部を利益積立金として積み立てることができる。

3 前2項の規定により積み立てた積立金は、それぞれ次の各号に掲げる目的のために積み立てるものとし、当該各号に掲げる目的以外には使用することができない。

(1) 減債積立金 企業債の償還に充てる目的

(2) 利益積立金 欠損金をうめる目的

4 減債積立金を使用して企業債を償還した場合においては、その使用した減債積立金の額に相当する金額を資本金に組み入れるものとする。

5 第3項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を得た場合については、積立金をその目的以外に使用することができる。

(資本剰余金の処分等)

第7条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に当該内容を示す名称を付した

科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は、次に掲げる方法により処分するものとする。

(1) 次条第2項の規定に基づき欠損金の残額をうめるため、資本剰余金を取り崩す方法

(2) 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これらに類する金銭又は物件（以下「補助金等」という。）をもって取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額（物件にあっては、その適正な見積価額をいう。）を控除した金額を帳簿原価又は帳簿価額とみなして各事業年度の減価償却額を算出することができるもののうち、減価償却を行わなかった部分に相当するものが滅失し、又は

次ページへまいります。

これを譲渡し、撤去し、若しくは廃棄した場合において、損失を生じたときに、当該損失をうめるため、当該資本剰余金を取り崩す方法

（欠損の処理）

第8条 法第32条の2の規定により前事業年度から繰り越した利益をもって欠損金をうめ、なお欠損金に残額があるときは、利益積立金をもってうめるものとする。

2 前項の規定により利益積立金をもって欠損金をうめても、なお欠損金に残額があるときは、翌事業年度へ繰り越し、又は資本剰余金（前条第2項第2号の規定に基づき取り崩す方法により処分することができる部分を除く。）をもってうめることができる。

（委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則ですが、冒頭説明申し上げましたが、ただし書きの部分は、標茶町公共下水道事業計画の見直しに係る、遡及の内容でございます。本文にまいります。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項の改正規定は、令和5年4月1日から適用する。

以上で議案第84号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

まず初めに、議案第83号について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） なければ、次に議案第84号について質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、議題2案を一括して採決いたします。

議題2案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって議案第83号、議案第84号は原案可決されました。

◎議案第85号

○議長(菊地誠道君) 日程第5。議案第85号を議題といたします

本案について、提案理由の説明を求めます。

税務課長・齊藤君。

○税務課長(齊藤和伸君)(登壇) 議案第85号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律が令和5年5月19日に、関係する政令が令和5年7月20日に公布され、そのうち、国民健康保険税の改正が、令和6年1月1日から施行されるため、課税の事務処理上、国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたことから、提案するものでございます。

改正内容につきましては、子育て支援策の拡充として産前産後の出産時における保険税を軽減するものでございます。

また、本案につきましては、11月16日に行われた第7回標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、原案による答申をいただいておりますことを申し添えます。

議案書17ページをご覧ください。

議案第85号 標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

次のページをご覧ください。

標茶町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

標茶町国民健康保険税条例(平成11年標茶町条例第33号)の一部を次のように改正する。

以下、内容についてご説明します。

別冊の議案説明資料27ページ、議案第85号資料②をお開きください。

議案第85号資料②

区分、改正項目「1. 国民健康保険税の減額」で、関係条項は、条例第23条、改正内容は、関係法令の改正による規定の整理で、子育て世帯の負担軽減の観点から、出産被保

険者の保険税について、産前産後期間相当分として、出産被保険者の基礎課税額分、後期高齢者支援金等課税額分及び介護納付金課税額分の所得割額及び均等割額をそれぞれ12か月で割ったものを単胎妊娠の場合は4か月、双子以上の多胎妊娠の場合は6か月を乗じた額を減額するものです。ただし、均等割額が7割、5割、2割の軽減を受けている場合は、7割、5割、2割の軽減を適用した後の税額について当該産前産後の減額の計算をいたします。減額される税額についての計算方法等につきましては、資料○印の記載のとおりでございます。

議案書18ページをご覧ください。改正文を読み上げます。

第23条に次の1項を加える。

3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2） 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（3） 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（4） 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（5） 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（6） 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額

当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額次の第24条の3は、第23条第3項の減額の適用を受けるための届け出について規定を整備するものです。

第24条の2の次に次の1条を加える。

（出産被保険者に係る届出）

第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

（1） 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

（2） 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

（3） 出産の予定日

（4） 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

（5） その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

（1） 出産の予定日を明らかにすることができる書類

（2） 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

（3） 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において 明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

附則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の標茶町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上で、議案第85号の提案趣旨並びに内容の説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

深見君。

○1 番（深見 迪君） いくつかまとめて質問いたします。

一つ目は、これ出産予定月になっていますけど、当然ずれることも考えられますよね。ずれた場合でも、単胎の場合は4か月、多胎6か月という解釈でよろしいでしょうか。

それからもう一つは、死産、流産、早産及び人工中絶でもお産には変わらないわけですし、この場合もきちんと含まれるかということと、死産、流産、早産、人工の場合は妊娠の何日以上とかいうのは決まっているのでしょうか。

以上です。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・齊藤君。

○税務課長（齊藤和伸君） お答えいたします。

出産予定月につきましては、ずれたとしても単胎妊娠は4か月、多胎妊娠は6か月が減額対象ということに変更はございません。後、今回の制度の適用につきましては、妊娠85日以上妊娠であれば、早産、死産、流産も軽減の対象になります。ですので、この部分につきましては、担当係とも連携して、漏れの無いように慎重に取り扱っていきたいというふうに考えております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○4 番（鈴木裕美君） 今のに関連するんですが、出産予定日の4か月の所得、それから多胎の場合には3か月前なんですが、これは国からの決まりで、自治体から独自で4か月とかいうふうにすることはできないのでしょうか。

○議長（菊地誠道君） 税務課長・齊藤君。

○税務課長（齊藤和伸君） お答えいたします。

今回の4か月、6か月としている根拠の部分についてなんですけども、厚労省からの回答としましては、被用者保険の基準に合わせているという回答内容にございまして、併せて労働基準法のほうでも産前産後の規定ということで、6週間以内に出産する予定の女性、または、産後8週間経過しない女性を就業させてはならないという規定がございます。それをちょうど当てはめてみますとこの4か月、多胎妊娠の場合にあっては14週間以内に出産する女性を就業させてはいけないという規定がございまして、だいたいこれと一致している内容となっております。

○議長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって議案第85号は原案可決されました。

◎議案第86号

○議長（菊地誠道君） 日程第6。議案第86号を議題といたします

本案について、提案理由の説明を求めます。

住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君）（登壇） 議案第86号「標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について」の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案につきましては、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律が改正されたことに伴い、所要の改正を行うもので、内容といたしましては現在、マイナンバーカードを利用して、印鑑登録証明書をコンビニ交付することができますが、新たにマイナンバーカードの利用者証明用電子証明書をスマートフォンに搭載し、それを利用して、印鑑登録証明書のコンビニ交付ができるものとするものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

議案書の21ページをお開きください。また、議案説明資料29ページは新旧対照表となっておりますので併せてご覧ください。

議案第86号 標茶町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

標茶町印鑑条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

標茶町印鑑条例の一部を改正する条例

標茶町印鑑条例（平成12年標茶町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10号第2項の改正となりますが、記載のあります「利用者証明用電子証明書」とは今まで、マイナンバーカードのことを指しておりましたが、法改正によりマイナンバーカードについては「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」とされ、スマートフォンに搭載したものは「移動端末設備用利用者証明用電子証明書」として定義づけられたことから、それらを規定するものであります。

条文にまいります。

第10条第2項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に改め、「第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）」の次に「、移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を記録した電磁的記録媒体（同項に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組

み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）」を加え、「暗証番号その他必要な事項を入力する」を「必要な操作を自ら行う」に改める。

附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第86号の提案趣旨並びに内容説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって議案第86号は原案可決されました。

◎議案第87号

○議長（菊地誠道君） 日程第7。議案第87号を議題といたします

本案について、提案理由の説明を求めます。

総務課長・齊藤君。

○総務課長（齊藤正行君）（登壇） 議案第87号の提案趣旨及び内容についてご説明申し上げます。

議案第87号は、会計年度任用職員の処遇改善として新たに勤勉手当を支給するものです。

地方自治法の一部を改正する法律の成立により、令和6年4月1日から、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給することができるものとされました。このような状況を踏まえ、本町としまして、令和6年4月1日から、会計年度任用職員に対し、勤勉手当を支給すべく、所要の改正をするものであります。

以下、内容についてご説明申し上げます。

議案説明資料は30ページから新旧対照表を添付しておりますのでご覧願います。

議案書23ページをお開きください。

議案第87号 標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正す

る条例について

標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するというものです。

次ページにまいります。

標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

標茶町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年標茶町条例第19号）の一部を次のように改正するものです。

まず、第13条の改正ですが、期末手当の支給対象となるフルタイム会計年度任用職員は、任期が6月以上の者に限りませんが、6月未満の任期の合計が1会計年度内で6月以上になった場合や前会計年度から引き続いてフルタイム会計年度任用職員に任用された場合など、第13条第2項又は第3項の条件を満たす場合は、支給対象としておりました。またパートタイム会計年度任用職員の方に対する期末手当の任期の考え方もこの規定を準用してきたものです。今回、勤勉手当の支給についても対象となる任用期間は、期末手当と同様とすることから、この条文にフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当とパートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の条項を追加するものです。また、新たにフルタイム会計年度任用職員の勤勉手当の条項を第13条の2として追加するものです。

条文にまいります。

第13条第2項中「及び第23条」を「、次条、第23条及び第23条の2」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第13条の2 給与と条例第17条の規定は、任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

第2項 任期の定めが6月に満たないフルタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該フルタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第3項 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にフルタイム会計年度任用職員として任用された者の任期（6月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなす。

第19条の第5項は用語の整理を行うものです。

条文にまいります。

第19条第5項中「箇」を削る。

続いて、第23条の改正です。第23条はパートタイム会計年度任用職員の期末手当について規定しておりますが、その支給対象となるものについて、新たに支給する勤勉手当は期末手当の対象とするものと同様とすることを規定するものです。条文にまいります。

第23条第1項中「この条」の次に「及び次条」を、「次項」の次に「及び次条」を、「失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日」の次に「。次条において同じ。」を加え、同項後段中「除く。」の次に「次条において同じ。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

続いての改正は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の条項を新たに第23条の2として、追加するものでございます。

(パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当)

第23条の2 給与条例第17条の規定は、任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、給与条例第17条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等については給料額を算出率で除して得た額）」とあるのは、「それぞれの基準日以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

第2項 任期の定めが6月に満たないパートタイム会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該パートタイム会計年度任用職員は、当該会計年度において、前項に規定する任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

第3項 6月に勤勉手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日にパートタイム会計年度任用職員として任用された者の任期の定めと前会計年度における任期の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなす。

最後に附則でございします。

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する、というものです。

以上で議案第87号の提案趣旨並びに内容についての説明を終わります。

○議長（菊地誠道君） 本案の審議に入ります。

これより質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって議案第87号は原案可決されました。

◎議案第88号ないし議案第92号

○議長（菊地誠道君） 日程第8。議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号を一括議題といたします。

議題5案の提案理由の説明を求めます。

企画財政課長・長野君。

○企画財政課長（長野大介君）（登壇） 議案第88号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和5年度一般会計補正予算第9号であります。

本格シーズンを迎えた除雪対策、その他事務、事業等についての補正を見込み、歳入歳出それぞれ1億7,884万7,000円を追加し、総額を124億1,113万2,000円としたいというものでございます。

歳出の主なものを申し上げますと、増額では、住民税及び戸籍・住民票等のシステム改修のための協議会負担金946万5,000円、常設保育所会計年度任用職員報酬840万6,000円、常設保育所業務委託料101万1,000円、後期高齢者医療費療養給付費負担金945万3,000円、トレーニングセンター器具購入費450万円、有害鳥獣駆除事業補助金307万7,000円、除雪対策費1億4,700万5,000円、北海道ウィルズを応援する会補助金250万円を追加し、減額では、合葬墓建設工事請負費359万5,000円、育成牧場牧野管理費2,046万6,000円、農地費601万円の減額などとなっております。

他会計への繰出については、国民健康保険事業へ15万4,000円、介護保険事業会計へ170万3,000円、病院事業会計負担金、補助金合わせて880万3,000円をそれぞれ追加しております。

歳入につきましては、それぞれの特定期源を見込み、地方交付税、前年度繰越金、寄付金を充当し、収支のバランスを図ったところであります。

また、繰越明許費2件、債務負担行為2件、地方債4件の補正提案をいたしております。以下、内容についてご説明いたします。

補正予算書、1ページをお開きください。

令和5年度標茶町一般会計補正予算（第9号）

令和5年度標茶町の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,884万7,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億1,113万2,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条 債務負担行為の補正は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の補正は、「第4表 地方債補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

13ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから3ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

4ページをお開きください。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。

2款総務費、1項総務管理費、事業名が社会保障・税番号制度システム整備事業、新規の設定でございます。補正後が821万8,000円とするものです。

4款衛生費、2項清掃費、事業名ごみ運搬車購入事業、補正前の額が3,081万3,000円から46万7,000円を減額しまして、補正後で3,034万6,000円とするものです。

次ページをお開きください。

「第3表 債務負担行為補正」でございます。

事項は標茶町農業研修センター指定管理料。新規の設定でございます。補正後の期間、令和6年度から令和10年度。限度額、1,750万円とするものです。

事項、畜産特別支援資金（令和5年度）。こちらも新規の設定でございます。補正後の期間、令和6年度から令和30年度。限度額が1,721万円に対する利子補給（0.18%）、44万7,000円とするものです。

22ページをお開きください。

「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」です。

事項が標茶町農業研修センター指定管理料。補正後の債務負担行為の限度額、1,750万円。当該年度以降の支出予定額、期間が令和6年度から令和10年度。金額が1,750万円。財源内訳ですが一般財源1,750万円とするものです。

次が、事項が畜産特別資金（令和5年度）。債務負担行為の限度額、融資金1,721万円に対する利子補給0.18%、44万7,000円。当該年度以降の支出予定額、期間が令和6年度から令和30年度。金額は44万7,000円。財源内訳ですが国道支出金、29万8,000円。一般財源、14万9,000円とするものです。

合計では債務負担行為の限度額、5億2,730万円。前年度末までの支出（見込）額、3億3,579万6,000円。該年度以降の支出予定額、1億9,150万4,000円。括弧内の6,518万6,000円は、令和5年度の支出予定額であり、当初の予定額と変更はございません。

財源内訳ですが、国道支出金、1,811万8,000円。その他、4,428万6,000円。一般財源、1億2,910万円とするものです。

6ページお開きください。

「第4表 地方債補正」でございます。

1 過疎対策事業、通信業務共同化システム統合から虹別64戦農道整備まで、補正前の限度額3億210万円に2億3,210万円を追加し、補正後の限度額を5億3,420万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

2 地域活性化事業、4 緊急防災・減災事業につきましては、皆減でございます。

8 辺地対策事業、茅沼地区観光宿泊施設整備事業、補正前の限度額2億4,310万円に1,100万円を追加し、補正後の限度額を2億5,410万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前に同じであります。

合計では、補正前の限度額9億2,285万2,000円に2,090万円を追加し、補正後の限度額を9億4,375万2,000円とするものです。

23ページをお開きください。

「地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」でございます。

合計で申し上げます。当該年度中起債見込額、補正前の額9億2,285万2,000円に補正額2,090万円を追加し、補正後の額9億4,375万2,000円とするものです。当該年度末現在高見込でございますが、補正前の額135億246万1,000円に補正額2,090万円を追加し、補正後の額を135億2,336万1,000円とするものです。

以上で、議案第88号の提案趣旨並びに内容説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第92号の提案趣旨についてご説明いたします。

本案につきましては、令和5年度一般会計補正予算第10号であります。

国では、物価高に最も切実に苦しんでいる低所得者世帯に対し、重点支援地方交付金の支援枠を拡大し、住民税非課税世帯1世帯当たり7万円を追加支援されることが決定されたため、本事業に要する経費などとして、歳入歳出それぞれ7,087万1,000円を追加し、総額を124億8,200万3,000円としたいというものでございます。

以下、内容についてご説明いたします。

補正予算書、1ページをお開きください。

令和5年度標茶町一般会計補正予算（第10号）

令和5年度標茶町の一般会計補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,087万1,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億8,200万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

13ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから3ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

以上で、議案第92号の提案趣旨並びに内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 住民課長・村山君。

○住民課長（村山新一君）（登壇） 議案第89号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和5年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）で、内容につきまして、子育て世帯に係る負担軽減の観点により、出産被保険者の保険税が産前産後の期間減免される措置に伴い、北海道国保本体のシステム改修費用を負担金として補正し、同額を一般会計からの繰入金として補正するものです。

なお、本案につきましては、令和5年11月16日開催の、標茶町の国民健康保険事業の運営に関する協議会に諮問し、答申をいただいていることを申し添えます。

以下、補正予算書に基づき説明いたします。

別冊補正予算書1ページをお開きください。

令和5年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）

令和5年度標茶町の国民健康保険事業事業勘定特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15万4,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,563万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

8ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

なお、2ページから3ページまでの「第1表 歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

以上で、議案第89号の提案趣旨並びに内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 保健福祉課長・浅野君。

○保健福祉課長（浅野隆生君）（登壇） 議案第90号の提案趣旨並びに内容についてご説明いたします。

本案は、令和5年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）でありまして、保険事業勘定につきましては、地域支援事業費において、通いの場活動支援事業での健康づくり運動指導員を複数配置といたしたいことから、歳入歳出それぞれ32万6,000円を追加し、総額を9億2,186万円とするものでございます。

介護サービス事業勘定につきましては、現在使用している乾燥機が故障により、使用不能となったことから更新を行いたく、歳入歳出それぞれ165万円を追加し、総額を6億5,396万6,000円とするものでございます。

なお、財源につきましては、それぞれの特定期財源を見込み、繰入金により収支を整えたところでございます。

また、債務負担行為1件の提案をさせていただいているところでございます。

以下、補正予算書に基づき、ご説明いたします。

介護保険事業特別会計補正予算書1ページをご覧ください。

令和5年度標茶町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和5年度標茶町の介護保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万6,000円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億2,186万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 保険事業勘定歳入歳出予算補正」による。

第2条 介護サービス事業勘定歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ165万円を追加し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,396万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

以下、内容について、歳入歳出補正予算事項別明細書に従いご説明いたします。

11ページをお開きください。

（以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略）

6ページをお開きください。

「第3表 債務負担行為補正」でございます。

新規の設定でございます。

事項はやすらぎ園及びデイサービスセンター給食調理業務。期間は令和6年度。限度額は4,100万円とするものです。

16ページをお開きください。

「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書」でございます。

事項、やすらぎ園及びデイサービスセンター給食調理業務。債務負担行為の限度額、補正後の部分で4,100万円。前年度末までの支出（見込）額はございません。当該年度以降の支出予定額、期間、令和6年度。金額、4,100万円。財源内訳につきましては、一般財

源4,100万円。

合計では債務負担行為の限度額、4,100万円。前年度末までの支出（見込）額はございません。当該年度以降の支出予定額、4,100万円。財源内訳につきましては、一般財源で4,100万円でございます。

なお、2ページから5ページまでの「第1表 保健事業勘定歳入歳出予算補正」及び「第2表 介護サービス事業勘定歳入歳出予算補正」につきましては、ただいまの説明と重複いたしますので説明を省略いたします。

以上で、議案第90号の提案趣旨並びに内容説明を終わらせていただきます。

○議長（菊地誠道君） 病院事務長・伊藤君。

○病院事務長（伊藤順司君）（登壇） 議案第91号の提案趣旨並びに内容についてご説明申し上げます。

本案は、令和5年度標茶町病院事業会計補正予算（第3号）で、収益的収入支出それぞれ952万3,000円を追加し、総額を13億4,624万7,000円にしたいというものであります。

収益的収入及び支出補正の主なものを申し上げますと、収入では、「医療・介護・障がい施設等物価高騰対策支援金」72万円の追加。

なお、総務省の繰出し基準に基づき、他会計補助金負担金、併せて880万3,000円を追加し、収支を整えるものであります。

支出では、排水設備等、ボイラー軟水処理施設などの関わる修繕としまして、修繕費450万円、人材紹介会社の手数料500万円をそれぞれ追加補正するものです。

以下、内容につきまして1ページからご説明申し上げます。

予算書1ページをお開きください。

令和5年度標茶町病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和5年度標茶町病院事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和5年度標茶町病院事業会計予算（以下「予算」という）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款、病院事業収益。補正予定額952万3,000円を追加し、13億4,624万7,000円に。第2項、医業外収益。補正予定額952万3,000円を追加し、6億3,327万2,000円に。

支出、第1款、病院事業費用。補正予定額952万3,000円を追加し、13億4,624万7,000円に。第1項、医業費用、補正予定額950万円を追加し、13億2,909万5,000円に。第2項、医業外費用、補正予定額2万3,000円を追加し、1,665万2,000円とするものでございます。

（他会計からの繰入金）

第3条 予算第6条に定めた一般会計からこの会計へ補助、負担を受ける金額を、次のとおり補正する。

（1）医療対策費補助、補正予定額879万1,000円を増額し、2億3,622万8,000円に。

(3) 企業債償還金負担、補正予定額 1 万 2,000 円を増額し、7,949 万 1,000 円に。合計、補正予定額 880 万 3,000 円を増額し、9 億 953 万 2,000 円とするものでございます。

次に補正予算説明書によりご説明いたします。

4 ページをお開きください。

(以下、補正予算説明書に基づき説明のため、記載省略)

次に 2 ページですが、こちらは補正予算実施計画で、ただいまの説明と内容が重複いたしますので省略させていただきます。

なお、本案につきましては、11 月 16 日開催の第 2 回標茶町立病院運営委員会におきまして、承認されていますことをご報告申し上げます。

以上で、議案第 91 号の提案趣旨並びに内容について、説明を終わります。

○議長(菊地誠道君) お諮りいたします。

ただいま議題となりました議題 5 案は、直ちに議長を除く全員で構成する「議案第 88 号・議案第 89 号・議案第 90 号・議案第 91 号・議案第 92 号審査特別委員会」を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議題となりました議題 5 案は、議長を除く全員で構成する「議案第 88 号・議案第 89 号・議案第 90 号・議案第 91 号・議案第 92 号審査特別委員会」に付託をし、審査することに決定をいたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 2 時 38 分

再開 午後 3 時 40 分

○議長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎意見書案第 15 号

○議長(菊地誠道君) 日程第 9。意見書案第 15 号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第 40 項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「意義なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第15号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がないものと認めます。

よって、意見書案第15号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

◎意見書案第16号

○議長(菊地誠道君) 日程第10。意見書案第16号を議題といたします。

お諮りいたします。

議題となりました意見書案については、会議規則運用細則第40項の規定により、趣旨説明と質疑を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「意義なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、意見書案については、趣旨説明と質疑を省略することに決定をいたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) 討論はないものと認めます。

これより、意見書案第16号を採決いたします。

意見書案を原案のとおり決定してご異議ございませんか

(「異議なし」の声あり)

○議長(菊地誠道君) ご異議がないものと認めます。

よって、意見書案第16号は原案可決されました。

なお、本意見書は、議長において、国会及び関係行政庁へ提出をいたします。

◎閉会中継続調査の申し出について

○議長(菊地誠道君) 日程第11。閉会中継続調査の申し出を議題といたします。

総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長から、会議規則第73条の規定により、閉会中継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、いずれも閉会中の継続調査としてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、総務経済委員会、厚生文教委員会、広報委員会、議会運営委員会の各委員長からの申し出のとおり、閉会中継続調査と決定をいたしました。

◎日程の追加

○議長（菊地誠道君） ただいま、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号審査特別委員会委員長から、審査報告書が提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議題5案を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定をいたしました。

◎議案第88号ないし議案第92号

○議長（菊地誠道君） 議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号を議題といたします。

お諮りいたします。

本案に関し、付託いたしました議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号審査特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定により、審査報告書が提出されております。

会議規則第39条第3項の規定により、委員長の報告を省略いたしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の報告は、省略することに決定いたしました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） 討論はないものと認めます。

これより本案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、いずれも原案可決すべきものであります。

本案を委員長報告のとおり、決定してご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第88号、議案第89号、議案第90号、議案第91号、議案第92号は、委員長報告のとおり原案可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上で、本定例会に付議された事件の議事は全部終了いたしました。

これで本日の会議を閉じます。

◎閉会の宣告

○議長（菊地誠道君） 以上をもって、令和5年標茶町議会第4回定例会を閉会いたします。

（午後 3時46分閉会）

以上、会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 菊 地 誠 道

署名議員 5 番 鴻 池 智 子

署名議員 6 番 齊 藤 昇 一

署名議員 7 番 黒 沼 俊 幸

